

# 予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、教育委員会、警察本部＞

開催日時 平成23年3月7日（月） 10:05～17:32

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

中野 雅史 委員長  
藤野 良次 副委員長  
井岡 正徳 委員  
岡 史朗 委員  
宮本 次郎 委員  
田中 惟允 委員  
奥山 博康 委員  
安井 宏一 委員  
中村 昭 委員  
小泉 米造 委員  
山下 力 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事  
稲山 総務部長  
川端 危機管理監  
富岡 教育長  
和田 警察本部長  
幡谷 警務部長  
福井 刑事部長  
安道 生活安全部長  
松本 交通部長  
平城 警備部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

## 議 事 2月定例県議会提出議案について

### 会議の経過

○中野（雅）委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、傍聴について、当委員会は本日より3月11日まで開催されますが、傍聴の申し出があった場合は各審査日とも20名を限度に許可することとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきます。

なお、本日、1名の方から傍聴の申し出がありますので、入室をしていただきます。

次に、参考人の出席要請の件についてお諮りをいたします。

平城遷都1300年祭について、3月10日午前10時からの部局別審査及び質問がある場合には、3月11日の午後の総括審査において社団法人平城遷都1300年記念事業協会の田中事務局副局長、中芝交通・安全・会場サービス担当次長、中山県内・広域事業担当次長を参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

さように決しました。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、教育委員会、警察本部の審査を行います。

なお、本日、岡本公安委員に出席いただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

議案について、総務部長、危機管理監、教育長、警察本部長の順に説明をお願いをいたします。

○稲山総務部長 それでは初めに、平成23年度当初予算案の概要等並びに総務部所管の主要事業の概要につきまして、説明をいたします。

「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の1ページ、予算案の総額はそれぞれ記載のとおりです。平成23年度予算案につきましては、地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくるため、引き続き経済の活性化と暮らしの向上を2本柱として、各般の政策課題に積極的に対応することといたしました。なお、4月に知事選挙があることから、新たに判断を要する事業や公共事業の新規箇所等につきましては、知事選挙後の補正予算による対応を想定しています。この結果、平成23年度一般会計の当初予算の規模は4, 5

77億1,100万円、前年度比76億700万円、1.6%の減となりました。

2ページ、一般会計予算案の歳入の款別内訳です。県税は法人県民税、法人事業税は一部に持ち直しの動きが見られる企業収益を反映し、平成22年度予算を上回りますが、個人県民税の落ち込みが大きく、県税収入全体としては微増にとどまっています。一方、地方譲与税は地方法人特別譲与税の増加により、全体で26億9,600万円の増となっています。地方交付税は地方財政計画で地方税の増収が見込まれたことなどから、本県でも地方交付税とその振りかえであります臨時財政対策債の合計では、対前年度50億円の減となったところです。

国庫支出金は前年度比77億400万円の減となりました。普通建設事業に係る国庫支出金が減となっていますが、公共事業の新規箇所等は6月補正予算の対応を予定しております。

繰入金には国補正予算等で造成などを行った各種基金を積極的に活用したことから65億5,000万円の増となりました。

県債は臨時財政対策債が140億円減少したことに加え、通常債の発行抑制等により、発行総額は前年度に比べ176億4,100万円の減となりました。

3ページ、一般会計予算案の歳出の款別内訳です。内訳は記載のとおりです。

4ページ、県税の税目別の状況です。先ほどご説明いたしましたとおり、県税収入全体としては微増にとどまっています。

5ページから6ページまでは税制改正案の概要です。個人住民税による諸控除の見直し、個人住民税における寄附金税制の拡充、上場株式等に係る配当、譲渡所得等の軽減税率の適用期限の延長、たばこ税の税率調整による県から市町村への税源移譲等に関する所要の改正を行うものです。

6ページ、地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金の概要です。記載のとおりとなっています。

7ページ、地方交付税、使用料及び手数料の改正案の概要です。地方交付税は先ほど歳入でご説明させていただいたとおりでございます。使用料及び手数料の改正案につきましては、今春、再オープン予定の平城京歴史館の入場料を定めるほか、法令の改正により新たに実施する事務等について手数料の額を定めるなど、公正な受益者負担の観点等から所要の改正を行うものです。

8ページ、県債の概要は、記載のとおり内訳となっております。

9 ページ、一般財源の概要の内訳は記載のとおりです。

10 ページから 11 ページは歳出予算の性質別の概要です。内訳は記載のとおりです。

12 ページ、予算規模の推移でございます。

13 ページ、組織の整理、14 ページ、職員定数、15 ページ、給与費の概要でございます。直面する多様な行政課題に的確に対応し、より機動的で効率的な組織体制とするため、部局の再編等や課、室の新設・再編を行うものです。また、定数につきましては一般行政部門の定員削減とともに、児童生徒数の減に伴う教員の定数減を図る一方で、県民サービスに一層の向上を図るため、医師、看護師や警察官については増員することとしました。予算案等についての総括的な説明は以上です。

続きまして、後ほど危機管理監が説明いたしますものを除く総務部所管の主要事業について、新規事業を中心に説明いたします。

18 ページ、1 の全庁的なマネジメントサイクルの推進、(1) 県民へのわかりやすい県政情報の発信につきましては、刊行物等による県政広報として県民だより奈良を発行し、県民の関心が高い情報をより豊富にわかりやすく提供してまいります。そのほか、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどの各種媒体を活用し、県政情報の発信を行います。テレビ番組につきましては、県が取り組む施策をわかりやすくお知らせするため、子どもの目線を取り入れた新たな番組を制作、放送いたします。統計情報発信事業以下3事業では、統計データから見た奈良県の姿を県民にわかりやすく紹介する冊子を作成するとともに、県ホームページに掲載する統計資料の充実を図るものです。

19 ページ、(2) 県民ニーズの把握と幅広い情報収集といたしまして、あしたのなら表彰では、分野や経験年数にとらわれず、県民に元気や感動を与える活動を行っている個人や団体を表彰します。

(3) マネジメント力の強化としては、行政評価の実施によりマネジメントサイクルを推進するほか、新たに若手職員の政策提案を支援すること等により庁内の政策形成をサポートします。2 の簡素・公正で透明性の高い行政の推進につきましては、情報公開制度の実施や総務事務システムの更新により、事務の適正化と効率化を推進します。

20 ページ、3 の歳入の確保でございます。(1) 自主財源の確保では、(仮称)自動車税事務所を平成24年1月1日に設置し、自動車税の徴収体制の充実・強化を図るとともに、納税者の利便性を確保するため、コンビニエンスストアを活用した収納など多様な県税収納手段の提供を進めるほか、個人住民税滞納者に対する徴収強化を図るため、県税務

職員の市町村への派遣など、税収の確保に努めます。

また、ふるさと奈良県応援寄附金推進事業といたしまして、県外の奈良県出身者等とのつながりを深め寄附金の受け入れを促進するほか、公の施設等において有料広告等の導入を推進するなど、自主財源の確保に努めます。さらに（２）資金調達が多様化を図るため、引き続き全国型市場公募地方債を発行いたします。

21ページ、4の県有資産の有効活用につきましては、北部再配置計画に基づき、平成24年1月の供用開始を目指し、旧片桐高校及び法蓮庁舎の改修工事を引き続き行います。また、旧耳成高校跡地の活用として、運動場部分に「食・農・観」をコンセプトとした民間施設を誘致するとともに、調整池等整備のための設計を行います。なお、引き続き低・未利用資産の整理や県庁舎屋上開放事業に取り組んでまいります。

5の戦略的な人材の養成については、職員の意識向上を図るため、インタビュー形式の職員アンケート調査を実施するほか、より実践的かつ効果的な職員研修を行うこととし、研修所における研修をはじめ、各部局で実施している研修につきましても、講師を派遣することにより人材育成に努めてまいります。また、職員の民間企業等への派遣研修につきましては、県の施策に関連する企業、団体等に引き続き派遣します。

22ページ、6の電子自治体の推進については、物品電子入札等システムの導入のほか、自治体クラウドの技術活用の検討及び市町村支援などの事業を行います。また、7の過疎地域等における情報化の推進では、引き続き山間地域ケーブルテレビ施設整備を実施した下市町ほかへ補助を行います。さらに携帯電話の不感地域解消を図るため五條市ほかへの助成や、23ページに記載のとおり、地上デジタル放送移行に向け、対象地区の拡大を図るなど、普及促進を図ってまいります。

8の防災・危機管理の推進については、後ほど危機管理監から説明をいたします。

129ページから136ページにかけては、組織力の向上と財政の健全化についてまとめたものです。内容については各説明と重複する部分がありますので、本日は説明を省略いたします。

続きまして、「平成22年度2月補正予算（当初提案分）の概要」をご覧ください。一般会計補正予算は歳入歳出それぞれ56億3,200万円余です。今回の補正予算では国の緊急総合経済対策補正予算を活用し、地域の活性化に資する事業を進めるとともに、基金の積み立て等を行うこととしました。特定財源及び一般財源の内訳につきましては記載のとおりです。

歳出予算については後ほど危機管理監がご説明いたしますものを除き、総務部に関するものはございません。また、その他の項目につきましては所管部局長からそれぞれ説明をさせていただきます。

2 ページ、(2) 繰越明許費補正ですが、後ほど危機管理監が説明するものを除き、総務部に関するものはございません。

続きまして、総務部所管分の条例について説明をいたします。「平成23年2月県議会提出条例」の目次をごらんください。

条例につきまして、当初提案分が平成23年度議案、平成22年度議案、合わせて19件、追加提案分が1件で合計20件。内訳は一部改正が16件、廃止が1件、制定が3件です。うち総務部関係が6件、すべて一部改正でございます。

1 ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例です。行財政改革を推進するとともに定員のより一層の適正化を図るため、要旨記載のとおり知事部局、教育委員会、警察職員等の定数につきまして改正を行います。

2 ページ、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例です。特殊勤務手当の支給限度額の改定を行うために改正をするものです。改正内容は、病院に勤務する職員の特殊勤務手当として、深夜に助産師、看護師及び准看護師が勤務した場合に支給する手当の支給限度額を、勤務1回につき8,600円に引き上げます。

3 ページ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例です。厳しい財政状況等にかんがみ、知事、副知事、常勤の委員及び一般職の職員の給与の額を減ずる特例措置の実施期間の1年間延長等を行うために改正するものです。改正内容は、平成23年4月以降、主事級から課長補佐級の職員につきましては給与の減額措置を廃止するものの、部長、次長級の職員は減額割合を3%、課長級の職員は2%、主幹、小規模所長級の職員は0.5%として減額措置を継続します。

5 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。総務部の所管は1の(2)奈良県行政財産使用料条例の改正です。道路法施行令の改正に伴い、行政財産の敷地等に設置される電柱等の使用料の改正を行います。平成23年4月1日から施行することとしております。

6 1 ページ、奈良県森林環境税条例の一部を改正する条例です。内容は、個人及び法人の県民税について均等割の税率の特例の適用期限を、個人の県民税については平成27年度分まで、法人の県民税については平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分

まで延長するものです。平成23年4月1日から施行することとしております。

68ページ、奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例です。内容は、製造の事業の用に供する生産施設等に係る事業税並びに旅館業の用に供する宿泊施設に係る事業税及び不動産取得税の特例措置について、適用期限を平成28年3月31日まで5年間延長するものです。その他所要の規定の整備を行い、平成23年4月1日から施行することとしております。総務部関係の条例は以上です。

続きまして、契約の締結についてご説明いたします。「条例その他予算外議案」をごらんください。

84ページ、包括外部監査契約の締結についての議案です。契約の目的、始期、金額、相手方は記載のとおりです。以上が当初提案に係るものです。

続きまして、追加提案をいたしました補正予算の関係などにつきましてご説明いたします。「平成22年度一般会計特別会計補正予算その他（追加提案分）」の目次をごらんください。提出議案の総括的な概要及び総務部に関する事項についてご説明申し上げます。追加提案議案は予算案が5件、条例1件、契約等7件、報告1件の計14件です。条例、契約等、報告につきましては、総務部に関するものはございません。

平成22年度2月補正追加提案分の概要と総務部に関する歳出予算の内容についてご説明申し上げます。「平成22年度2月補正予算（追加提案分）の概要」をごらんください。

一般会計補正予算案は増額補正が133億5,400万円余、減額補正が78億7,300万円余、合計54億8,100万円余の増額です。現計予算で不足が生じているもの等について増額するとともに、事業の年度内の執行を見通して減額するなど、必要な措置を講じたものです。特定財源及び一般財源の内訳につきましては記載のとおりです。

歳出予算の概要以下につきましては、総務部に関するものを中心に説明いたします。その他の項目については所管部局長からそれぞれご説明をいたします。

まず増額補正でございますが、私立高等学校等就学支援事業は当初見込みより対象生徒数が増加したことにより、また、ふるさと応援基金積立金はふるさと応援寄附金の増により積立金をそれぞれ増額するものです。

2ページ、県税交付金は、地方消費税清算金の増収及び自動車取得税の減収に伴い、町村への交付金を補正するものです。

公債費は、今後の財政負担を軽減するため県債の繰り上げ償還を行うものです。

財政調整基金積立金は、企業立地促進補助金の不用額等を積み立てるものです。

次に減額補正について、4ページ、退職手当は退職者が見込みより少なかったことによる減額です。内訳は、知事部局が8億円、警察本部は2億8,400万円、教育委員会が3億800万円です。

県税還付金は法人事業税等に係る還付金で4億5,000万円不用が生じたものでございます。

4ページから6ページにかけて、繰越明許費補正で新規が44件、変更が14件となっております。総務部に関するものは、県有資産有効活用事業で旧片桐高校及び法蓮庁舎の改修工事、保健環境研究センターの移転に向けた設計について、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより繰り越しとなるものです。

7ページ、特別会計の補正予算ですが、4の奈良県公債管理特別会計は一般会計の減額と連動するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○川端危機管理監 それでは、危機管理監の所管に関するもののご説明をいたします。

「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の23ページ、8の防災・危機管理の推進でございます。

まず、(1)地域防災力の向上の地震防災対策アクションプログラム推進事業ですが、平成17年度に策定いたしました地震防災対策アクションプログラムについて、引き続き関係各課と連携し、アクションプログラムに沿って地震防災対策を計画的に推進してまいります。

地域防災力向上事業ですが、災害ボランティアコーディネーターの養成事業については、実施期間や研修内容をさらに充実させ、市町村の災害時におけるボランティアの受け入れ態勢の整備に資することにより、地域の防災力が向上できるように支援を行います。さらに災害時職員アクションマニュアルを作成し、県職員の意識高揚並びに災害時の業務の円滑な推進を図ります。

次に、防災訓練事業でございますが、災害対応力のかん養、関係機関との連携の強化等を目的とし、防災総合訓練等を実施します。また、県防災行政無線管理運営事業ですが、平成13年に再整備し運用を行っているところですが、引き続きシステムの安定的な運用を図るため、衛星通信設備の一部更新等を行います。(2)消防力の充実強化につきましては、消防防災ヘリコプターの運航管理、消防力強化支援事業等、所要の予算を計上して



おります。

24 ページ、市町村消防広域化推進事業です。大規模災害に即応できる体制が求められる中で、非常備村を解消し13消防本部を一本化とする県推進計画に基づき、平成21年4月に県消防広域化協議会が設立され、平成25年4月の消防広域化に向けて準備が進められております。引き続きこの消防広域化協議会の運営費の一部を助成するものです。

救急搬送及び医療連携協議会運営事業については、消防法の一部改正に伴い、県が消防や医療など関係機関の協力のもと、本年1月、傷病者の搬送受け入れ実施に関する基準を策定し、運用を始めているところですが、協議会においてその実施基準の検証等に要する経費でございます。

次に、新規事業の奈良県救急医療管制システム（e-MATCH）事業は、傷病者の搬送受け入れ実施に関する基準をより効果的に運用するために、ICT技術、情報通信技術を活用して傷病者を症状に応じた適切な受け入れ、医療機関に迅速、的確に搬送するためのシステムを構築運用する経費でございます。

(3) 安全・安心まちづくりの推進の安全・安心まちづくり推進事業でございますが、自主防犯、防災団体の組織化、活性化を推進するため、県民大会や講演会を開催し啓発を行いますとともに、地域で活躍いただくリーダーの養成、活動事例集の作成、アドバイザーの派遣を実施してまいります。また、災害時の孤立化等が懸念される南和地域等で新たに自主防災についてのワークショップを開催し、地域防災力向上を支援するほか、引き続き奈良県自主防災組織結成支援事業補助金により結成時の防災資機材の購入等を支援してまいります。

次に、交通安全対策推進事業ですが、春の交通安全県民大会を開催し、交通安全県民運動の周知徹底と県民の交通マナーの向上を図るとともに、交通事故防止を呼びかけてまいります。

「平成22年度2月補正予算（当初提案分）の概要」について説明をいたします。

1 ページ、②歳出予算の概要の1の地域活性化交付金活用事業の内容は別紙での記載となっておりますが、所管の事業は4ページに記載しています。「地域活性化交付金活用事業一覧」の5、安全・安心の確保の、防災行政無線管理運営事業として、気象庁から送信される気象情報等を防災行政無線に接続されたファクスから関係機関へ一斉送信するファクス蓄積装置を更新するものです。なお、これは国の補正予算に対応するものでありまして、2ページの繰越明許費補正をあわせてお願いしております。

続きまして、「平成23年2月県議会提出条例」の5ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例ですが、要旨の1の(1)奈良県手数料条例等の一部改正関係、アの危険物貯蔵所の設置許可申請手数料等の改定についての詳細は8ページ以下にあります。これは地方公共団体の手数料令の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の額をおおむね9%程度引き下げる改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○富岡教育長 2月定例県議会に提出しております平成23年度当初予算案の概要につきまして、新規事業を中心に主な事業についてご説明いたします。

「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の117ページ、1、学習意欲を向上させる授業・指導の実施です。新規事業の道徳教育総合支援事業については、(2)個性を伸ばす教育の推進といたしまして、従来、国の事業として行っていた道徳教育を推進するための実践研究及びフォーラムや啓発資料による研究成果の普及等の事業を、本県の地域の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を進めるため、新たに国の委託を受けて県が行うものです。

わくわくまなびフェスタ開催事業は、学校、家庭、地域の持つ多様な教育力を結集して、模擬授業や親子で理科実験をするなど、さまざまな学びの場の具体例をモデルとして紹介することで、教員、子ども、保護者、地域の方々に学びへの気づきとなる機会を提供することとしております。

119ページ、(6)特別支援教育の充実といたしまして、特別支援学校の生徒の自立支援事業です。これは特別支援学校の中学部及び高等部の生徒の登下校における自力通学を推進するため、地域のボランティアによる付き添いや見守りを行い、生徒の卒業後をも見据えた自立の促進を図ろうとするものです。

2、体力向上のための取り組みとして、まず、新規事業の運動場芝生化促進に係る調査・研究事業です。小学校運動場の芝生化については、平成21年度に県内9校の小学校をモデル校として運動場の芝生化を行い、平成22年度には県立学校5校において芝生化の多様な実践事例を展開し、芝生化の取り組みに当たって考えられる課題を克服するモデルとして具体的に示す取り組みをしています。また、平成23年度はスポーツ振興宝くじ助成を活用して、運動場芝生化に取り組む市町村に補助を行うこととしています。この調査研究事業は今後も芝生化促進を図るため、芝生化をした学校としていない学校との比較分

析をすることにより、芝生化の効果等について客観的データによる分析をしようとするものです。

新規事業の児童・生徒の体力向上や、幼児の運動能力等につきましても調査研究を進めていきたいと考えています。

120ページ、新規事業のチャレンジ運動フェスタ開催事業は、子どもの体力の向上、運動習慣の確立を目指し、外遊びを活発化させるため、小学校でのグループが日ごろから取り組んだ成果を一堂に会し競うとともに、幼児や小学校の親子がともに楽しめる運動遊びを体験する運動大会を開催するものです。

3、豊かな人間性の育成、(1) 体験学習の充実としまして、新規事業ふれあいフェスタ開催事業は、子どもたちが動物との触れ合いや動物に関する学習により、自他の命の大切さや命のとうとさを実感、理解することを通して、規範意識や社会性の向上を図れるよう、うだ・アニマルパークでイベントを開催するものです。

次に、新規事業、高校生社会参画活動推進事業です。高校生の規範意識や社会性、自主性を向上させるため、全国育樹祭や奈良マラソンなどにおいて各校が統一的なボランティア活動に参加するなど、社会参画する活動を進めたいと考えています。

121ページ、(3) 生徒指導及び進路指導等の充実といたしまして、新規事業、子どもを特別に支援するための非常勤講師の配置です。暴力行為を繰り返す児童及び通級指導教室を開設しない学校で通級による指導を必要とする児童生徒に対して個別に対応するとともに、これらの指導に当たる担任教師を支援するために非常勤講師を配置するものです。

次に、新規事業、不登校児童生徒に対応するための非常勤講師の配置です。不登校児童生徒に対応する担任教師の支援、保健室等に登校する児童生徒への対応及び養護教諭の支援などのため、非常勤講師を配置するものです。

新規事業の不登校対応ガイドライン策定事業では、不登校の要因や状態が複雑多様化してきていることから、実態等を調査、分析し、適切に対応することができるよう、ガイドラインを策定することとしております。

122ページ、新規事業の児童生徒の自殺対策事業です。これは自殺予防対策の一環として、県内すべての中学生及び高校生を対象として学校生活や友人、家族関係など、悩みの実態について調査を行うとともに、携帯電話等から気楽に相談できるようメール相談窓口を設け、スクールソーシャルワーカーを配置するものです。あわせて、教職員を対象に児童生徒の自殺防止の研修講座を実施することとしています。

次に、5、家庭教育の充実でございます。新規事業、夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ事業です。これは幼児を対象にした「おはよう・おやすみ・おてつだい」約束運動事業に加えて、すべての小学校3年生を対象に夏休みを利用してノーテレビ・ノーゲームデーの取り組みを行うことにより、家庭での会話を促し、子どもの生活習慣や規範意識の向上を目指すものです。

123ページ、6の地域との連携促進でございます。新規事業の学校・地域連携事業ですが、平成20年度から実施しております学校支援地域本部事業及び平成19年度から実施しております放課後子ども教室推進事業等を統合し、新たに本県の教育課題の解決のため、放課後の学習支援、規範意識・社会性の向上、体力・運動能力向上、地域との連携の4つのメニューに再編して実施するものです。

7、学校教育の基盤整備等の(1)教職員の配置としまして、小学校1年生において35人以下学級を実施することにより、これまでの40人学級と比べて36学級が増加することから、これに伴う定数改善を行うこととしています。

次の(2)教員の資質向上といたしましては、124ページに記載のディア・ティーチャー・プログラムや、「講師塾」事業などの事業を継続して行います。

(3)県立学校の耐震化及びその他の諸整備としましては、県立高等学校及び特別支援学校におきまして、耐震化その他の諸整備を実施します。なお、特別支援学校の耐震化につきましては、改築を含めた検討を要する1棟を除いて平成23年度に完了する予定です。

次の(4)学校教育の情報化推進、また(5)県立学校の運営では、県立高等学校及び特別支援学校の教育用パソコンリース料や、各学校を管理運営するための経常的な経費を記載しております。

125ページ、(6)奨学金の貸与につきましては、記載のとおり貸与を継続してまいります。

9の文化遺産の保護と活用について、126ページ、(3)国・県指定に係る文化財の保存、修理、買収等に関する補助としましては、薬師寺東塔等の保存修理に対する補助を引き続き行うとともに、新たに法隆寺薬師坊庫裡等の保存修理を進めてまいります。

(5)史跡地等の整備活用では、遺跡を目に見える形で復元し、来訪者に歴史を体感していただくことを目的に、飛鳥京跡苑池の復元整備を行うための公有化等を継続いたします。

(6)埋蔵文化財の発掘調査では、京奈和自動車道建設に伴う受託発掘調査などを継続

実施いたします。

127ページ、橿原考古学研究所及び附属博物館諸事業です。新規事業の陝西歴史博物館「日本考古展」出品事業です。これは昨年4月から6月にかけて橿原考古学研究所附属博物館で開催しました、平城遷都1300年記念春季特別展「大唐皇帝陵展」への協力に対する感謝及び陝西省との友好連携締結の記念として、中国において初めてとなる日本考古展を開催しようとするものです。

以上が平成23年度教育委員会所管予算案の概要でございます。

続きまして、「平成22年度2月補正予算（当初提案分）の概要」の教育委員会所管分についてご説明申し上げます。

②の歳出予算の概要の、地域活性化交付金活用事業についてです。これは国補正予算の地域活性化交付金を活用し、県立学校施設等の整備を行うものでございます。後ほど別紙により教育委員会所管事業の説明をいたします。

2ページ、地域活性化交付金活用事業につきましては、国の補正予算に対応することから翌年度に繰り越して事業を進めてまいります。

3ページからの別紙「地域活性化交付金活用事業一覧」、教育委員会所管の事業は、4ページ、4、学びの支援について、県立学校施設設備等整備として、各県立学校の図書や高等学校の実験実習設備の整備を図るとともに、高等学校及び特別支援学校施設の整備改修を行うため、合計4億2,800万円余りの補正額となっております。その他、橿原考古学研修所施設設備整備として4,900万円余り、また、7の県有施設の整備改修の

(2) 県民利用施設の中の、社会教育センター設備の整備として1,300万円余りの補正額を計上しております。

以上が教育委員会所管の平成22年度2月補正予算（当初提案分）の概要です。

続きまして、「平成23年2月県議会提出条例」の教育委員会に係る条例改正につきまして説明いたします。

1ページ、奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例です。このうち教育委員会の関係では、教育委員会事務局職員、県費負担教職員及び高等学校等の教職員の定数につきまして行財政改革を推進するとともに、定員のより一層の適正化を図るため職員等の定数を見直し、要旨の欄に記載のとおり改定するものです。この条例の施行日は平成23年4月1日でございます。

62ページ、奈良県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。こ

これは奈良県暴力団排除条例の施行に伴いまして、公の施設の使用の承認等に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものです。教育委員会の関係では、要旨の欄の1、(14)、奈良県社会教育センター条例を改正することにより、奈良県社会教育センター研修施設の使用が暴力団の活動を助長し、また、暴力団の運営に資することとなると認めるときは使用の承認をしないことができることとするため、所要の規定の整備を行うものです。この条例の施行日は平成23年7月1日です。

70ページ、奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例です。これは平成3年4月以降、特別支援学校の該当となる知的障害児童生徒の在籍がなく、休校となっております奈良県立奈良東養護学校成美学寮分校を廃止するため、所要の改正を行うものです。この条例の施行日は平成23年4月1日です。

以上、教育委員会にかかる条例改正についてご説明いたしました。

続きまして、「平成22年度2月補正予算（追加提案分）の概要」の教育委員会所管分についてご説明します。

1ページ、②歳出予算の概要の所管分としまして4ページ、退職手当でございます。13億9,200万円のうち教育委員会所管分として、教育委員会事務局職員及び中学校の教職員の退職者の減による減額が3億800万円です。

次に、(2)繰越明許費補正の新規について。5ページ、文化財保存事業補助で、繰越明許費は1,657万5,000円です。これは国指定史跡、丸山古墳の保存及び整備のために橿原市が行う公有化事業に対し県が補助金を交付するものですが、地権者の移転先確保に日時を要したことにより橿原市が事業を繰り越すこととしたため、304万6,000円の県費補助金を繰り越すものです。なお、平成23年11月には完了する見込みです。

その他に薬師寺東塔及び春日大社本社本殿等の保存修理に係る県費補助金1,068万4,000円と284万5,000円の繰り越しですが、この2件の修理につきましてはいずれも県が事業を受託しており、受託事業そのものも重要文化財等修理受託事業として繰越明許費補正を計上していることから、後ほど説明いたします。

次に、史跡・名勝飛鳥京跡苑池整備活用事業で、繰越明許費は1億2,282万2,000円でございます。これは遺跡を目に見える形で復元し、来訪者に歴史を体感していただくことを目的に飛鳥京跡苑池の復元整備を行うため、平成22年度から2年間で史跡地内の公有化を行うもので、用地交渉等の実務は桜井土木事務所で執行しているところです。

が、民有地の境界確定等、地元との調整が難航したこと、地積測量等に不測の日時を要したことから、今年度の土地購入費を繰り越すものです。なお、平成24年3月には完了する見込みです。

次に、重要文化財等修理受託事業で、繰越明許費は3億6,195万5,000円でございます。1つは薬師寺東塔修理受託事業です。これは平成21年度から10年間で塔の解体、修繕、組み立てを行うもので、今年度については塔解体の事前作業として塔を覆う素屋根を建設する予定でございます。当初計画していました素屋根の規模を変更する必要が生じたことや、組み立てに際して参拝者の安全確保を図るため、工法の変更、検討を行う必要が生じたことから着工及び竣工時期がおくれるため、2億6,710万円の事業費を繰り越すものでございます。平成24年3月には完了する見込みです。

あと1つは、春日大社本社本殿ほか修理受託事業でございます。これは平成22年度から7年間で本社本殿や著到殿ほかの保存修理を行うもので、本年度は著到殿屋根檜皮ぶき等の修理工事を行う予定でしたが、材料となる檜皮が不足したため入札に応じるものがなく、年度内の着工及び竣工が不可能と判断したため、9,485万5,000円の事業費を繰り越すものです。なお、檜皮は秋から冬にかけて採取されるため4月には調達可能であり、平成23年9月には完了する見込みです。

以上が、教育委員会所管の平成22年度2月補正予算追加提案分の概要です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○和田警察本部長 それでは、警察本部所管の提出議案についてご説明申し上げます。提出議案は、平成23年度当初予算案、平成22年度2月補正案及び提出条例案でございます。

まず、平成23年度の県警察費予算案の主要事業の概要について、新規事業を中心に説明いたします。

「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」をごらんください。

114ページ、1、犯罪抑止総合対策の推進のための事業、(1)街頭警察活動の強化と自主防犯活動の促進としまして、新規事業、安全安心まちづくり活動支援事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用により実施するものです。内容としまして、犯罪の多発する地域や場所において、民間委託により防犯パトロールや駐留警戒を行い、犯罪の発生抑止と被害防止を図ろうとするものでございます。

次に、(2)警察情報発信活動の推進といたしまして、新規事業、奈良県暴力団排除条

例制定に伴う広報啓発活動でございます。暴力団排除のための施策を幅広く盛り込みました条例を今議会に提出いたしました。条例の概要につきましては後ほどご説明いたしますが、この条例の周知に必要な広報啓発のための費用を計上しています。

次に、2、交通事故抑止対策の推進のための事業について。

115 ページ、(2) 交通環境の整備として、新規事業の交通管制センターシステムのクライアント・サーバー化の事業です。交通管制センターでは県内の道路交通の安全と円滑化を図るために総合的な道路交通情報管理システムを運用していますが、この現行のシステムは平成8年度にシステム整備を行って以降15年が経過し、老朽化による機器障害等が懸念される所です。一方で平成24年度を目途に現在の汎用型からクライアント・サーバー化への移行整備計画が全国的に進められておりますので、当県におきましてもこの機を逸することなく、同様に交通管制システムの高度な交通制御を図ることとし、まず、平成23年度はそのシステム構築のための設計委託を計上したものでございます。

(3) 運転者対策の充実です。新規事業、運転免許制度改正経費ですけれども、平成23年9月から運転経歴証明書制度の見直しが全国一斉に実施されることに伴いまして、関連機器のシステム改修に必要な費用を計上するものです。

新規事業、シートベルト着用啓発業務委託ですけれども、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用により実施するもので、シートベルトを着用しないことの危険性を呼びかけることで、後部座席を含む全席のシートベルト着用の促進を図ろうとするものです。

4、治安基盤の強化でございます。(1) 人的基盤の整備といたしまして、一層緻密かつ適正な死体取り扱い業務を推進するための体制強化としまして、警察官3人を増員しようとするものです。この図案により警察官の定数は2,416人となります。

以上が平成23年度県警察費の当初予算案の概要です。

引き続きまして、「平成22年度2月補正予算(当初提案分)の概要」についてご説明申し上げます。

1 ページ、②歳出予算の概要の1、地域活性化交付金活用事業のうち、警察本部分につきましては別紙「地域活性化交付金活用事業一覧」をごらんください。

4 ページ、5の安全・安心の確保事業としまして、交通安全施設老朽化対策では2億9,724万3,000円を計上しております。この事業の内容は、老朽化いたしました交通信号柱につきまして劣化等の著しいものを優先し更新してまいるとともに、耐用年数にしましては、コンクリート製の柱につきましては非破壊検査を実施するものでございます。



犯罪被害者支援体制の強化に74万円を計上してあります。事業の内容は被害者支援充実のため、犯罪被害者の実体験を題材とした人形劇の公演、リーフレットによる広報啓発活動などを考えております。

7、県有施設の整備・改修の(2)県民利用施設等の警察施設公共下水道接続では警察本部所管といたしまして天理警察署の福住駐在所のほか、田原本警察署の大木、平野各駐在所への公共下水道接続費用として391万円を計上しているものでございます。なお、これら地域活性化交付金を活用した事業につきましては、全額繰越明許費補正としてお願いするものです。

続きまして、「平成23年2月県議会提出条例」の71ページ、奈良県暴力団排除条例でございます。昨今の暴力団は伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加えまして、企業活動を仮装するなど資金獲得活動の多様化、不透明化が大変顕著になっており、事業活動や市民生活に対する大きな脅威となっております。今後、暴力団対策のあるべき方向としましては、警察対暴力団という構成から社会対暴力団という構成への展開を進め、社会全体で暴力団を孤立させていく体制を一層整備することが極めて重要であろうと考えております。

そこで、71ページ、理由欄にありますとおり、県民の安全で平和な生活を確保し及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、県、県民、事業者等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本理念及び基本的施策等定めることにより、暴力団の排除を推進しようとする。これが本条例案を提出する理由でございます。

以下、条例案概要につきまして簡潔にご説明いたします。まず、1条と2条では、それぞれ本条例の目的と用語の定義について規定してあります。

72ページ、第3条、本条例の基本理念としまして、暴力団の排除は県民等が、暴力団が県内の事業活動、または県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しない、恐れない、資金を提供しない、交際しないを基本として、県、市町村、県民、関係機関等が相互に連携、協力して推進することと定めたところです。

73ページにかけ、4条、5条は、それぞれ県の責務、県民の責務について規定しております。また、第6条におきましては、県の事務及び事業における措置について規定させていただきました。

74ページ、第7条は、県の公の施設における措置を規定してあります。第8条は、警察による保護措置を規定しています。暴力団から被害を加えられるおそれのある者に対し、

警察による必要な保護措置について明記したものです。

75ページ、第9条から第11条は、それぞれ県民等に対する支援、広報及び啓発、市町村への協力について規定しています。

第12条ですが、暴力団事務所の開設及び運営の禁止について規定しています。

76ページ、保護対象施設を記載していますけれども、本県は、観光県でもあることにかんがみまして、ケに記載の世界遺産、また、コ、重要文化財などに指定された建造物についても対象としたものです。

77ページ、第13条におきまして、中学校、高等学校などにおいて生徒たちが暴力団に加入せず、暴力団犯罪の被害に遭わないための教育が行われますように必要な措置を講ずることなどを定めています。

第14条、事業者が暴力団関係者へ利益供与を行うことを禁止しています。

78ページ、第15条におきましては、契約時における措置を規定しています。

79ページ、第16条では、暴力団員等が事業者から利益供与を受けることなどを禁止することを規定しています。

79ページから81ページ、第17条から第19条は、それぞれ不動産の譲渡等をしようとする者、また、その代理等をする者、それから建築工事の請負をしようとする者の責務について規定しています。

82ページ、第20条から第22条ですが、それぞれ公安委員会によりまして義務違反者に対する調査、勧告、公表について規定しています。

83ページ、第23条におきましては、本条例の施行に関しまして公安委員会規則で必要な事項を定めることができる旨を規定しています。

83ページ、第24条におきましては、第12条の暴力団事務所の開設及び運営の禁止に違反した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する旨を定めたものです。

84ページ、第25条は、両罰規定について定めたものです。

施行日ですが、本条例につきましては、暴力団事務所の開設及び運営禁止の違反者には刑罰を科し、また、事業者等を対象とした調査、勧告、公表などを規定しておりますので、広く県民の皆様方に周知徹底を図る必要があるため、本年7月1日を施行日とすることとされています。

以上が、奈良県暴力団排除条例の概要です。

次に、「平成22年度2月補正予算（追加提案分）の概要」について説明させていただきます。

きます。減額補正内訳の一覧表4ページ、退職手当でございます。退職者見込み数による不用額13億9,000万円につきまして、他の部局とあわせて減額補正しようとするものでございます。なお、警察本部分は2億8,400万円でございます。

警察本部所管の提出議案は以上です。ご審議なにとぞよろしくお願いいたします。

○中野（雅）委員長 それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして質疑等があればご発言をお願いいたします。

○宮本委員 では何点か簡単に質問したいと思います。まず、歳入にかかわって、手数料条例について、道路占用料の引き下げということで電柱で1本当たり110円、地下埋設管で1メートル当たり6円下がるということですが、これによって年間およそ幾らの減収になるのか、影響額を明らかにしていただきたいと思います。

2点目は森林環境税について、個人県民税均等割の一律500円という制度ですが、所得格差が広がる中で不公平感があるように感じております。使われている先は里山の森林機能回復や森林環境教育ということで、広報、周知すれば県民的な納得も得られるものだと思います。先日いただいた検討報告書を見させていただきますと、引き下げを求める声も一部にございます。この森林環境税については低所得者への減免措置、あるいは所得に応じた税率の傾斜を設けるということが必要ではないかと考えますが、その点どうお考えかお聞かせください。

次に、総務部にかかわる問題で2点質問をいたします。1つは、(仮称)県政こどもチャンネルについて。これは広報の一環だということですが、ここで起用される子ども役は、これは市町村立の小・中学校などに公募をかけるのか、それとも県でタレント会社などに依頼をするものなのか、その辺も明らかにしていただければと思います。

もう一つは県民の集いについて、昨年参加をさせていただきました。ただ、参加をしての実感ですけれども、知事の政策説明に大半の時間が注がれて、むしろ県民の声を聞くという時間は非常に少なかったように感じております。そういう点では県民の声を聞くところに軸足を置いた改善を図る必要があると思うのですが、その点どう考えるかお聞かせください。

次に、警察本部について1点お聞きします。奈良県暴力団排除条例について。もちろん暴力団に対しては毅然とした姿勢で対処することが必要であることは言うまでもありません。しかし、同時に暴力団とは関係のない事業者ですとか県民の自由と権利が侵されるようなことがあってはなりません。その点、市民生活の自由と権利をどう保障するのか。十

分な手続が必要と考えるわけですが、この条例ではどの部分にそれが担保されているのかということをお明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、教育委員会について2点お聞きいたします。1つは奨学金返還未収金回収委託事業についてですが、これは奨学金の返還が滞っているところに対して業者に委託して回収をするというものですが、この業者はどのように未収金回収の手続を行っているのか。それから、この事業は平成20年度から行われていると思うのですが、平成20年度と平成21年度の過去2年の実績はどのようなものか明らかにされたいと思ひます。

最後に中学校給食についてお聞きをしますが、今、全国平均で見ても奈良県の中学校給食の実施がおこなっている状況はご承知のとおりだと思ひます。そんな中、大阪府や大阪府で中学校給食実施に向けた機運が高まっています。改めて本県の実施状況と中学校給食を実施するための支援など、県教育委員会として取り組まれていることをご紹介いただきたいと思ひます。以上、よろしくお願ひします。

**○西川広報広聴課長** 私どもが考えております「(仮称)県政こどもチャンネル」につきましては子どもを主役とした番組制作をすることで幅広い年代の県民に、県政の理解を深めていただくことを目的としております。そのために子どもを主役とした番組制作をすることで、平易な表現となつてだれもが理解しやすい内容となることをねらいとしております。子ども役にどんな人を使うのか、公募かタレントを使うのかということについては、公募をしますと小学校などの授業への影響もございますので、こちらとしてはタレントを使いたいと考えているところです。以上でございます。

**○松原税務課長** 個人県民税均等割に森林環境税の500円を上乗せをしていますが、これについて低所得者への減免制度や、傾斜の配分による制度変更が必要ではないかというご指摘です。

均等割の制度は、住民税の応益性の観点からすべての住民が等しく居住地の自治体から行政サービスを受けていることに着目をいたしまして、所得に関係なくすべての納税義務者に原則として負担をお願いするという性質のものでございます。今回この条例改正をお願いしております森林環境税につきましても、県土の保全や自然環境の保全、あるいは水源のかん養というようなすべての県民が等しく享受をしている森林の公益的機能を維持しようとするものですので、所得に応じた形ということではなくて定額の500円というのを加算することにより、広く薄くご負担をいただくことが制度の目的に合致するのではないかと考えています。

また、この500円という額ですが、アンケートの調査もしており、多くの方々が負担してもよいと回答された金額でもございます。延長に際しても6割程度の方から税率を維持すべきだと回答をいただいていますので、この税率について制度設定の仕方として合理的なものと考えています。以上でございます。

○村井財政課長 使用料条例の改正について、電柱に関するものは2,964万円と考えております。以上でございます。

○辻本政策推進課長 知事と県民のつどいの実施方法につきましては、一昨年から始めたものでございまして、当初の目的は県の政策を説明し、それから提案者の方、応募いただいた方に各回5名ずつ提案いただいて、知事から回答をするという方式で2年間やってきました。一昨年は地域別ということで地域の課題、それから本年度は5つの構想案についての説明及び提案ということになっています。来年度はもう少し提案者と知事とのやりとりを進めたいということで、1つテーマを決めて4回ぐらいやりたいと思っています。例えば女性の方々にお集まりいただいて女性の就業関係であるとか、農業者の方々と農業の後継者問題であるとか、確定はしていませんが、提案いただいたテーマに基づいて、もう少しやりとりができるような時間をとってするという事を考えています。以上でございます。

○福井刑事部長 奈良県暴力団排除条例は社会から暴力団を排除する機運をさらに高め、住民や地方公共団体、関係機関、事業者との連携を一層強化することにより、暴力団の孤立化を推進することを目的とするものです。また、本条例の規制の対象は、暴力団及び暴力団という反社会的な団体の活動や運営に協力する目的で利益を供与したり、あるいは契約をする者に限定しています。委員のご指摘のような市民生活の自由をいたずらに制限するようなものではないと考えております。したがって、厳格、適正な手続に沿った運用により、市民の皆様の権利が担保されるものと考えているところであります。以上です。

○植田学校支援課長 奨学金返還未収金の回収委託事業につきましては、公平性の観点から回収に努めてきたところでございます。このため平成18年度から非常勤の嘱託職員4名を採用し、訪問や電話による督促に努め、平成20年度からさらに法的措置も行っているところです。しかし、九州方面や遠隔地に居住している等により回収が図れなかった未収金の一部につきましては、平成20年度から民間の債権回収業者への回収事務の委託を行ってきているところです。この債権回収業者につきましては、不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例としましての債権管理回収業に関する特例措置法に基づく法務

大臣の許可を得た法人です。

回収に当たっては同法により債務者に対して反復、継続して電話や訪問をすることや、退去を求められたにもかかわらず長時間居座ること等、そういったものに対する規制を受けることとなっています。

この債権回収業者の選定に当たりましては、教育委員会事務局において選定委員会を設け、プロポーザル方式を採用してその企画提案書及び業者からのヒアリングにおいて個人情報保護や業務遂行の実施体制、債務者の立場や状況への配慮等、そういったものを審査基準として審査をしまして、平成22年度につきましてはJPN債権回収株式会社を委託先として選定したところでございます。

その債権回収の具体的方法につきましては、債権回収業者は県より奨学金の回収業務を受託した旨の通知書を債務者に発送します。また、滞納者の居所不明者調査も行います。本人及び保証人に対する文書催告や、電話による催告を行うこととしております。

ただ、あくまでも債務者の立場を考慮した説得型の手法により未収金の納入を促すことを確認しております。

今年度につきましては1月末現在で委託債権総額4,118万3,000円、これに対する回収目標額としましては823万7,000円を想定していますが、それに対する回収額は386万5,000円、回収目標額の47%ということになっています。

なお、過去の実績ということですが、平成20年度におきましては152万4,000円委託しまして、これは回収実績はゼロでございます。平成21年度におきましては1,706万9,000円委託しまして、回収実績は137万2,000円となっております。以上でございます。

**○柴田保健体育課長** 平成22年度の県内の中学校給食の実施状況ですが、107校中、完全給食が74校、ミルク給食が4校、合わせて78校です。未実施につきましては中学校数の多い奈良市や大和郡山市を含む3市3町となっています。学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスのとれた豊かな食事の提供をすることによって、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食育を効果的に進めるためにも重要であると認識しております。しかし、学校給食を実施するかどうかは設置者である市町村が相当な財政的負担を考慮した上で判断することとなります。ちなみに大阪府では、600人から900人規模の学校で初期費用分で1校当たりおおむね2億円と試算されています。市町村が実施に向けて検討される場合は、実施方法に対する助言あるいは国

庫補助額の算定など、多くの課題に対し相談に応じてまいりたいと考えているところです。  
以上でございます。

○宮本委員 お答えいただいた順に、何点かさらにお聞きしたいのですが、まず、(仮称)県政こどもチャンネルについて、学業に支障があるので公募ではなくタレントだということがよくわかりましたが、(仮称)県政こどもチャンネルは、子どもの疑問に答えるというスタンスなのか、それとも知事が宣伝したいことを、言い方は悪いですが、子どもを使って番組にするというものなのか、どちらなのかが非常に問われると思うのです。これで見ると明らかなに知事が県民に伝えたいことをわかりやすい表現で伝えるために子どもを起用するというふうに見えるわけですが、その辺の取り組みの真意は、はっきりさせていただければと思いますので再度お願いします。

それから森林環境税についてですが、いただいた検討報告書を見ましても、制度そのものをよく知っている人はまだ7%にとどまっているということで、一律500円の負担になっていることをお知らせしたら、それは負担としては大きいという思いを持つ人もあるわけですから、税負担というのはもちろん負担能力に応じてということが原則だと思いますので、その辺は低所得者への配慮、特に格差と貧困が広がる中で年間500円といえども負担感が伴うものですから、それは配慮をしていただきたいと要望させていただきます。

同時に、この取り組みをよく知っている人は7%しかいない状況ですから、どのように広報・周知をしていくのかでお考えのことがあったらお聞かせいただきたいと思います。その点だけ再度お願いします。

次に手数料条例についてですが、総額で約3,000万円ということです。今、国会で審議されている政府の新年度予算でも大企業への減税が2兆円行われながら社会保障の負担がふえることが大きな問題となっています。そういう点でいいますと、電柱、あるいは地下埋設管になると、恩恵を受ける企業というのは電力会社やガス会社になるのではないかと、今こういうことが問題になっているときに大企業への優遇措置につながるのではないかと、県民的感情としては納得できないということで、意見を申し上げておきたいと思います。再答弁は結構です。

知事と県民のつどいについて、来年度はテーマを決めて懇談の場を広く設けるとことで、若干の改善が図られると思われました。ぜひ、そういう懇談の場とあわせ、広く県民の意見を募るということは引き続き検討していただきたいと思っております。予算金額でいいますと「ふるさとカフェ」には3倍の予算がついているのです。140万人との対話

についていえば、ふるさとカフェの3分の1の予算しかないということでは、(仮称) 県政こどもチャンネルのこともありますけれども、県民に広く声を寄せていただいて、疑問に答えていこうという姿勢が問われると思いましたので、その点は意見を申し上げておきたいと思います。

次に暴力団排除条例についてですが、この条例は、全国的にも制定されているところをみますと、警察権力の乱用につながらないようにということが、議論としては広く見受けられます。東京都などでは精神障害者団体からこの制定に対して反対を求める意見なども上がっているところではあります。

これは、厳格適正な手続といわれるが、暴力団と関係のない事業者や、あるいは県民が排除されることのないように強く要望しておきたい。

それから奨学金返還未収金回収委託事業ですが、業者委託で回収実績が今年度は386万円の見通しで、昨年が137万円、おとしはゼロだということですがけれども、私も資料をいただきましたが、これには成功報酬が定められているわけですが、この成功報酬というのは取り立て額の幾らになっているのかというのを再度お聞かせいただきたいと思えます。

中学校給食についてですが、現在、未実施が6自治体ということで、これはご承知のように、奈良市、大和郡山市、大和高田市の3市と、広陵町、田原本町、安堵町の3町だと思うのですが、奈良県の場合、こういう点で見れば個別に実施に向けた課題というのはもう明らかになってきていると思うのです。奈良市は、規模が大きいので相当な初期投資が要るけれども、行政側も住民側も給食を実施してほしいという機運は高まっていると思えます。

それから個別の例でいいますと、例えば安堵町ではかつては小学校も中学校も給食を実施していて、1小1中の2校、それが中学校はいつかからもうやめているわけですが、現在、子どもの数が相当減っていますので、小学校で約200食余分につくって中学校に運ぶということができれば実施ができるということで、今は、ずいぶん機運も高まっています。だから、そういう個別の課題をはっきりつかんで、要求は高まっているし、大阪での動きが奈良県でもということになってきていますので、ぜひ、大阪のように初期費用の半額補助ということも含めて、県として検討しないのかどうか。この点について、ぜひ教育長のお考えをお聞きしたい。

以上です。



○西川広報広聴課長 (仮称) 県政こどもチャンネルには、まずは県政を理解していただくということが大きな目的と考えておりまして、ある程度、テーマをこちらの方から投げかける必要があるのではないかと。例えば、環境でしたら大和川の水質はどういうふうにするのかということ子どもにお聞きしたい。その方法としましては、まずは小学校を通して意見求めるとか、または県民だより奈良に出して意見を募集するとか、また、番組を通して質問を投げかけるなどの方法があるかと考えていますが、このところは番組の制作担当と調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○松原税務課長 森林環境税の導入についてよく知っていた人が7%という数字を受けて、どのように周知するかが課題ではないかという点については、検討会の懇話会の間でもご指摘をいただいたところですので、総務部としては県民だより奈良2月号で今後の森林環境税について広報をさせていただきました。また、この検討報告書の中で森林環境税を身近に感じられる取り組みの実施が必要とのご指摘をいただきましたので、これは林政の事業になりますけれども、森林等のふれあい推進事業という新規事業をつくり、多くの県民が森林に親しんでいただけるような森林整備等の計画をすることによって森林環境税の仕組みや、あるいはそれを使った事業についてよく知っていただく取り組みを進める予定にしています。以上でございます。

○植田学校支援課長 債権回収業者への報酬ですが、これは毎年プロポーザル方式によって会社を決定していくわけなのですが、今年度につきましては回収額の30%を報酬とするということになっております。

平成21年度につきましては25%、平成20年度につきましては40%ということになっております。

○富岡教育長 中学校の給食に関して、未実施の3市3町に対しての個別対応につきましては、これまでからもずっと状況を聞き、相談にも応じながらやってきて、現時点で奈良県は69.2%の普及率になってます。それでここまで来ておりますので、個別対応しながらしていきまして、例えば補助金をということになりますと、今までしてきた市町村から不公平感が当然出てまいります。大阪府は何せ7.7%ですから、無視はできませんけれど、受忍されるとは思いますが。しかし7割までやられてきているところどうなのかなと。

ちなみに、近畿府県では奈良県が一番高いのですけれども、滋賀県が46%、和歌山県が55%ぐらいですので聞いてみました。やはり補助についてはあくまでも法どおり設置者のものだということで、考えていないという回答を得ましたので、今のところ補助をす

るという考え方は持っていません。ただ、個別対応していかなければならないというのは、同様に考えております。

○宮本委員（仮称） 県政こどもチャンネルについては、やはり県政を理解してもらうとのことでしたので、どちらかといえばこちらからのメッセージ性が強いということでした。そういうものに子どもを起用することに対して少し違和感を感じますので、そのことを意見として申し上げておきたいと思います。

それから奨学金の返還未収金回収委託事業ですが、これは、成功報酬が定められて報酬が上がれば上がるほど取り立てが進んでいるというのでもないのですが、30%や40%という成功報酬率を定めて回収することになると、教育という観点からどうなのかという疑問を持ちましたので、これも意見を申し上げておきまして質問を終わりたいと思います。

○田中（惟）委員 幾つかお尋ねさせていただきます。まずは奈良県が出資をしたり基金を拠出している団体が幾つかあると思うのですけれども、団体数がどの程度あるのか。そして出資なり基金の額をどの程度拠出しておられるのか。そういう一覧の資料を見せていただきたいので、提出願えればありがたいです。

次は、簡単なお尋ねですけれども、「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」の9ページ、繰入金を増額割合が前年度と比べてずいぶん多いのですけれども、少し内容をご説明をいただければありがたいと思います。

15ページ、3の給与費について。単純に計算をいたしますと、特別会計と、企業会計の中の病院事業費とでは単価が違うのですが、わかりやすく説明願えますでしょうか。どういものが含まれて、人別で割りますと流域下水道事業費は1,250万円ですか、中央卸売市場費は1名減で1,100万円という減を出しておられますが、病院事業費では84人で、増えている額をみると単価で計算すると随分と違うので、どこにどういう理由があるのかと思いますので、お示しいただきたい。

それから、出資している団体の中にこまどりケーブルや奈良テレビ分があるかと思いますが、この有線放送であるこまどりケーブルを県政運営に利用して、もっと県政をわかりやすく県民に理解をしていただける方策として使えないものだろうかと思えてしかたがないのです。実は、奈良県議会を奈良テレビで放送しているのと同じように、宇陀市は議会の議場の様子をこまどりケーブルを通じて全部放送しておられます。それで市民の理解を得ておられるのですけれども、私は以前から宇陀全体は一つだということを、かけ声だけではなく、実態的にも意識的にも一つになっていけるような素地を築いていくためには、

宇陀郡の情報を宇陀市で流すとか宇陀市の情報を宇陀郡で流したらどうかと申し上げてまいりました。残念ながらそういうことは県の広域行政の部分で指導していただけたのかどうか明確ではないのですけれども、吉野郡でもそうすることによって一体感が醸し出すことができるのではないかと考えています。そういう連携を深めるための番組づくりについて何らかの提案をなさっておられるのかどうかについて、県の考えを教えてくださいたいと思います。その中で、実は加入者の目標を達成できていない自治体の一部あるようにも思うが、その運営方法についてどの程度奈良県は関与することができているのか。その点についてもご答弁をいただければありがたいと思います。

別の案件ですけれども、新しい救急搬送体制を築く上でシステムを構築するということを考えていただいておりますので、これはまことに結構な話だと思って拝見しています。ところで、この新しいシステムを構築する前に現行のシステムが運用されているはずだと思うのですけれども、救急側の目で見ると、3年ほど前だったと思いますが、現行システムについていろいろな意見や提言がありましたが、現在の運用状況がどういうふうに消防側から実態として理解しておられるのか。その点も、少しお答えをいただきたいと思います。

それから警察について。116ページのいろいろな装備の更新をしていただくのですけれども、警棒、警棒つり、けん銃つりひも、防弾ヘルメット、防弾盾、防弾チョッキ、これらの単価はどの程度なのか。素人で全くわからないので、教えてくださいたいと思います。

それから、いろいろな事件なり不審死があると司法解剖をしてくださる。司法解剖の体勢が何時間後に終わるのだろうかということに対して、家族がセレモニーの準備等もあって非常に気がかりになっておられる時がございます。司法解剖の現状についてぜひとも強化し、進めていただきたいという立場から現状について教えてくださいたいと思います。

教育委員会についてお尋ねします。奈良県には文化財がたくさんあり過ぎてその対応に逆に困っているわけですけれども、建造物で修理保存のための施策を講じなければいけないという対象物はどのくらいあるのだろうか。それに対して計画はどの程度できているのだろうか。もう永遠に対応していかないといけないのだろうか。その辺の具体的なものをお考えいただいているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、これは教育委員会だけの問題ではないと思いますので、総括のところでもお尋ねしたいと思いますが、教育委員会事業の中では117ページ、(2)個性を伸ばす教育の推進とありますが、戦後の教育の大きな目標であった個性を中心にした考え方には

大きな意味はあったと思いますが、今、孤独死や孤食など、きずなを持たない人たちの問題、課題が、社会の課題として大きく考えなければならない時期になっています。それで社会構造そのもの、実は宇陀市では、孤独死をしてお葬式をするにつけても、喪主は東京だ、北海道だとなるし、近所の人のお手伝いも会社勤めがあるから十分できないとなる。

亡くなった人の次世代への連携ではなく、完全に断ち切るという孤の社会のセレモニーになってしまっている状況なのです。過疎やへき地になると孤ということが逆に恐怖感を覚えるような単語になっていまして、これを解消するために、きずなを大切にすることをお考えいただきたい。本会議場でもきずなのお話が出ましたけれども、連帯感やきずななどについて、教育の大切さをどう推進しようとしておられるのか、お答えいただきたいと思っています。以上です。

○中野（雅）委員長 資料の提出ですけれども、いつまでだったらいいのですか。

○田中（惟）委員 できるだけ早くしてください。

○中野（雅）委員長 では、資料をできるだけ早く提出してください。できますか。

○村井財政課長 出資団体の関係資料ですが、できるだけ早く調整させていただきます。

○田中（惟）委員 お願いします。

○村井財政課長 それから、繰入金が65億円ほどふえています、主なところでは、緊急雇用創出事業臨時特例基金で約20億4,000万円ほどふえています。それから、ふるさと雇用の再生特別基金も10億1,000万円ほどの増となっています。それから、県立医科大学等も活用します医療施設耐震化促進基金は25億5,000万円。それから介護基盤緊急整備等支援基金でも18億円ほどふえているのが大きな影響でございます。以上でございます。

○杉中情報システム課長 こまどりケーブルの導入に伴い、各地域で委員がおっしゃいますような地域情報の発信ができる仕組みにはなっており、宇陀市をはじめ、吉野郡でも地域のエリア情報の放送を既にしておられます。ただ、今後のコンテンツの充実につきましては、各市町村で今後の課題として取り組んでいかれる方向になっていると思いますし、そのような使用形態を県としても期待しているところです。

それから、整備エリアにおける加入の実態ですが、ご指摘にございましたように一部加入率がやや低いところがございます。こういったところはそれぞれの地域において、直接テレビ電波を受信することが可能なところで、実際にこのこまどりケーブルに加入してもらえない世帯もあるのですが、ちょうど地上デジタル放送の加入促進がありまして、それ

をきっかけとしまして、例えば大淀町などは、今後こまどりケーブルへの加入が増加する見込みとなっています。せっかく今年度ですべての予定エリアの整備が終わるので、このケーブル放送を有効活用して地域情報の発信等に努めていただきたいと思います。以上でございます。

○岡田消防救急課長 奈良県救急医療管制システム事業についてお答えいたします。救急をめぐる事情としまして、近年、救急搬送において傷病者を受け入れる医療機関が速やかに決定しない事案や、救急隊が現場に到着してから傷病者を医療機関に収容するまでの時間が延びていることから、国では消防法が改正され、都道府県において緊急搬送ルールを策定することになりました。本県におきましてもことしの1月に傷病者の観察基準や医療機関の選定基準等を定めた救急搬送ルールを策定し、1月31日から運用を開始しているところでございます。

この奈良県救急医療管制システム事業でございますけれども、今回、策定いたしました救急搬送ルールをさらに効果のあるものにするために、ICT、情報通信技術を活用した新たなシステムを平成22年度の総務省のモデル事業で開発し、本県救急医療の質の向上を目指すものでございます。具体的には、消防の救急隊が傷病者の観察基準を情報端末に入力すれば、受け入れ可能医療機関の情報が端末に表示されるとともに、傷病者の情報も搬送先医療機関に伝わるというシステムです。平成23年度は県内13消防本部すべてに端末を導入し、救急隊の病院選定、搬送の円滑化を目指すとともに、搬送先医療機関にも順次端末を導入し、リアルタイムの病院情報の提供を目指しているところです。今後とも、消防と医療機関との連携体制の強化を図り、傷病者を速やかに適切な病院へ搬送できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○幡谷警務部長 装備資機材の整備充実に関しては、要求の単価といたしまして警棒につきましては1本約9,000円、警棒つりにつきましては約2,000円、けん銃つりひもにつきましては約3,000円、防弾ヘルメットにつきましては約25万円、防弾盾は約17万円、防弾衣につきまして約3万円で積算しているところでございます。以上です。

○福井刑事部長 ご遺体の取り扱いに当たりましては、個別の事案ごとにご遺体や現場の状況、関係者に対する事情聴取の結果などを総合的に検討しまして、犯罪に起因するご遺体やその疑いがあるご遺体などの死因を究明する必要がある場合に、解剖を実施しているところです。解剖につきましては、現在、奈良県立医科大学法医学教室に鑑定委託しています。平成22年中は135体のご遺体を執刀医1人という体制の中で行っていただきま

した。このような体制の中で実施していますが、県警察といたしましてはご遺族の心情に配慮し、できる限り速やかにお返しできるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

**○石川文化財保存課長** 保存、修理の必要な文化財建造物の件数と今後の取り組みについてお答えいたします。

現在、国宝・重要文化財で国から指定を受けている建造物は374棟あります。また、県指定の有形文化財、建造物が162棟、合計で536棟の指定建造物があります。これらについて、現在、文化財保存課、文化財保存事務所で修理を進めていますが、今後10年間の間に解体修理もしくは半解体修理という根本的な修理を必要としている建造物が、国指定、県指定を含めまして約30棟余りあります。また、屋根のふきかえや塗装工事、木部の部分的な修理というようなものを必要としている建造物が41棟あります。これらの修理について所有者との協議を進めさせていただき、傷みの激しい緊急性の高いものから順次実施している状況です。以上でございます。

**○吉田学校教育課長** 現代の社会において、人間関係が希薄化し、それによってさまざまな問題が生じていることも事実です。やはり子どもたちにとっては人と人とのつながり、また、学校、家庭、地域、このきずなを深めることは非常に大切であり、このことを通して他者を尊重したり命を大切にすることを育成することが重要だと考えております。

新年度に実施をいたしますふれあいフェスタは、うだ・アニマルパークで、子ども、保護者、地域の人々の参加を得ながら、高校生の協力のもとで開催する予定です。ふれあいフェスタは、動物との触れ合いを通して自他の命の大切さを実感する、命のとうとさについて理解を深める、また、規範意識の醸成にまで高めることをねらいとしていますけれども、小・中・高校生の児童生徒間、また、保護者、地域とのつながりも大切にしたいと考えています。

また、本年度より実施しております、見直そう！家庭と学校協働プロジェクトで学習習慣や生活習慣の向上を目指して、保護者とともに家での読書に取り組む、また、地域で一体化してあいさつ運動に取り組む、そういった学校がありまして、学校、家庭、地域のきずなが深まることを期待しているところでございます。以上でございます。

**○石井総務部次長** 給与費について、一般会計、特別会計、企業会計と会計別になっています。特別会計につきましては、人件費相当分に退職手当は見込んでいません。その分は減額対象になっていない。それから企業会計の水道用水供給事業では退職手当を見込んで

おりますが、前年度、当年度、プラスマイナス・ゼロの計上予算となっております。したがって、一般会計予算で大きく影響するのが退職手当です。4億7,400万円の減を計上している。それから病院事業費で約4,500万円を計上している。この差が影響していると思われまます。以上でございます。

○田中（惟）委員　こまどりケーブルのことで質問をさせていただきましたが、これもきずなのテーマのひとつにかかわってくると思っております。大淀町、下市町、黒滝村、天川村、これらの町村は、ひとつの街道を中心としてつながりのあるところですし、人の交流、経済の動向、みんなつながっているわけです。つなぎを持続していくためには情報関係もひとつのつながりとして運用することがその地域の発展というか、過疎が加速しないような意味も込めて情報提供をしていけるのではないかと思いますので、ぜひ推進する必要があるのではないかと考えているところです。1つの自治体の、1つの町の、1つの村の情報だけ村内に流すということは、もちろんもう既に全国どこでもやっていることですが、私の申し上げている地域の街道や水の流れに沿っての、共同して情報提供し合うことは、ほかの県で既にやっておられるところもあるわけでございますので、奈良県もそういう方向に持って行っていただく必要があるのかと思っておりますので、ぜひ真剣にお考えいただき、早急にお取り組みいただきたいと思っております。

それから、文化財は、この間から保存処理方法が技術的に十分でなかったから、白く濁って見えなくなってきつつあるということがありました。これは壁画の部分についてのことと伺いましたが、やはり最高の技術で100年、200年後へと伝えていく必要がある対象物だと思いますので金は惜しんではいけないと思っております。十分な金を投じて、しっかりしたものを後世に残していく必要性があると思っておりますので、そのための配慮、努力をされたいと望みます。

あとは、思っていた答えと違う方もおられたのですけれども、もうあえて過去の部分についてはそれほど言ってもどうかと思っておりますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中野（雅）委員長　答弁要りませんね。

審査の途中でございますけれども、これで午前中の審査を終わりたいと思っておりますがよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、午後1時より再開をいたしたいと思っております。しばらく休憩いたします。

12:09分 休憩

13:02分 再開

○中野（雅）委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開かせていただきます。

それでは、ご発言を願います。

○安井委員 職員の定数条例で定数減というところがございます。行財政改革が進む中で定数を見直していくことが、適正化を図る意味では非常に重要なことであることは、申すまでもないことですが、病院職員と警察官の増員についてはまことに時宜を得たものと思っております。一方、知事部局で3,272人から3,241人へと31人の減については、もちろん業務にそんなに支障は出ないだろうと思うのですが、職員を減じていくことについては、職員の研修を通じて意見を聞くとか、職員間ではどういう意見があったのか。管理職としてこういう形が正しいのだということではなし、職員の減について、職員の間から何か意見が出ていたのか。例えば職員研修をずっと続けてこられたけれども、職員減についてはどんな意見が出ていたのかということを実問したいわけです。年々職員が減じていかれるし、また、職員も少数精鋭でやっていかねばならない時代背景があるわけですが、職員研修の中ではどういう意見が強かったのか、職員間ではどういうことなのか、受け入れられているのかどうか、その辺りの意見があれば聞かせてもらいたいと思います。

○中人事課長 基本的に定数削減につきましては、県をあげて、今の厳しい行財政状況を乗り越えていくことに、全職員が一丸となって取り組むことをあらかじめ周知も図り進めております。それと非常に厳しい行財政状況の中で、例えば地方分権改革の推進とか行財政改革を伴う効率的な行政の推進等に的確にこたえていくには、人材の育成が大きな課題であると認識をいたしております。

委員がおっしゃられましたように、県においての人材の育成とか職員の能力開発というのは大きな要素であると思っております。今、自治研修所における職員研修と、各職場内における職場研修、それから民間企業等へ職員を派遣して行う派遣研修と、こういった研修を体系的に取り組んでいるところでございます。例えば自治研修所における研修といたしましては、新規採用職員とか年数を経過した職員に対し、階層別に職員の基本研修を行っています。また、それぞれ個々の能力開発を行うために、いわゆる公募による能力開発研修等に取り組んでいるところでございます。そういう中では多くの方々が研修に参加して、自分のスキルアップにつながったとおっしゃっていると思います。



それと平成23年度から新たに、人を育てていく職場環境づくりを推進しようということで、新規採用職員の指導担当者制度というのを設け、新規採用者を無事に県庁の職員として育てていこうという取り組みをいたしております。それともう1点は、新たに平成23年度からは個々の職員の接遇力、あいさつもきちっとできるということも含めまして接遇力向上に向けた取り組みもスタートさせようと思っております。

今、委員がおっしゃられましたように、我々すべての職員が同じ方向性で仕事に邁進することが非常に組織として大事であると思っております。今後も委員がおっしゃっていただいておりますように、人材の育成に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○安井委員 常に職員が最大の能力を発揮するという意味では研修は非常に大事であると思っておりますし、また、従来から欠かさずそういう研修を実施されてきたことについては、スキルアップとともに非常に大切なことであるし、また、職員の意識の向上にもつながるわけです。そういう意味では年々、常に職員の意識の向上に向かって努力されていることはよくわかるのですが、ことしは特にタイトルとして戦略的な人材養成ということで、積極さは非常に感じているわけですが、職員の資質を見出していくことは大事であり、また、能力開発をすることもそのための手段であると思いますが、実質的、効果的な職員の研修を目指すということですので、従来からの研修の上に新たに今おっしゃったようなことを実施していくことで、戦略的という言葉がはまるかと思うのですが、効果を上げるためには、何回開かれるのかわかりませんが、特に新たに入ってこられた方、そしてまた、今の置かれている立場の方々が最大の効果を発揮していく意味ではぜひとも、戦略的という言葉が使われていますので、職員の意識の向上、あるいは能力の開発についてもやってもらいたいと思います。

お聞きしたいのは、その少数精鋭の中で職員からの意見の聞き方、いろんな職員から意見や提案もあると思うのです。こういうぐあいに改革していこうという提案を積み上げていく機会、あるいは方法としてどういうものが実施されるのか。戦略的な中でどのような取り組みがあるのか、どうしようとされているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○中人事課長 自治研修所における職員研修におきましては、基本的には職員受講者からいろいろなニーズ把握とか意見を聴取して、次の職員研修等にもそれを反映していくというやり方はとらせていただいております。職員のニーズというのは、やはりスキルアップの中でどういうスキルを自分が高めたいのかというのは大きな要素になってまいります。

そういった意味でのスキルアップを目指す研修内容等の充実は今後も引き続いて行わせて  
いただきたいと思います。

○安井委員 それはわかるのですが、具体的な方法として、例えば提案箱をつくる  
か、部局で常に会議を開いてもらってどういうことが今の時代にふさわしいのか、今何を  
なすべきなのかといったさまざまな、具体的な提案を吸い上げていくことを強化してい  
かないと単に研修の機会だけとらまえていうのではなく、日常的にこういうことをして職員  
の声を聞いていこうと。そしてまた、新しいアイデアとか提案についてはどんどん採用し  
ていくような、そういう職員が前向きに常に進めるよう、具体的にどうしていこうかとい  
うことを考えていかないと、単に研修の中に取り入れていくということだけでなく、何となく  
機械的に評価されているような気がしてなりませんので、何か具体的にこしはこういう  
ことをやって職員の意見を聞くとか、あるいは職員間でスキルアップを図っていくとい  
うようなものをぜひとも前に打ち出してもらって、この職員研修の意義を一層高めてほしい。  
そして奈良県の職員として、ここに書いてますように、県の職員、そしてまた、市町村の  
職員間との充実を図るという意味では非常に県の職員の立場は重要だと思うので、そう  
いう具体的な取り組みをぜひとも考えてもらいたいなと思い、提言させてもらいたいと思  
います。

○中野（雅）委員長 質問ですか。

○安井委員 はい。あれば教えてください。

○辻本政策推進課長 来年度、政策推進課で予算を計上しております、「平成23年度一  
般会計特別会計予算案の概要」の19ページ、(3) マネジメント力の強化の中に新規事  
業で若手職員政策提案支援事業というのがあります。今、委員からおっしゃっていただ  
いたような趣旨が一つ反映されていると思いますので、紹介させていただきます。目的の  
ひとつは、若手職員がいろいろな提案や考えを持っていると思いますので、その辺を引  
き出していきたい。もう一つの目的は県政の課題に対応していくのに、若い柔軟な発  
想を生かしていきたいということで、来年度、若手職員からテーマを決めて募集し、  
グループで研究をしてもらって、それを予算化していきたいと考えておりますので、  
よろしくお願いします。

○西川行政経営課長 ただいまの政策推進課の新規事業に加えまして、同じく「平成23  
年度一般会計特別会計予算案の概要」21ページ、5の戦略的な人材の養成のところ  
に、新規事業で組織力向上推進事業というのを掲げております。これにつきましては書  
いておられますように、職員に対し直接インタビュー形式のアンケートをすることによ  
って、改め

て県庁の使命でありますとか、住民が県職員にどういうことを期待しているのかということ、これを改めて考えていただくということで、職員のアンケートを、インタビュー形式ということでグループのインタビューというのを考えておまして、インタビュアーも外部の人材を活用しようと思っておりますが、そういう形で職員の資質向上を図っていく事業を予定しております。以上でございます。

○安井委員 ぜひとも、去年よりさらにことしはこの積極的な姿勢をうかがえると思っております。期待しているのですけれども、今のその新規事業の効果が高まりますように、ことし1年間、どういうことになりますかというのは、職員の発想を引き出していく、引き出しやすい状況をつくっていただくということで、要望といいますか意見を申し上げて終わりたいと思います。

○岡委員 それでは、時間にも限りがあると思しますので何点かに絞ってご質問したいと思います。

まず第1点は本県の県債について、今回の資料によりますと、県民1人当たり75万5,000円、1兆658億円という県債の残高が報告されています。その中で特に問題と考えていますのは、相変わらず県債残高が年々ふえているということです。平成23年度におきましても、骨格予算とはいうものの154億円ほど増加すると聞いております。もちろんこの県債の中身を分析しますと、すべて臨時財政対策債等、交付税措置されるもののウエートが高まってきて、単純に県の通常債と言われるものについては減少傾向にはあるとはいうものの、全体としてやはり県債が膨れ上がっていることについて危惧をしている1人でございます。

それで質問ですが、これ以上、県債残高を増加させないという対策の中で、やはり、一つは入りの部分、これは何ととっても徴収の部分があると思えます。先般、代表質問の中では、その対策として景気の対策を打つとか、企業誘致をすればとか、もちろんこれは大事だと思いますけれども、やはり入りの部分で取れる税の徴収がどうなっているのかという部分と、それからあと出の部分があると思えます。

まず、入りの部分で申し上げさせてもらいますと、やはり何ととっても徴収率の向上を図ることが言うまでもないわけでございますけれども、特に本県のウエートを占める個人住民税の徴収率の向上についてどう取り組んでいるのかについてお聞きしたいのが1点と、もう1点は、先般大阪府でもちょっと問題になっておりましたけれども、住民税等の徴収のあり方について、市町村によって不公平な状態が発生してもいけないと思うのです。税

というのはやはり県民同じ責務でございますので、当然、払いたくても払えない方、払える能力があるにもかかわらず払っていない方、いろんな場面があると思うのですけれども、そのようなことを踏まえて考えるとやはり徴収の公平性を担保するという意味において、本県として各市町村の徴収のあり方についてどのようにかかわって、どのように調整されているのかもお聞きしたい。

それから、予算面で、出の部分でぜひ考えていただきたいことは、先ほどの質問にも関連するのですが、この出の部分で一番ウエートの高い、歳出予算の中で36.1%を占める人件費がやっぱり大きいわけです。もちろん急激に減らすことは難しい面があるにしても、この人件費をどのようにこれから減らすための努力をしていくのかが大きな課題になろうかと思えます。

本県の平成23年度における人件費の一般会計総予算に占める比率のデータを取り寄せてみました。そうすると、本県の場合には4,577億円余の総予算に対して1,650億円ということで人件費比率が36.1%を占めております。全国の平均でどうなのかと申し上げますと、とり方が骨格とかいろいろありますので若干荒っぽい話になりますけれども、29.9%という数字が資料としてあります。近畿で見ますと、例えばお隣の和歌山県の場合ですと一般会計総予算に対する人件費の比率が28.1%、兵庫県で27%、大阪府で26.2%、京都府で33%と、このような数字でございます。本県が全国で44番目でございます。したがって総予算の中で、一般会計で占める人件費の割合が非常に高いと、一般的に認識をしています。そういう意味において、このことについてもどう考えていらっしゃるのか。ご意見、また、お考えがあればお聞きしたいです。以上でございます。

○松原税務課長 個人住民税の徴収率向上の取り組みに関しては、個人住民税については、市町村に賦課徴収を委任しておりますので、県としては従来から市町村に職員を派遣するなどの支援策を行ってまいりました。平成21年度に税源移譲に対応するという事も踏まえまして個人住民税滞納整理室を設置して、より一層徴収対策を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、平成21年度は奈良市、香芝市、桜井市の3市に県と市町村の職員のチームが常駐いたしまして、直接滞納整理等を行いました。また、その他の市町村に対しましても地方税法第48条による直接徴収等を実施いたしまして、約4億円程度の徴収をしたところでございます。それから、平成22年度におきましても御所市、大和

高田市、上牧町の3団体に同じ滞納整理チームが常駐をいたしております。この結果、平成10年度の徴収率は90.9%でございましたけれども、平成21年度には94%と大幅に改善をしております、全国順位でも36位から8位に上昇している状況でございます。引き続き適切な徴収支援を実施することによりまして、個人県民税の徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから住民税の税負担の公平、公正性を保つための取り組みについては、ご指摘のとおり市町村間での徴収率の差、平成21年度は、最高で98%、最低で81%と格差が生じているところでございます。この要因といたしましては、高額な滞納案件が発生する場合や、市町村の中で職員数が非常に少ないと、貧弱であるというようないろいろな要因がございますけれども、委員がお述べのとおり、格差を放置いたしますと税の公正、公平性が保てなくなるおそれもございます。そのため県では、従来から県と市町村の税務担当の課長等で構成いたします地方税徴収対策会議を通じ、公正、公平性を保つ効果的な徴収対策の取り組みを検討しているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、11月から12月を市町村税、県税一斉滞納整理期間として強化期間と位置づけまして徴収を強化することもいたしておりますし、県と市町村が合同の不動産公売を実施する、あるいは各種の研修を通じまして滞納処分等のノウハウを伝えるなど、市町村税職員の質の向上を図っているところでございます。このような取り組みを通じまして、すべての市町村が納税資力があってもなかなか納付に応じていただけない悪質な滞納者に対し、滞納を許さないという毅然とした対応をとれるように、今後、市町村振興課等とも連携をして最大限支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

○稲山総務部長 岡委員がおっしゃったとおり、平成23年度の一般会計の歳出に占める人件費の割合は確かに36%で、全国平均、近畿平均よりも大変高い、この点について我々も十分意識はしているところでありまして、これまでから人件費の抑制を図るというのが、1つの大きな課題でもありましたので、何をしてきたかと申しますと、平成11年度から定数削減をやってまいりました。ただ、今は警察なり、あるいは病院職場におきましてはその定数削減から除いておりますけれども、行政職を中心として定数削減を行ってまいりました。一つは団塊世代の大量退職もありましたので思い切って定数削減をし、結果的に新規の採用を減らしてきた形で、職員のフラット化も図る中での定数削減をやってきたわけでありまして。

ただ、定数削減だけでこの人件費率をどうもできるわけではございません。我々としては、もう一個の違う方法もやっつけていかなければならないと思っております。それは歳入の増加であります。先ほど岡委員のご質問にございましたように、歳入の増加をどう図っていくかでありますけれども、一つは、各税目ごとに徴収強化を図っていくことです。これは当然のことでありますけれども、税源のかん養が大事であります。先ほどの本会議におきましても知事から何回か答弁もございましたけれども、奈良県は自主の県税収入はわずか1,000億円程度しかございません。この中でほぼその4割、45%ほどを県民税が占めているわけですが、この県民税が今だんだんと下がってきている状況にありまして、我々としてはこの県民税をどう維持していくかということ、それから法人2税の維持をどう図っていくか、ここはまあ企業誘致あるいは企業の活性化を図っていくということになりますけれども、そういったところにも力を入れていこうと考えます。それからもう一つは消費税でありますけれども、この前、知事も答弁しておりましたけれども、消費支出が高いにもかかわらず消費税の奈良県に入ってくる部分というのは全国でも最下位の方であるということで、これをどうしていくかは県政の大きな課題であり、人件費の36%は高いですけれども、パイそのものが減ってきた、つまり一般会計の総額が減ってきたという部分もありますので、この一般会計の総額を減らさないようにどういう形で税源化を図っていくかというところが大きな課題としてもあると認識しているところです。以上でございます。

○岡委員 今のご答弁を聞いてそれなりに理解のできる部分もあるわけでございますけれども、まず最初のこの県債の残高の件でございますけれども、この点で確認をしたいのですけれども、臨時財政対策債の部分、これはすべて交付税措置されると約束されたものが約3,358億円、それからそれ以外のものとして7,106億円、そのうちで通常債を除いた交付税措置されるものとして2,830億円という状況でございまして、実質的に平成23年度の内容からみますと国から見てもらえるものを除けば4,276億円の実質の県の借金であるという説明になろうかと思うのですけれども、お聞きしたいのはこの国から交付税措置されるものについての今後の見通しです。これはきっちりと国から措置されておるのかどうかの確認とあわせて、それはどうやって確認されておるのか、これらのことについての状況を説明願いたいと思うのが1点でございます。

もしそれが確実に償還されるものであれば県は努力されると思うのです。この数字でみると、通常債の中で交付税措置されるものを除けば減らしているわけですから。 それに

ついてはいい方向に向かっていると思うのですが、問題はこの国から交付税措置されると言われているものが果たしてどの程度担保されているのか、ここはやっぱり大きな問題だと思うのです。それについての見通しについてお聞きしたいと思います。

それから、徴収の問題につきましては、特にお願いしたいのは公平性を保つという意味において徹底してほしい。それから市町村によって法的処置をしっかりとやっているところとそうでないところもあるように聞いております。基本的には法的措置はやるべきだと思います。ただしその場合に、先般大阪府でもありましたように貯金通帳を全部調べて、そして子どもの将来の学費に積み立てする部分まで差し押さえをするというようなことで問題になっていましたけれども、その辺はいろいろなことを勘案しながら、しかしさっきも言いましたように払いたくても払えない人についてはそれなりの対応をすべきだと思いますけれども、払えるにもかかわらず払わない人がのうのうとしていたのではこれは大変問題だと思いますのできっちりと法的手段を講じて、そして行政側の調査できるところについては調査権を大いに発揮して全市町村が一定の基準に基づいて徴収体制、徴収の手続を統一されることをぜひお願いしたいと思います。

市町村に委託している関係上、県は1件当たり3,000円しか払っていないという、何か引け目があるのかどうかは知りませんが、市町村の徴収についてあまり強く言えないという印象も持っておりますので、これは市民、県民から見れば市町村税であろうと県民税であろうと税は税で同じように見ていると思いますので、徴収についても市町村と今後ともより一層目線を合わせてやってもらいたいと思います。

それから最後に、稲山総務部長から話がありました職員の件でございますけれども、確かに悩ましい問題はあると思いますし、財政規模が小さくなる中でそれに合わせた人数体制になかなか修正軌道が難しいという面もあろうかと思えます。入りを図ることはもちろん大事です。しかし、現実問題これだけ県債がふえている。その状態の中で、本当に職員のあり方、人件費のあり方がこれでいいのかどうかについての根本的な議論をしていかなないと、国が今後こういう交付税措置についてちゃんとフォローするのかどうかは非常に不透明な部分がございます。したがって、県として常にそういう最悪の場合を想定しながら詰めるものは詰めていくことを考えていかなければならない。それと同時に、これは当然県の職員だけに言う気はございません。我々議員も、議会もそうです。同じ痛みを分かち合いながら職員体制の見直しをしっかりとやっていただきたいと思いますので、もう一度この点についてどう考えておられるのか、先ほどの分とあわせてお答えいただきたいと思います。

います。

○村井財政課長 県債の残高の関係でございますけれども、委員のお述べのとおり、平成23年度末の見込みでございますけれども、恐らく「平成23年度当初予算案計数資料」を見ていただいていると思うのですけれども、臨時財政対策債が3,358億円、その他のものを合わせまして1兆600億円余りということになっておりますけれども、いわゆる通常債とっておりますのが7,106億円、そのうちで交付税で措置されるものが2,830億円ということになりますので、先ほど申し上げました臨時財政対策債の3,358億円と2,830億円、この2つを足しますと6,200億円ほどになりますが、これを全体の1兆600億円余りで割りますと58%程度となっております。

残りの42%は県の税収等できっちり県独自で返していくことになると思います。

それで、その交付税措置がきっちりなされるのかどうかにつきましては、これはまさに一奈良県だけの問題ではございません。全国都道府県、市町村全く同じことでございますけれども、今景気の動向の中で、国税の原資が不足している状況の中、地方でとりあえず臨時財政対策債を起こして措置せよということになっていきますので、この約束を国にたがえられることになりましたら、これはもう一奈良県だけの問題ではなく地方の財政はまさに破綻いたしますので、そのところはきっちりやっていただけるものと確信をいたしております。以上でございます。

○稲山総務部長 人件費について平成11年度からずっとやってまいりました。引き続きまた平成23年度から3カ年の定員適正計画も実施いたします。この部分につきましては各所属とも組織定数の見直し等で話をしながらしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。もちろん県の事業そのものにもかかわってくるところでありますので、県の事業を効率的に推進する中でどういう形で職員の定数削減ができるのかは、大変難しく悩ましいところではありますけれども、ここはもう避けては通れないところでありますので、我々もしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、村井財政課長から答弁ありましたように、この仕事をしてつくづく思うのは、確かに地方債の残高がふえていくのは、重いものがあるわけです。1兆円を超えていくというのは、担当している者として、幾ら国からの財政的な交付税措置があるとしても大変気になるところでありますので、ここは十分見ながら、できるだけ交付税措置のあるものを借りると、地方債を発行する形で今は運用をしております。

臨時財政対策債の償還に当たっていつまで来るかというのも、大変我々も気にするとこ



ろでありまして、国に対しましては常々最後まで面倒見ていただけるように要望もしているところでもあります。以上であります。

○岡委員 最後に1点だけ要望したいと思います。

出先機関の見直しを一生懸命やってもらっているのはわかるのですが、もう少しテンポアップできないかと思いましたので、ぜひ庁内で議論をしていただいて、効率化を図るためにも統廃合等についてしっかりとやっていただきたいということを要望したいと思います。以上です。

○川口委員 少し長くなると思いますが、あらかじめご協力のほどよろしくお願いいたします。

物事には両面があるだろうと思います。行政の面からいってもサービスを奨励されるものは喜ばれ、指導したり規制をするということになると不満、ふんまんが出てくる場合があると思う。

両面があるというのは、長いあいだ、県会議員をさせてもらっている関係もあってかよくしゃべる方だと思いますけれども、できるだけ自重をしている。

けれども、やってくださいよという内容と、やめときなさいよという内容と両面がある。

きょうも実は複雑な思いがある。きょうは主に警察の話になると思いますけれども、警察関係と官民のいろんな提携でかかわっておられる友人がたくさんいます。やめておきなさいよというメンバーがかなりいます。しかし、これはやってもらわないと困りますという投書まで入ってくる、そういうこともあるわけです。

きょうは公安委員長に出席を求めた。人は、今の公安委員長を知っているのかといいます。失礼な話ですが、どなたか知らない。本会議の前の日に公安委員長がかわっておられます。認識不足は非常に失礼なことだと思いますけれども、委員長でないで困るのかと、こういう話で、うん、困るよと。公安委員会の代表は公安委員長だろうと、そう言わざるを得ない。松本総務課長も松本次席も、調整ができなくてすみませんと何度も謝ってくる。後で警察の中で松本ご両人は、川口さんを抑えつけることができなかつたのかと、多分いろいろな嫌がらせが起こるのではないかということを目測して、まずはお話ししています。

それからもう1点は、警察は公平だと思っています。けれども、ミスが起こったりトラブルが起こることも人間社会だからあり得ることです。私が物を知る範囲においてはそんなことないよと、こう言えるものはどんどん言っているつもりなんです。

きょう、一番最後に、パチンコ屋の出店にかかわった話をしようとしております。この

ことについては総務警察委員会でも話題になったと思いますけれども、川口さん、それはやめときなさい、きつとしっぺ返しがありますよ、選挙前だから心がけなさいという話もあるわけです。名指しで秋ごろに話題を投げかけた議員がいます、あの人は徹底的にやられたそうです。その人は奈良選挙区の人ですけど、名前も入っています。そうかなあと半信半疑ですけど、それ以後彼はあまりこのことには発言をしていない。やっぱりそうかと思ったりもしているわけですけど。いずれにしたって前置きはそういう気持ちで今からお尋ねをいたします。

まず、お礼を申し上げないといけない。私の地元、御所市柏原で3つの出来事がありました。1つはひとり暮らしの友人ですけども、亡くなっていた。数日前にはお医者さんに診てもらっていたけれども、大丈夫だろうということで一人でいて、朝、見に行ったら亡くなっていた。お医者さんに診てもらわないといけない、だけれどなかなか来てくれない。駐在所の巡査、それから御所警察署、高田警察署からもきていただいて、あちらこちらに電話をかけてもなかなか警察はつながらない、お医者さんはすぐ来ないということで、こういうことで亡くなった人は扱わなければならない。お世話になった。

もう一つは、家出した女性がある。村じゅうあげて探しました。警察や消防団も総動員でご協力いただいたけれど見つからなかった。1カ月余りしてから山の中で亡くなっていた。こういう腐乱している死体の扱いは大変だと思う。

こういうことで、2つ大変お世話になった。これは、職務ではないかと言えばそれまでかもわからないけれど、嫌な仕事ですよ。そう言えば、先般の鶏インフルエンザの関係、我々職員が言っていましたですね。亡くなった人を扱うのはまだましですわ、人間ですからとこう言うわけです。殺生するのですよ、これは大変ですよ、十何万匹ですよとこういう話で。

つまり職務といえればそれまでだけれど、やっぱり精神的に異常が起こります。それから、そういう作業をしたら臭がつきます。異臭が肌から離れない。いろんな意味でのケアが大事だと思うのです。

だから、手当の問題もある。手当だけで処理ができない、手当だけでは慰め切れない、慰労し切れないものがあるけれども、やっぱり手当で対応せざるを得ない内容があるのではないかと思うのです。

20数年前に御所警察署、たまたま正月で当時の署長から既に依頼を受けて人権交流をいたしました。その朝、先生ひと仕事してきましたんやということで山の中で亡くなって

いた人があって、それを措置するのに総動員で行ったと。そのときにいろいろ亡くなった遭難者の話や、ひとり住まいの人たちの亡くなった話などを聞いたりして、その手当の問題を聞きました。もう20年も前のことですから、手当をもらえばいいだろうと、笑いながら言っていました。先生手当っていくらかわかっていますかということで、当時1日に350円とのことでした。それから、爆発物、危険物を扱うのは多分1,700円か1,800円だったと思う。そうすると爆発物、危険な扱い、そんなに年に何度もなかろうと思っていましたけれども、しかし、爆発物というのは、異臭を放つ場合もあるだろうけれど、サリンのような問題もあるだろうけれども、その当時はサリンの問題は起こっていませんでしたが、いずれにしたって死体を扱うというのは大変だと思った。肉親の死体を扱うのも嫌がる人がいるのに、そういうことで何とか手当をとということで、議会当局、警察担当者に意見の一致を見てアップしてもらうことになりましたが、その後ずっと見て、先般ある関係資料をいただきましたが、それから余り上がってないのです。これはもうちょっと検討なさる必要があると思うのです。だから、いずれにしても金で物事は処理できない。けれどもやっぱり金である程度配慮をする必要があるだろうと思うわけです。そのことをお礼を申し上げながらそういった面に目を向けてもらいたいということを提起しておきたいと思う。

それからもう1点お礼を申し上げないといけない。しかしこれは前半はお礼を申し上げるけれど後半に課題が残っている。それはこの1月に右翼と称する男が私どもがつくりました水平社博物館にいちやもんをつけに来た。水平社博物館は、ことしは韓国併合100周年ということで特別展をやっているわけです。

高田警察署に、街頭で活動をするからということで許可を求めに行ったと思うのですが、これは携帯だから許可は要らないと。けれどもこの男の行動に対して、注意を持たないといけないということで注意喚起の意味で、私どもに連絡をいただいて、挑発に乗ってはいけませんよと挑発に乗らないようご指南をいただいた。

これはありがたいことだと思うのです。

2日来たようであります。それでその2日目に来たとき、携帯で、彼らも執拗に自分のしゃべった演説の内容をちゃんとビデオに撮ってそれをインターネットに流すわけです。この発言の中に私どもが一番忌み嫌う部落差別のエッタ、どエッタという悔しい発言をしたわけです。これは、人権侵害です。我々に対するべつ視ですから。私はふんまんやる方ない。武闘的に対応した場合には武闘側が負けるわけです。こういったことに対して警察

の基本的な人権にかかわっての構えがどうあるべきかについて、徹底をしてもらいたい、そういう体制を整えてもらいたいというのがきょうの願いです。

そういう意味で、この当時の状況、いろいろ警護もしていただいていた人を批判するつもりはないのです。しかし、本来は批判すべきなのですよ、人権侵害を目の当たりに、耳にしながら対応し切れなかったということに。それは今日の世の中の人の姿だから。警察とて警察だけが責任ということにはならないと思います。けれども、警察は基本的人権ということにかかわっての構えがどうあるべきか、とっさの対応はどうあるべきかということをやっぱり定着させてもらわなければいけない。人権は守っていますと言ったって、概念的に中身がふわっとしたものであれば対応し切れない、かちっと中核を握っていれば対応はできると思うのです。

ここのところの共通認識を持ちたいと、こういうのが公安委員長に出てきていただきたいということです。悪く解釈してもらっても困るのです。共通認識をお互い持って、深く豊かなものにしないといけないということです。

このことについて、公安委員長、きょうは岡本公安委員ですか、委員長代理でおいでになっているのだから公安委員会を代表して発言をしてもらいたいし、今後の方向づけをぜひ聞かせてもらいたいと思うわけです。お礼を言いながら愚痴をつくというのは、これは物事は全部両面になっているということです。これが一つです。

それから、これはインターネットにも出たりいろいろしているようですけれども、その前に尋ねるのですけれど、先ほど県職員の定員の問題が出ていましたが、警察官の職員定員について、去年よりは死体解剖の問題などいろいろあって、3人ふやしたとのことでした。警察官以外で2人減らし、合わせて1人だけふえたという勘定ですけれど、聞きたいのは、御所警察署が高田警察署に、十津川警察署が五條警察署にとの合併について、反対だった。今も反対しているのです。できるならば離してもらいたい。

合併の対応が進むわけですけれども、定員を決める基礎というのは国から決めてくるものなのかどうなのか。たとえ国で決めていたとしても、奈良県は地勢的な特殊事情でプラスアルファが、県民の安全安心のためにプラスアルファは不必要なのかどうか、このことについてもっと議論をなさるべきであろうと思うわけです。だから、そういう意味で、定数をして決められる基準のその基礎というのは一体何なのか。つまり合併しようがしまいが定数が同じなのかどうなのかも含めて、合併すると事務員が合理化できるという話も聞きましたけれど、減らすことだけが安全安心のためではないと。もっと多面的に手不足の

ところもあるのではないかと、そういうところに目を向ける必要があろうと思うのです。その定数の基準を聞きたい。なるならば合併はご破算にしてもらいたいと思っているわけ。

それから、そのほかに警察管内でその他職員がいらっしゃると思うのですが、例えば交通安全協会で採用しておられる人もあるだろうと思う。そのことについて一度実態を聞きたいと思うのです。

そこで聞きたいのは、交通安全協会にかかわっていろいろな意見が出てきます。交通安全協会の会員さんは誰ですかと。かつてカブの免許を持っていましたけれど、免許証の更新をしたときに会費を渡した。今は会費なのか寄附金なのか定かではない。さだかでないがゆえに交通安全協会のどなたがお世話をしていただいているのか、役員をしていただいているのか、あるいはまた会費を納めているはずだけれども会費の決算報告を見たことがないとか、ひょっとしたらその人が会員でないかもしれない。一体ドライバーは奈良県内でどのぐらいいるのか。ドライバーがすべて会員ではないという話のようです。だから、交通安全協会の会員資格は一体どういう人をいうのか。そして一体今何人ほど会員がいらっしゃるのか。そういうこととか警察の交通安全協会、交通安全協会は財団だと思いますけれども、世間では警察も交通安全協会も一体性のものだと思っている。警察は官で、交通安全協会は財団だと。これは違うと言えは違うのだろうと思いますが、同じやかたの中で免許証更新は警察官がやってくれないでしょう。交通安全協会がやっている。いわば委託業務みたいになります。

そういうようなことをもういちど、交通安全協会の会員でなくとも、県民には知らせるべし、いわば公衆の現実ではないのかと思うわけです。またその点についてお伺いをしておきたい。あとまた続けます。

**○岡本公安委員** ただいま川口委員からいろいろとお褒めの言葉やご批判をいただきまして、感謝しつつ今後の業務運営の参考にさせていただきたいと思っております。

一番大事な問題からお答えいたします。人権について公安委員は一体どう考えているのかと、ここが一番基本だろうと思います。これは日本国憲法において基本的人権として保障されているものでございまして、言いかえればすべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利であると、一般的に理解されていますし、日本人も皆そのように理解していると思います。しかしながら、そうでない人たちもおられる。その一つが、委員がおっしゃった同和問題がそのワン・オブ・ゼムだろうと思います。

同和問題につきましては、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題であると認識しております。敷衍（ふえん）すれば、同和問題は私の理解では日本社会の歴史的な過程の中で形づくられた身分差別によりまして、日本国民の一部の人々が長い間経済的、あるいは社会的あるいは文化的に低い状態に置かれることを強いられて、日常生活の上でいろいろな差別を受けてきた我が国固有の人権問題だと認識しております。したがって、我が国国民は一人一人がこの問題についての理解と認識を深めまして、差別のない明るい社会の実現に全員で努めていくべき問題だろうと、基本的にこのように考えております。

あと、警察署の合併の理由、あるいは管内での交通安全の問題につきましては所管の者に答えさせまして、またご質問がございましたら後でお答えを申し上げたいと思います。

**○幡谷警務部長** 警察官への手当の関係について、お尋ねのものにつきましては、用語としては死体取扱作業手当といいますが、具体的な額については手元にはございませんが、国の標準額が定められておりまして、当県の場合もその額と同じ額が定められております。突出して多いとか少ないという県はあまりないと承知しております。

また、警察官や職員の定員についてのお尋ねでございましたけれども、警察官の定員は警察法第57条第2項の規定によりまして、政令で定める基準に従い条例で定めるということとされております。奈良県警察におきましては業務の合理化、人員の効率的な配置などの努力を重ねるとともに、県と連携をし、政府に対し警察官の増員を毎年要望しており、平成23年度には3名の増員が認められたところでございます。

また、職員の関係ですけれども、これは技能労務職員2名を一般職に振りかえて、技能労務職員の分は日々雇用で賄うこととするための減でございますので、そのために合併したところの警察署あるいは分かれたところにつきましての職員を減らすという意図ではございませんので、ご了解お願いいたします。以上でございます。

**○松本交通部長** 交通安全協会につきましては、交通安全思想の普及、高揚を図るとともに、広く交通安全教育を推進し、もって交通秩序の確立に寄与することを目的とする財団でございます。

事業といたしまして、交通安全に関する資料の作成、配布、交通安全思想の普及宣伝、行政機関からの委託、または指定を受けた事業などがございます。警察との関係につきましては、免許関係事務や講習などについて委託契約をいたしております。

次に、会員はだれかということですが、これは運転免許センターあるいは警察

署の窓口におきまして、任意に交通安全協会の趣旨に賛同し入っていただいた方が会員で  
ございます。約31万人余りでございます。また、この会費につきましてはあくまでも会  
費でございまして、寄附金ではございません。交通安全協会の会費の決算につきましては  
専門の税理士を雇いまして会計監査をしております。

また、交通安全協会には17名の役員がおりまして、各15警察署の中に支部協会長が  
理事として入っております、その方々の決裁をもらって、確認をしていただいております。

また、警察といたしましても警察の所管の特殊民法法人でございますので、年2回概況  
調査や、年1回の立ち入り調査などをやりまして適正に執行されているかどうか確認して  
おります。以上でございます。

○平城警備部長 人権侵犯事案があった場合の心構えといたしますか、対応はいかがかとい  
う質問かと思えます。

警察はいかなる団体、個人でございましてその活動に関しまして違法行為が行われ、  
または行われるおそれがある場合につきましては、法と証拠に基づいて厳正に対処してい  
くのは当然と考えております。

また、委員もご存じのように、警察法第2条の定めるところによりまして、個人の生命、  
身体及び財産の保護をするという責務を警察が有しておりますので、今後とも県民の皆様  
が犯罪の被害に遭ったり巻き込まれたりしないように、関係の方々や関係機関、団体の  
方々と連携、協力しながら未然防止に努めてまいり所存でございますので、どうぞご理解  
を賜りますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○川口委員 そつなくお答えをいただいたようですけれども、私の問いを答えに変えられ  
ただけで問いに対する答えとはちがう。尋ねているのは、こういう事象があつて、それ  
に対する対応がし切れていなかったではないかという意味で申し上げている。公安委員が言  
われた基本原則もほんとうにそうです。平たく言うと、どエッタ、エッタという具体的な  
事象が生じているわけだから。こういうことを言っても、会話をする場合に表現をしてい  
るだけで、これは差別とはちがうのです。反撃を加えるとか攻撃を加えるというような意  
味で使う場合には、これは暴言であり差別であるのです。いや、使っていないですよ。使  
わなきゃ概念の整理ができないです。こういう事象が生じたわけでしょう。しかもインタ  
ーネットに載せられて動画も見られているであろうと思います。こういった事象が生じた  
場合にはどうするのかと、もう既に事象があつたわけだから。こんな事態はもう起こりま

せんということはいきり切れない、一つの例ですから。同和差別だけではなしにさまざまな差別があるのです。身体障害者に対するべつ視用語もあれば、あるいは外国人に対するべつ視用語などさまざまにあるのです。それらの事象に対して適切にその場で、間違っただけ、誤ったことをしている人に対してはけしからんではないか、誤っているのではないかと  
言わないといけない。

この前、警察官の取り調べ中の発言が悪かったということで有罪になったのでしょうか。あれは警察官としては悔しいと思いますよ。犯罪を明らかにしようということで、ガアツときたのだらうと思います。それでも言葉の使い方によって問題が起こったわけですから。

水平社博物館の攻撃、中傷する暴言、罵倒するこの行為に対して、部落差別を最も忌み嫌う私は最も悔しい罵倒を浴びせられた。これを人権侵害だと言っているわけです。こういうことが起こった場合にはどうするのかというところの警察体制としての構え、気構えというものが確立できていないではないですか。これをつくってもらいたいのです。つくりますよということになるのか、それは難しいですということになるのか、いや、難しかったらこれを放置するのかということになりますし、どのような葛藤をしていただくのか。さまざまな人権侵害がありますから。武闘的に暴力的にやったら問題だけれども、言葉で何を言おうと自由なんだ、表現の自由なんだということになっては大変なことになりますからね。そこのところを公安委員に尋ねている。

**○中野（雅）委員長** どちらがなさいますか。公安委員、答えられますか。

**○岡本公安委員** 川口委員のご質問にお答えしたいのですが、1月に起こった件について、つい先日まで実は知りませんでした。本日予算審査特別委員会に出てこいということで事態の報告がございまして、ビデオも一部ではございましてが拝見をいたしました。本件につきましてなぜあのように答えたか、その背景をちょっと申し上げたいと思います。

それは、警察が捜査するなどの場合には発言者の真意とか意図、背景、そういうものを総合的に判断する必要がございまして、それらをすべて把握していない段階でどうするという意見を開陳することは適切でないと考えているから、非常に抽象論に聞こえて申しわけございませぬが、警察業務というのはそういうものだとご理解を賜りたいわけでございます。

また、公安委員にというご質問でございますけれども、我々公安委員というのは、ご承知のように過去5年間、警察業務とかあるいは検察業務に直接携わったことのない素人がやれと、常識、良識でもって判断をしろと、こういう趣旨で設けられている制度なわけで



ございます。警察官であってはならないのです。ということは、警察事務の個別の事案の細部について公安委員会が一々捜査の指揮、命令をするということはあってはならない。そこはゆだねなさいとなっています。こういう方針で臨みなさいということで大綱方針を示しています。その大綱方針に照らしてそのとおりの行政が行われているかどうか、それをよく見きわめて判断をなささいという県民の良識、常識にこたえていくというのが我々に課せられた使命でございまして、したがって、この件どうするのかと言われても私からは、これは個別の警察、行政マンにゆだねてあるというふうにご理解いただきたいし、ゆだねられた警察官は先ほど申し上げたように個別の捜査については総合判断をしないとわからない。今後のこともどうするのかと言われても、今後起こったときには先ほど申し上げたように、それが個別に法律に触れる行為であればそれは適切な対処をいたしますと、こういう答えになっているという、その順序をご理解いただきたいなと思っております。

○川口委員 理解できない。こういう差別は許してはいけない、人権侵害を許さないぞという構えがいつも備わっていれば、いろんな事象に出くわしたときには、そのときそのときの注意・指導、犯罪にするかどうか、刑に罰するかどうかは二の次です。まずはとっきの対応をどうするのかということです。いろんな出来事ですよ。その背景を検討してなんて、そんな悠長なことを言ってもらえないだろう。犯罪にかかわって、犯罪には、精神的な犯罪もあれば、器物、身体に傷害が加わる犯罪もあれば、さまざまです。機微に触れたときの対応をどうするのか。そういう人権擁護、人権救済の構えというものをどう養っていくか。それは公安委員会で常に県民の願い、県民の苦情、そういうものを掌握していただきながら公安委員会の役割というものを警察、行政に反映をなせる指導的責任があろうと、こういうことを私は申し上げているわけです。

だから、今の事象にしたって、きょうは多分公安委員さんは初めてお聞きになったのではないかと、ピンチヒッターで出て来られるのだから。多分ピンチヒッターだろうと大体想定しているのです。意地悪な質問をしているつもりではないのです。私も県民の一人ですから、共通認識を持ち合いたい。ひとりぐらいの話を聞いているかということになるかもわからないけれど。私も県民の代表ですから。県民の声ですよ。それをどう反映していくか、気構えをどうつくっていくか。きょうすぐに答えが出ないと思いますので、またいずれ会話できる機会もあろうと思いますから。

○岡本公安委員 2点申し上げたいと思います。

きょう突然出てまいりましたけれども、公安委員会は公安委員長が代表はいたしており

ますけれども、公安委員長に事故あるときはだれが代行していくかということをおぼろげに決められておられますので、その覚悟はいつもできております。したがって、きょうもとっさのことをごさいましたけれども、覚悟ができていられる以上はふだんからその心構えができておられるというふうに、口幅ったい言い方ですが、ご理解願いたいと思っております。

それから第2番目に、この差別問題、いわゆる同和問題と言った方がいいと思いますが、これにつきましては、これもまた法律を持ち出してそんな形式的なことをとおっしゃるかも知れませんが、国家公安委員会の規則で警察職員の職務倫理及び服務に関する規則というのが定められております。その第2条で、職務倫理の基本の項目の一つとして「人権を尊重し公正かつ親切に職務を遂行すること」と明記されていまして、都道府県公安委員会はこれに基づきまして人権教育を行うよう、私ども公安委員会は警察行政を指導しております。個別具体的な人権教育をどう行っているかということにつきましては警察行政の側からお答えを申し上げたいと思っております。

○川口委員 では、関係部長から答えをいただきたいと思っております。

加えて、交通安全協会について、尋ねているのは免許更新の際に会員としての会費の納入になっているのか寄附ということになっているのか、いやもうそれ以外はないということなのか。そういう手続をした昨今の経験ございませんのでわからないのですが、今言われたのは、交通安全協会は、17名の職員だというように聞きましたけれど、私のところに入っているのは交通安全協会の職員全員で100名ぐらいいらっしゃるのではないかなという話を聞いているわけです。資料を求めていないから資料の持ち合わせはないのだろうと思っておりますけれども、どの警察にどういのかかわりの職員が何人いらっしゃるのか一度資料を提出いただければ参考になるだろうと思う。いずれにしてもこの交通安全協会に納められる会費は、億単位になろうと思っております。だから、興味があろうと思うのです。

それで、投書と言いましたが、インターネットでこんなの出ていますよといわれて検索すると、いっぱい出てくる。どんどん出てくる。参考のために検索なさって一度読まれたらいいと思っております。お互い口で言うか言わないかだけで、やっぱり不満です。これは苦情です。警察はそんなこともないだろうと言っているけれど、嫌なことも書いています。我々議員に差し向けられるような中傷めいたこともこの中にはありますから。いろいろ読まれる必要があろうと思っております。ということで一応資料をいただきたいと思っております。

それからもう1点。先般12月定例会の際に継続審議ということで結論の出ました奈

良市内におけるパチンコ店について。あれはマルハンというのですか。あれについて、なぜそんなに急ぎになったのか、それを知りたいのです。というのは、これは議会で継続審議になっているわけです。しかも奈良市の市議会は11月末にこれについては既に請願を採択しており、住民の要望を聞いてくださいという採択になっているわけです。そして県議会にも出されたと、こういう経緯です。しかも、県議会は奈良市議会の採択をも参考にしながら継続審議とした。しかもここに発言なされた中村委員もいらっしゃるけれど、もう議会の意見がどうあろうと、議会が終わって2～3日たったら、うわさですが、認可をおろすような話を聞いているぞというような意味のやゆも飛んでいたもので、そんなことございませんと言いながら12月に許認可が出されている。どうも解せないのです。なぜなのか知りたいです。だからこれは岡本公安委員さん、これも去年からずっとなぜ急ぐのかと話題になっているのです。それについて聞きたいです。

○岡本公安委員 実はこのパチンコ店のマルハンの問題につきましては、私が公安委員長をやっているときから問題になっておりました。総務警察委員会でも一度出席させていただいてお答えをしておりますのでよく存じております。

そのときの経緯から申し上げますと、そのときに2つの方針を申し上げます。これは法律上、公安委員会の決裁マターになっているのです。本則では、公安委員会がこれを決すると、許可するかしないかは公安委員会の権限だとなっております。しかしながらこれは、非常に細かい法律マターになってまいります。どこまでが駐車場と一体なのかどうか、非常に細かい点が問題になってまいります。我々は法律の専門家ではございませんので、本件につきましては警察本部長に決裁を委任をしております。委任をしているということは、効果は我々に帰属するけれども判断をゆだねているということであり、効果は我々に帰属いたします。

第2に申し上げましたことは、本件に関しては法令にのっとって粛々と手だてをするよという指令を出しました。ところが、あの請願が出る前に公安委員会あてに既にいろんな要望は来ておりました。同趣旨の要望でございます。それから、日にちは忘れましたが、11月ごろだったと思います。県民サービス課を通じ、また要望がございました。これも同趣旨の要望でございます。要するに、許可をおろすなど。もう少し言えば、もうだんだんやわらかくなってまいりまして、パチンコ店と駐車場とは一体のものではないということが確保されるならば、駐車場へとめたパチンコをする人たちは一たん道路へ出ないといけないわけですから、道路に出たときの交通の安全がきちんと確保されているかどうか

か、それをきちんとするまではおろすなど、だんだんやわらかくなってはきていたのですが、そういう要望を受けたものです。かつ、この県議会において請願が出てそれが継続審査になっているということも私どもは存じておりました。

それなのに、今委員がおっしゃいましたようになぜおろしたのかと、議会を軽視しているのではなかろうかという趣旨の言葉が中村委員からあったように聞いております。それは、端的に答えまして、この問題は営業の自由という憲法に保障された自由がございます。風俗営業法というのは、それを非常に厳しい法令によって規制している規制法です。許可の基準を満たす限りは許可をしなければならないという、いわゆる専門用語でいう羈束（きそく）裁量、自由裁量を許されないという法律でございます。

したがって、我々としては請願が出ていることは知っていて、採択するのか採択されないのかわからない宙ぶらりの状態にあり、早くどちらかに決してほしいとは思っていましたが刻々時間が過ぎてまいります。ご商売をなさっている方は皆さんおわかりだと思いますが、毎日毎日の営業に売り上げが伴います、金利が伴います。そういう営業の自由というものを尊重しなければならない。これは国民の人権の一種でございます。だから我々は許可をすべきかしないかに対して非常に慎重にかつ非常に苦渋に満ちた決断をせざるを得なかったのです。

標準的なことを申しますと、55日で決断しなさいと、決裁をおろしてあげなさいというのが標準的な解釈でやっている。ところが、本件に関しましては、我々が言ったわけですが、フェンスを設けるとか、一体でないということのためにその駐車場とパチンコ店の間に一体性を欠くようなことをしてはならないということでもちゃんとフェンスを設けなさいということもサジェスチョンいたしました。別に強制したわけではございません。サジェスチョンしたらそのとおりになされた。そうすると、一たん外へ出ないといけない。外へ出ないといけないということになりますと、交通安全は確保されるのかどうかも確認しないといけない。それで55日はどんどん過ぎていく。3カ月ぐらい過ぎました。正確な日にちは覚えておりません。もう限度というのが我々の認識でございまして、ここでおろさないと、後でまた詳しい法令等は申し上げますけれども、要するに我々が法令違反に問われかねない。この場合は逆に、不作為の罪に問われる。行政不服審判等というものがございます。やむなくというか決断せざるを得ない非常に苦しい状態の中で決断をしたということをおひとつよくご理解をいただきたい。

我々は決して議会を軽視したり無視したり、そんなことをしているつもりは全くござい

ません。近隣住民の要望についても要請についても、どういう要望があるのか、あるいはどういう賛成があるのかを十分よく聞いて、いろんな意見を十分にしんしゃくして、ここはもう決断のときだということで警察本部長が決裁をしたということです。公安委員会にその決裁をした報告がございました。これは重要、異例な報告であるということで我々も十分な審議をし、私自身も現地、現物を見てまいりました。そういうことをして今日に至ったことをよくご理解いただきたいです。

おっしゃる点はよくわかります。わかりますけれども、そういう法律的な背景があるのだということをご理解賜りたいということをお願いして、あと細部につきましてはまた関係部署からお答えを申し上げたいと思います。

○川口委員 当時、公安委員長としての岡本委員の話、今あなたがおっしゃっている内容が12月県議会で出されていたらこんな話を出さないです。あなたが今お話しになられた内容は、12月総務警察委員会の質疑の中で、一文もないです。議会で請願を受け審議をいただいているけれども、実はこういうことなのですよという話は、一文も出ていません。これをお読みになっていますか。私はこれ見ましたけれど、ちょっとおかしいですね。

それからもう一つ、自由権です。自由権は、職業などいろんな意味の自由権が尊重されなければならない。けれども許認可という法的な設定がなされているということは何を意味するのか。基本的な国の法律、地方の法律、条例。今は地方の時代、地域主権、まさにそれぞれの府県なり市町村でつくられる条例というのは地域主権なのです。住民の声を反映させる。あなたがおっしゃるようなことで言われるならば、奈良市でつくられている条例はこっけいですよ、あんなもの不要ですよとおっしゃっているのと同じことになります。奈良市の条例があるでしょう。だから、地域主権ということも考慮に入れた形で地域の平和、安心安全というものを司法当局も民間、県民もともどもに共有しながら物事はおさめていかないといかない。奈良県議会で請願が採択されるとも、不採択になるともわからないものだから答えを出したって、これもまた横着な展開だと思います。奈良県議会を冒瀆しているのか。いやいや、あなたは手を振っても、結論は、客観的にはそういうことです。賛成の意見だけ言っているのではないです。あなたの論理でそう申し上げているわけです。

それからもう1点、この申請は大事な企業を興す場合にはやっぱり真剣に考えないと、許可がおりるかおりないか、ある程度向先を見ないとあれだけの投資はできません。計画をされたときにいろいろ警察当局にも奈良市役所にこの許可について相談なさっている

と思うのです。受理した段階で許可ありきということで物事が進んできた経緯ではないのか。そうでなければ企業を興す人はこんな大胆に、許可がおりるかどうかもわからないところへ投資しますか。

だから、最初のボタンの掛け違えが今日に及んでいるという見方もある。そこら辺をもう一度聞かせてもらいたい。

**○安道生活安全部長** ただいま岡本公安委員からご説明があったとおりでありますけれども、少し付言させていただきます。

まず、風営適正化法も含めまして一般的に申請制度を定めた法令は、国民に対して申請する権利、いわゆる申請権を付与しているものです。許可の可否など申請者に対する処分はこのような国民に権利行使に対する応答、すなわち申請に対する回答であることから、申請の処理期間も行政庁である公安委員会の任意とされているものではなく、行政庁は迅速かつ公平な処理を図るべきものとされております。

また、行政庁が法令に基づく申請に対して相当の期間内に何らかの処分、その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしない場合につきましては、行政不服審査法に基づく不作為の不服申し立てや、行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴えの対象となるおそれがありまして、行政庁が申請を放置したまま相当の期間を経過した場合は違法と判断されることもあると解されております。

風俗営業の許可の運用に当たりましては自由裁量ではなく、許可基準を満たしている場合には許可をすべきもので、いわゆる羈束（きそく）裁量であると解されておりますので、奈良県警察といたしましてはこのような考えから許可をいたしたものであります。

また、先ほど川口委員から12月13日の総務警察委員会並びに12月14日の本会議、その直後に許可をしたのはいかがというようなお質問でございます。これは非常に緊迫した時期でありましたけれども、請願が継続審査をされておりましたことは県警本部としても十分承知をしておりました。その後、奈良警察署長から許可することについて支障がないものと判断する旨の許可に関する進達、これが警察本部に上がってまいりました。この後、警察本部でも再度申請書類につきまして厳正な審査をいたしました。その結果、不許可にする理由が見当たらない。すなわち許可すべき案件であると考えまして公安委員会にも報告をいたしたところでございます。

この間、非常に議会との期日が迫っておりましたので、皆様方には非常に誤解を与えるような結果になったことをご了承いただきたいと思います。以上でございます。

○川口委員 私は誤解していないよ。12月13日の総務警察委員会の記録があるのです。公安委員長がおっしゃっている内容の趣旨の説明、答弁は何もなされてないです。これは流れからいったらおろさざるを得ないのですと、自由権の問題を含めて、そんな話は全然出ていません。とうとうと生活安全部長がおっしゃったけれどね、あなたが今おっしゃった内容は、この12月13日の内容と公安委員長の内容と合いません。そういう経過があったのなら、当時、13日、14日に請願反対という答えが出ているかわかりません。継続審議と本会議でも異論を唱えていた人まで、継続審議やむなしと大方の人が起立をなされた。そういう経過があるでしょう。私、聞き漏らしましたが、何におわれたから出さざるを得なかったのです。意味がわかりません。なぜもう一度議会を開いてくださいとか、議会に何らかの声があつてしかるべしでしょうが。これは、警察は警察で、議会は議会だよということの姿でしょう。これは、誤解の問題ではないです。事実の問題です。これからの日本の警察は警察の判断で行くのですよということになりましょう。たとえば議会で議論が不十分であったとしても、要は扱う側の当局がもっと審議してくださいよと言うのが当たり前でしょうが。公安委員長、13日の記録をお読みになっていないですよ。

(発言する者あり 読んだか読んでないか…)

だから、これは恐らく読んでいないと思います。これは、議会から発行するか、理事者が記録をとっておられるかどうかです。これは一部始終です。

もう一つ申し上げておきましょう。4～5年前に、元パチンコ店であったところ、個人経営でやったようですけれど、そこへそれを譲り受けてパチンコ店をやりたいということで警察本部へ相談に行ったけれども、これはだめだとなった。元はパチンコ店だったので。場所は香芝市のヤマナカ・高地区。

(「上中・高地区じゃないの」と呼ぶ者あり)

上中・高地区というの。

(「上中と違うか。ヤマナカはない」と呼ぶ者あり)

会社更生法の適用で転売するに当たり奈良県警本部に問い合わせたところ、法人許可ではなく個人許可なので、法人変更ではなく新規申請が必要です。その際、病院の第2駐車場と申請店舗との距離が100メートル以内になりますので、その範囲にかかわる駐車場の使用は禁止とする条件つき許可になると思います。もちろんどのような対応であっても使用制限を解除することは困難だと思われましてということで、いわばだめだという意味で、

道はこっちへつけなさい、あっちへつけなさいと、するのだったらね。だから、今の場所よりももっと交通事情等を緩和できる、そういうところでもっともっと条件のいいところでも断られましたからという話です。だから、許認可の基準が緩和されたのですかという問い合わせも私のところに届いているわけです。

だから、最初からこれは厳しい、これはいけそうだということから出発しているはずなのです。私のところへ入っている内容を皆申し上げておきますけれども、パチンコ店の専属駐車場の駐車容量台数というのは何台ぐらいか公安委員ご存じですか。びっくりしますよ。パチンコ台数640台。それから、パチンコ店の駐車台数は16台。16台しかとめられない条件。あとは隣の駐車場。これがまあおおむねですか、そういう表現で許可の対象の要件を満たすのだと、こういうことになるわけですが。あの隣の駐車場の駐車台数は549台です。パチンコ台数が640台。だから、隣の駐車場とパチンコ店の16台足しても600台にもなりません。まあ7割か8割いけたらいいというようなものだけどね。まあいずれにしたって公安委員のおっしゃる話を100%と聞いたとしても、交通事情に心配をしている自治会の請願です。だったらその交通事情の緩和策はこのパチンコ店を建てる、駐車場をつくる、その段階でちょっと控え目にして道路幅を広げるとかそういう指導があつてしかるべしなのです。いろんな指導があつてしかるべしです。もうあのままでの許可でしょう。

私の耳に入ってるのはやっぱり危険だから今の道路を何か改良してという話が出ています。これは、うそかわかりません。それならおかしいではないかと、なぜ許可をおろす前に交通安全を考えた上で対応をしていかないのか。今ある公道を狭めて使うのかということになりますから。何か変なにおいをさせているのか、私。

これは私の聞き損ないかわかりませんからこれ以上言わないですけれども、これは、ちょっとおかしいですよ。だから、許可ありきから出発をするならするで、許可ありきで出発するのだったら適切にこういう請願が出ないような受け付けをしなさいよ。これとこれと組み合わせたらこうなると、それはあいろんな許認可につきものです。だから変な勘ぐりをしているのでも何でもないので。ちゃんと住民からいろいろ出てきます。私、奈良のこと余り詳しくない。だれに頼まれたんだ、だれに頼まれたんだと言うから、おまえもだれに頼まれたんだと私は言うわけです。期せずしてこのことをあっちからもこっちからも入るわけです。

私は、パチンコ店に行ったことがないです。旅行に行った時に行ったことがあるかわか



りませんが、それは大昔の話。パチンコ台数640台、パチンコ店の駐車台数の余裕は16台。隣のパチンコ屋を見てきました。専属駐車場になっていました。そして、すべて借りているように見せたらだめなので、あるコンサルタント会社の名前で専用駐車場が、小さいの出ています。だから、あそこのパチンコ店の隣の駐車場にはこの駐車場の駐車料金は幾らという料金表がないです。これもおかしいと思いませんか。いや、料金表はかかっていますとのことなら、私の目が悪いからと言わざるを得ないと思いますけれど。

まあいずれにしたってこの姿は県議会無視、軽視、こう言わざるを得ない。違います、法律を守っていますと言い切れるのかどうかです。

**○安道生活安全部長** 先ほどの発言の中で誤解を与えましたことにつきましては訂正をさせていただきますと思います。

それと、マルハンの店に関しまして、12月13日開催の総務警察委員会において審議がされた時点で県警は許可をする方針が決まっていたのではないかと、また、もう少しそのときに具体的な説明をすべきではなかったのかというご質問に対しましては、昨年委員会が開催されました段階では奈良警察署長から警察本部に対しまして進達が上がってきておりませんので、許可の可否についてはお答えすることができませんでした。また、一般論で申し上げますと、個別の審査中の案件につきまして許可の可否あるいは時期の見通しを申し上げることは適切ではないと考えております。

また、パチンコ店の周辺の道路安全対策に関するご質問について。委員は、営業所には16台の駐車場しかない、隣の駐車場にほとんど預けるということであります。私どもはこの営業所の解釈は隣の立体の駐車場とはフェンスで完全に分離をされております。そういったことで営業所とはもう別ものであると解釈をしております。これは過去の判決例や実務の中でそういった解釈がされております。

また、駐車場の関係ですけれども、営業所の駐車場には16台しか置かれないのではないかとありますけれども、私どもの把握をしておりますのは4輪と2輪、自転車とかあるいはオートバイの駐車スペースも駐車場所になるわけでございます。そういったことで140台ぐらいは置けると聞いております。

いずれにいたしましても、この営業所の許可に関しましては駐車場の設置の義務が法律では規定をされておられません。ただ、こういった郊外型の場所につきましては、周辺の交通の安全の問題でありますとか、あるいは住民の皆様方に迷惑のかかるような行為、こういったものが予想されることから、営業者に対しましては遊技機に見合うだけの駐車場所

を自前ないしは周辺で確保するようという指導もしているところであります。以上であります。

○川口委員 お答えいただいた基本的なものすべてが理解しがたい。

まだ質問を続行したいのですが、ほかの皆さん方の質問もあろうかと思えますから、一たん休憩させていただきます。

○中野（雅）委員長 答えますか。

○幡谷警務部長 パチンコの問題に移る前に、人権に関する教育についてのご質問がございましたのでお答えしておきます。

警察におきましては犯罪捜査なども行い、人権にかかわりの深い職務を行っていることから、人権の教育に関しての重要性については十分承知しております。

先ほど公安委員からも説明がありましたように、国家公安委員規則であります警察職員の職務倫理及び服務に関する規則におきまして、警察職務倫理の基本といたしまして人権を尊重し公正かつ親切に職務を遂行することとございます。このことから、警察におきまして教育の最重点項目に掲げ積極的に推進しているところでございます。

具体的には、新たに採用されました警察職員や上の階級に昇任する警察職員に対しまして、警察学校などにおきまして憲法や刑事訴訟法などの法学あるいは職務倫理の授業などで人権尊重に関する教育を実施しております。また、犯罪捜査、留置業務、被害者支援などに従事する警察職員に対しては、警察学校におけます専門教育や警察本部や警察署などの職場における研修会などの機会をとらえ、被疑者、被留置者、被害者などの人権に配した適正な職務を行うために必要な知識、技能などを習得させるための教育を行っております。さらに、すべての警察職員に対しまして人権を尊重し公正かつ親切な職務執行を徹底するために少人数による討論式、討議式によります職務倫理教養を実施するなど職員研修の充実に努めているところでございます。以上であります。

○松本交通部長 先ほど川口委員のご質問がございました交通安全協会の職員数でございますが、これは役員が17名と職員102名と承知しております。

それと、会費の件でございますが、会費につきましては、これは運転免許センターと警察署の両方で免許の更新に来られた方からいただいております。一応年会費は500円でございます。

ただ、これにつきましてはあくまでも協力していただける方、いわゆる交通安全協会の目的の交通安全教育の普及等の推進についてご協力いただける方に任意でご協力をお願い

している次第でございます。以上でございます。

○中野（雅）委員長 しばらく休憩をとりたいと思います。

再開時間、3時5分ということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

休憩します。

14：56分 休憩

15：08分 再開

○中野（雅）委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を開かせていただきます。

○山下委員 まず最初に、法人県民税が35.7%と昨年と比べてふえたという話ですけども、どういう業種から顕著な回復の兆しが見えているのか教えていただきたい。

なお、個人県民税に関しては引き続き前年度比マイナスでございます。多分これは人口減の影響もあるでしょうけれども、同時に定年退職がふえてその影響がかなり大きいかと思えますし、それはいつごろまでこの減少傾向、そして定年退職者増が個人県民税に影響を及ぼしていくと推定されているのか教えてください。

2つ目の質問は、金曜日に我が党の尾崎議員が要望ということで質問の中に織り込んだと思いますけれども、このところ県の機構改革がかなり激しくございまして、高齢化している私などは新しい部局の名前を覚えるのに四苦八苦しております。

その中でどうしても気になるのは、女性への支援の推進という形に変わった女性対策、子どもと女性支援という形で大きな項目が設定されているわけでありましてけれども、一部の人はいわゆる男女共同参画社会という、この女性の社会参加にかかわる基本的なテーマが水没しているのではないかと。とりわけきめ細かく女性への支援体制をつくりたいという県の思いは理解できても、肝心かなめの女性への支援が弱い人たちへの支えだという観点でいつまでも続くことの焦りといいますか、あるいは男女共同参画社会の実現を目指してきた人たちにとってはやはり心寂しいところがあるのだらうと思えますし、現実にかういう課の名前あるいは女性対策の位置づけの問題について後退の印象をぬぐい切れない。ならば女性の支援の推進というところを女性の社会参加の推進と上げておけば何でもない問題について、なぜそんな検討不十分な対応になってしまうのかと、その辺が大変寂しくございます。できましたら担当者のご見解、ご所見をお伺いしておきたいと思うところであります。

次に、新しい施策としてふるさと知事ネットワークですか、共同研究報告会開催事業な

るものがありまして、福井県の知事の呼びかけ云々というのがあるのです。新しい事業です。福井県の知事とお友達であることを何かの機会に聞かせていただいたことがありますけれども、どういう知事さんが寄ってこのネットワークをつくっておられるのか、あるいはこの報告会の開催の趣旨は何なのかをご説明いただきたいと思います。

次に、奈良県警察に対する質問でございます。昨年風俗営業法の一部改正があったかと聞いておりますし、ことしの1月1日が改正法の施行日になっている関係かと思っておりますけれども、県内のモーテル等に対して呼びかけが行われています。

かつて、県内のモーテルに実際には風俗営業法の許可がおりない地域で風俗営業法対象のラブホテルと同じような運営のホテルが県内に数多くあると、出してもらいたいということで資料を求めたことがございます。そのとき、実は建築課がもたもたしていた。要するにビジネスホテルとして申請されているのですけれども、ビジネスホテルのうちモーテルが何カ所かというのは県の建築課ではわかりません。しかし、県警に尋ねましたところ、風俗営業法の対象にはなっていないけれども現実に対象になっているところとほぼ同じような経営形態、ラブホテルの経営をしているのではないかと疑われるホテルについて65カ所がノミネートされてまいりました。その中で今回どうしてもわからないのは、この風俗営業法の一部改正はどんな目的でされているのだろうかということをおたずねしたいのが1点。

2つ目には、このうち、ビジネスホテルで申請して建築許可がおりているのだけれども実際の運営はラブホテルにしている、そういう業者に対してこの風俗営業法の改正を機にこの際どっちのホテルでやっていきますかということで意向の調査をなされた。そうしたら、65社のうち25社が新たにこの際、風俗営業法に基づく事業所としてお願いしたいということで申請が上がっているということなのです。

そうしますと、2つ目の質問です。今まで風俗営業法の建物が建てられなかった地域で、経営者はビジネスホテルを擬装してやったわけでありますから、今後ラブホテルで行きますと手を挙げたところは、そこはもともと風俗営業法の対象地域でないけれども今、手を挙げたところは新たに許可になるのか。その場所だけを許可するのか、あるいはその周辺も一体的に考えて風俗営業法オクケーの地域に変更するのかなどか、その辺のところを教えてくださいというわけであります。

それから、次は教育委員会です。過日お願いして資料を出してもらいました。特別支援学校、少子化の中で障害児だけがなぜかふえ続けています。県下の特別支援学校が収容し

切れなくなってふやしました。これは大変適切な措置だったと思うわけでありますけれども、学校経営上、スクールバスが必要です。そのスクールバスの運行にかかわってここ数年来、競争入札にかけているようでございます。これは我々の仲間に、多分内容をよく知っておられるということになれば直接、特別支援学校に雇用されていた元運転手で定年退職をなさった人だと思えるのですけれども、実際に今の競争入札で運転業務を委託していく方向で大丈夫なのかと。要するに過当競争が始まっているわけです。例えば、バス2台の運行で、平成18年に1億511万円で落札し、運行されていた同じものが、平成22年には629万円。かつては1億円の落札であったものがたった数年で630万円を割り込んでいる、そういう状態でありますから、運転手には丁寧に掃除したり気を遣わなくてもいいと、運転さえ時間から時間までしてもらったらいいいという対応になって、運転手の労働条件の悪さをそのような形でカバーするような業者の対応があると聞く。これで特別支援を必要とする子どもたちの送り迎えが大丈夫だろうか、車の点検もすべて大丈夫だろうかという心配なのです。その点について教育委員会の見解をお聞かせいただきたい。あるいはそのようなことがないよう、どんな配慮をなされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目には、これはもう数年前にお尋ねしたことがあるのですがけれども、今教育現場でスクールカウンセラーとか、あるいは、個別のサポートを必要とする子どもたちに対するカウンセリングが盛んに行われています。大変大切な分野だと思います。このカウンセリングを担当していただいている専門官はどういう資格を持った人たちをどういう形で雇用しておられるのか、お尋ねしたいと思うのです。実は今、子どもたちの間にはいろんな状況がございます。実は私自身も2人の子どもがいますけれども、1人の子どもがボーダーライン症で、率直に言って二月に1回ほど西和署のお世話になっております。大変気うつが激しく感情の整理がし切れない。それでもまだ大分ましになって、高校2年生ぐらいから夫婦してその子とかかわりを持ち続けておりますけれども、実は我が国社会でこのボーダーライン症は、精神分裂症と、そして県立医科大学附属病院の心療内科に通っている子どもたち、その子どもたちの中間なんです。時には精神分裂症に等しいような対応をします。これについては私も、しばしば西和署に事が起こるたびに足を運びまして、おわびなりお願いをしているわけでありますけれども、しかし確実にここ数年来快方に向かっている。これは、もちろん県立医科大学付属病院の精神科の岸本部長にもお願いして早くから診察していただいておりますけれども、しかし、杳として、きのうよりきょう、去年よりこ

としという目立ったような変化はなかなか見つけられないで、同じような子どもたちがやはり小学校、中学校にいます。毎日のように子どもたちが自分の腕にかみそり、カッターナイフで傷をつけ、そして救急で運ばれている状態があります。やっと厚生労働省もボーダーライン症についてちゃんと特定して対応しないといけないと気づいてきたようでもありますけれども、実はアメリカでは1970年代にもう本格的な対症治療あるいは対症方法が研究され、今日ではすっかり確立されていると言われていたわけでもありますけれども、実際にそういうボーダーライン症の子どもたちに対する対応も果たしてできるカウンセラーなのかどうか非常に心配です。多分通常のカウンセラーでは対応できていないのではないかと考えています。このカウンセラーについて、前に質問したときには別段社会的にカウンセラーの資格というのはないと、試験もない、法的な資格も定まったものはないと聞いているのですけれども、いまだにそうなのかどうか、この辺のことをお聞かせいただければと思います。

それから、県では高等学校の耐震率が非常に低い。まだことしの予算で耐震診断をしているところが5校か6校ある、そんな段階です。ニュージーランド地震を見ましても、やはり震度7以上の地震が昼間、授業中に生起したらどうなるのだろうか、心配な小学校や中学校、高等学校がかなりあるのではないかと。とりわけ耐震診断ができていないのに耐震にかかわる工事をおくれにおくれているのは、これは許されないと考えます。その辺のことをかんがみて、やはり早急に、少なくとも県が担当している県立高校やあるいは特別支援学校の耐震工事を、特別支援学校はことしで終了するとさきほど聞かせていただきましたけれども、高等学校の耐震診断を早急に行わなければ大変な責任問題が生じるのではないかと。ニュージーランド地震でも28名の不明者、1名はわかりましたけれども、多分あの耐震の問題をめぐる訴訟が国際的な場で起こっていくのではないかとこのように思いますし、その辺のことについてお聞かせいただきたいと願います。以上です。

○松原税務課長 まず、法人2税の伸びの要因につきましては、特に昨年度から、主に自動車、住宅、家電関連の法人の業績の回復が大きかったところでございます。来年度についてもこういったところが好調に推移すると思っております。

少し昨年度の決算について業種別に、法人事業税の決算等で見ますと、法人事業税の中で上位の法人として、例えば電気関連の法人で昨年11月に比べて今年度は160%程度と、それから運輸業についても130%程度、自動車販売についても150%となっております。これらの業者の業績を牽引いたしまして全体として増収になるという見込

みにしております。

それから、個人県民税についてでございますが、この落ち込みの要因はやはり納税義務者数の減、それから納税者の所得の減、この2つが大きい落ち込みの要因でございます。この動向がいつまで続くのかを明示するのは非常に難しいところではございますけれども、国の機関等で発表されております将来人口推計などを見ますと、今後とも大きく増加することはなかなか望めないのではと思っております。景気が回復いたしまして所得がふえる、あるいは税制改正等で控除等の見直しがあれば増の要因となっていくことはございますが、いつまでという期限のめどは難しいですけれども、厳しい見通しを持たざるを得ないというところでございます。以上でございます。

○中人事課長 県の機構改革に關しまして、男女共同参画の名前が女性支援課という名称に変わったということに対し、どういう見解かとのご質問でございます。

男女共同参画社会の推進につきましては県といたしましても条例に基づいて指標を掲げた計画を策定しまして、その進行管理、啓発等に取り組んできております。

その中でも本県の男女共同参画における喫緊であり重要な課題であります女性の就業率が全国で一番低いというところもございます。女性の就業率アップを図るために女性の働きやすい環境、条件整備のために必要な施策を実施していく部署として女性就労支援係を設け、課の名前も女性支援課に改称させていただいたところでございます。男女共同参画の名称は係の中に残しまして、これまでから行ってまいりました女性の地位向上、女性に対する暴力防止等にも力点を置きながら、むしろ真の男女共同参画社会の実現の基盤づくりを積極的に推進していくという趣旨で、この課の名前を女性支援課ということに改称させていただいたところでございます。以上でございます。

○辻本政策推進課長 ふるさと知事ネットワークにつきましては、正式名称が自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークということで、そこの名前にありますとおり、自立と分散ということを念頭に……。

○山下委員 分散。

○辻本政策推進課長 自立と分散です。

○山下委員 分かれるいう……。

○辻本政策推進課長 分かれる、散る。

趣旨としましては、都市と地方との格差がかなりありますので、地勢的にいいますと大都市から多少離れた地域の知事の方々に、一極集中といえますか、それを打破して地方分

散の流れ、分権ではなしに分散ですね。分散の流れをつくりたいという、そういう発想が西川福井県知事からまず去年の1月ぐらいにございまして、その呼びかけに応じたのが本県を初めとして10県、福井県を入れまして11県の知事が共鳴したということです。何県に声をかけられたのかは存じておりません。ちなみに申し上げますと、青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、それから奈良県を入れまして11県になっております。

それから、10県の中で共通する課題についての共同研究を10個ぐらいやっているわけですけれども、その共同研究の中間報告会を来年度奈良県で実施します。奈良県で実施をする理由といたしますのは、昨年1月、4月、5月の3回、知事会合というのを開いているのですけれども、いずれも東京で開いております。というのはやはり一番集まりやすいということだったのですけれども、せっかく自立と分散と言いながら東京で集まるのはどうかという話もございまして、これからは持ち回りでやったらどうかとなりました。奈良県はその11県の中では非常にまだ一番集まりやすいところかなということで来年度は奈良県で開催するということでございます。以上です。

**○山下委員** 警察と教育委員会はあとで、順番に詰めていきたいと思っております。法人税がアップしたことについて、自動車、住宅あるいは家電と、これは多分エコポイント増ですね。エコポイントにより収益が上がったというふうに思いまして、今年度これらについては昨年のような調子にはいかないだろうということが言われておりますので、できれば順調に伸びてほしいと思っておりますし、定年退職者がふえていく、そのことが個人県民税の歳入にとっては大きなポイントになるので、何とか考えていかないといけないし、ここが減っていくということは奈良県にとっては大変な重荷になっておりますし、ここに焦点を当てたさまざまな政策が必要かと思うのです。今後とも私どもも議会内外で一生懸命展開したいと思っております。

それから、女性の問題ですけれども、そういう大きなテーマから外れるのは、ここのところあまり女性の社会参加あるいは男女共同参画という意味合いを前面に出した、例えば女性の行政委員への登用、あるいは各委員会への登用等々については数年前よりもやかましく言わなくなったですね。その辺が心配です。その辺がこういう名称の変更に影響しているのかと思います。そういうことに一生懸命になっている人たちは神経質になっています。これでせっかく男女共同参画という理念が前へ進み続けると思ったのに後退させられるのかと、あれはいつきのはやりだったのだろうかという厳しいご批判もあるのです。



次の機会に考えてもらいたいと思います。

それから、辻本政策推進課長からふるさと知事ネットワーク共同研究事業報告とありました。最終日に知事に言いますけれど、これは知事のお友達を集める拠点になっています。例の東アジア地方政府会合に新たに参加していただいている府県はここに名前を連ねている県がほとんどです。新たにたくさん府県、名前を連ねてくれました。残念ながら近畿が一つもないこと、あるいはここからも奈良県と貧乏を競い合っている和歌山県が欠落していることなども寂しい限りでございます。分権ではなしに分散、これはそのまま最終日の知事にお返しする言葉として大切に保存しておきたいと思います。

そこで、中人事課長、この種の変更について、少し配慮が足りなかったという私の指摘についてどうお考えになりますか。

**○中人事課長** 組織運営というのは業務内容を課の名前に近づけていくような取り組みを行っております。課題を十分認識して、その課題を課の名前に出してきたという経緯でございます。

組織改正につきましても必要に応じて今後とも検討してまいりたい。今、山下委員がおっしゃった、いわゆる男女共同参画という部分が、ある程度定着し、進行管理も十分やってきている、しかし、今の喫緊の課題はどうかという議論の中で、基本的に就労支援というところを持っていき、今回の改正をさせてきたところでございます。委員がおっしゃっていただいておりますように、いろいろ検討の中にそういう観点でも、今後組織の課名の検討等については、十分考慮しながらやってまいりたいと思っております。

**○安道生活安全部長** 山下委員からは、平成22年7月に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、平成23年1月1日に施行されました。この目的などについて、まずお尋ねであります。

改正の趣旨ですけれども、近年、風営適正化法の規制が及んでいない、いわゆる類似ラブホテルが全国各地で営業されていることや、出会い系喫茶営業が増加傾向にあつて、正常な風俗環境を害している実態が見られ、また児童買春などの温床となるなど、善良な風俗、少年の健全育成などへの悪影響が問題となっております。

改正の要点は、従来、風営適正化法に規定されているラブホテルの要件が厳格であったため、実質的にはラブホテルと変わらない営業実態を有しているながら、風営適正化法の対象とならなかったものや、出会い系喫茶営業が新たな規制対象となったものであります。

ありていに申し上げますと、これまでの類似ラブホテルには、例えば実際に使用されて

いなくても食堂があったり、部屋に回転ベッドなどが置かれていなかったりすれば規制できなかつたものが、今回の改正では従業員と客が面接しないで個室を利用できるタッチパネルと自動精算機があればラブホテルとして規制されることとなります。今回の改正によりまして、新たに規制対象となった類似ラブホテルや出会い系喫茶営業についても風営適正化法による営業の届け出義務が生じることとなり、公安委員会による監督が可能となったほか、学校周辺や住居地域において新たに営業を開始することは規制されることとなったところであります。

次に、2点目であります。どこにでもラブホテルを建てられるようになったのかどうかというお尋ねでございます。

今回の改正は要件の範囲の拡大であり、これまで規制されているラブホテルなどの営業の地域規制については何ら変更はありません。一方で、風営適正化法の規制の対象が類似ラブホテルまで拡大されたことによりまして、今後営業が禁止された地域で新規にホテルの営業をしようとしても、ラブホテルの要件に該当することとなる営業者は営業を禁止された地域での営業ができないこととなります。

先ほど1月31日までに手を挙げた業者はどうなるのかということもありましたけれども、この業者については、届け出をされたラブホテルにつきましては、今後正規のラブホテルとして営業をすることとなります。

また、店舗数の関係でありますけれども、山下委員は65店を申されておりました。もともと40店のラブホテルの営業がありました。この1月31日までに届け出られた類似のラブホテルでありますけれども、これが25店ありますので、現在のところ65店がラブホテルとして届け出をされているということでもあります。

それと最後でありますけれども、今まで風営適正化法の届け出をせずに、例えばビジネスホテルとして届け出をしていたものが、今後はどうなるのかというお尋ねでございます。

従来、風営適正化法のラブホテルの届け出をしていなかったホテルも、すべてが直ちに今回の改正政令によりラブホテルとして法の適用を受けるものではありません。ただしラブホテルなどいかなる名称であるにかかわらず、改正後の風営適正化法の要件に該当する営業であれば、今回の適用を受けることとなります。なお、改正施行令の経過措置によりまして、本年1月31日までにラブホテルの届け出をすることとされました、先ほど来の件でありますけれども、この期間を経過してもなお届け出をしなかった類似ラブホテルにつきましては、当然のことながら取り締まりの対象となります。このことから、警察とい

たしましては、これらの営業者に対する立ち入り検査などを行いまして、違反があることを確認したときは行政処分、あるいは取り締まりを行うこととなります。以上でございます。

**○山下委員** そしたら、もう一件、数の問題でお願いしたいのですが、これまで、風俗営業法のラブホテルの建てられなかった地域で、ビジネスホテルの建築許可をとって実質ラブホテルみたいに運営してきた、その地域にかかわっては何軒のうち何軒、この際、手を挙げていただいたのですか、25軒が挙手されましたね。

**○安道生活安全部長** 現在、把握しておりますのは、38店舗が類似ラブホテルとみなしております。このうち25店舗がこのたび届け出をされましたので、残りは13店舗ぐらいあるのではないかと考えております。以上です。

**○山下委員** そしたら、念を押します。新法に基づいて、今言われた38カ所、手を挙げられた25カ所、挙げずにそのままの対応を続けようとしているのが13カ所ですね。それも含めて、双方に新法に基づく立ち入る権限が与えられたということで解釈していいのですか。

**○安道生活安全部長** ただいま申しました新たに届け出をされました25店舗、これについては風営適正化法の法令の適用を受けますので、今後は我々が正規の立ち入りを行うことが可能であります。ただし残りの13店舗にありましては、いまだ類似のラブホテルということで正規の届け出をされておられませんので、この辺につきましては今後関係部局とも連携をとりまして適正な対応をとっていきたいと考えております。

**○山下委員** それなら一緒ではないか。というのは、38カ所をビジネスホテルで建てて、本来風俗営業法の対象にならない地域でラブホテルを運営してきたところに、その38のうち、新法に変わるということを建前として25カ所をお許しになった。逆に言ったら、建てられない地域で建てて、その許可を与えたようなものになりはしないですか。この際、手を挙げなかった13カ所こそ強力に立ち入る、指導をする、そういうことをしないと土地利用の関係で不公平が生じませんか、お答えください。

**○安道生活安全部長** 残りの13店舗に対する取り締まりをするのが建前ではないのかというお話でございます。

我々も全店舗に対しまして関係の部局とともに、この法律改正の趣旨をご説明を申し上げまして、このたび25店舗につきましては、その趣旨にのっとって届け出をされたところとです。それ以外の13店舗につきましては、今回は届け出をされなかったということで、

現在のところは我々は類似のラブホテルと見ておりますけれども、これに対する直接的な法の適用というのは風営適正化法では実のところしんどいのかと考えているところであります。これにつきましても旅館業法の届け出をされておりますので、その辺のところに関係の部局とも相談をしながら、こういった違反があれば、我々が思っておりますようなラブホテルの要件に該当するようなことがあれば、これは当然のことながら違反の取り締まりをしていくこととなります。

○山下委員 いずれにしても、まだわからないのです。何で38軒あったところ、目に余るなど、これは同じ目線ですよ。それに、そのうち手を挙げて今後はラブホテルでそのままいきますと、公安委員会の立ち入りも受けますと、正直にちょっと変心されたところは、その経営者がその施設を第三者に売った場合、やはり内容は同じなのでしょう。その地域で、もともと風俗営業法にかかわるホテルはできないという場所につくったなりにこの際お墨つきを与えた。そのお墨つきは土地にかかわるものなのか建物にかかわるものなのか、ここはどう区別するんですか。

○安道生活安全部長 今のご質問ですけれども、土地にかかわるものでもありませんし、まず転売はできないとなっております。それと、届け出の者につきましては1代限りということで理解をしております。以上でございます。

○山下委員 いずれにしてもその辺、県民にわかりやすく説明してもらう、そういう機会をぜひ警察本部長のところを持っていただかないと、何だこれまであかんあかんと言っていたのは何だということと、さらにこのごろパチンコ屋さんの方がきばきばしたネオンサインとか全くなくなりました。娯楽施設といっても非常にスマートになりました。ラブホテルもそうならないといけないと思いますけれども、ラブホテル、3軒並んでいたところを全部なくするために、お隣の企業は大変気を遣われて、多分あそこがお金を出して代理でどこかが取り扱う仕事をしたのだろうと、おっしゃっていますけれども、外国人は、商用で会社へ来たときに、あのホテルに泊まりたいと言うらしいではないですか、大変経営者は困っておられました。子どもたちにもなかなか説明がつかない。

そういうところも含めまして、この種の規制を警察だけでできるわけではございませんけれども、せつかくこの風俗営業法にかかわるホテルの問題に手をつけられたということで、今のところ転売ができないとか、その人一代限りであるという規制がややきいたかとは思いますが。しかしそれといっても、これは転売したのではない、要するに共同経営になっているという、知恵はあちらの方が上ですし、大変行き届いていると思います。それか

ら、私もラブホテルへ最近は行ったことがないのですけれど、いずれにしても回転ベッドというのはビジネスホテルにはないようです。通常のラブホテルもそういうのはないとのこと。風俗営業法にうたっているラブホテルとはという例示があります、あんなホテルはほとんどないのではないかとと言われてまして、警察も、奈良県警だけではしようがないのですけれども、全体的によく勉強しないといけません。現状にはそんなところはないということを前提に、法律の中に、新たにどう変わっていくのかというような話があるので、ちょっとこっけいがございます。また機会があったら警察本部長の方で、全国的につくり直していくという機運をつくっていただければと思います。ありがとうございます。

○久保田教職員課長 特別支援学校の児童生徒を送迎するスクールバスの運行につきましては、現在送迎を必要とする学校9校すべてで民間委託をしております、本年度当初現在で28台のうち24台という台数になっております。これを平成18年当時と比べますと、平成18年当時12台、委託契約総額が4,700万円余、平成22年は24台で、契約金額総額7,300万円余ということになっておりまして、1台当たりの単価は平成18年現在で380万円余りが平成22年で300万円余りということで、ご指摘のとおり2割ほど1台当たりの単価が下がっている現状でございます。

委託契約経費として考えられます主なものは燃料費や、あるいは車の管理費、保険料、それから一番大きいのは人件費と思います。2割がどうやって下がっているのかという分析を十分にしているわけではございませんが、例えばノウハウを蓄積いただいて少し下がってくることもあるのかと、あるいは特別支援学校が増加することによりまして、1校当たり、あるいは1台当たりの子どもさんを迎えに行く移動距離が減ることによりまして、少し効率的になることも考えられる。あるいは、委託台数そのものがふえることによりまして、全体的に効率的な運営ができるようになったというような分析は、十分ではございませんが、それらも要因としてあるのではと考えます。いずれも適正に落札して契約してまいります。

また、委託に当たりましては、当然仕様書を作成していますが、その中に送迎する児童生徒、保護者に対して適切な対応をすることという条項を盛り込んでいまして、こちらはやはり現場でしっかりとその条項が守られているかどうかを確認していかなければならない、あるいはその委託契約を結ぶに当たりまして、契約単価自体は我々が積算したものに基づいて正規に入札が完了しているものですが、その運行上、非常に好ましくないという

ことがあるようでしたら、やはり指導をしていかなければならないと考えています。以上でございます。

**○吉田学校教育課長** スクールカウンセラーの資格について。

特に募集する際に必ずこの資格をとという限定をしているわけではございませんけれども、やはり最近学校では心理面、あるいは精神面で非常に教員が対応するのが困難な相談も数多くございます。そういった意味から、教育相談体制の充実を図るためには児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識、経験を有する臨床心理士を、あるいは大学で心理学等を勉強された、それに準ずる方を学校に配置をいたしております。

また、緊急対応が必要な場合もございますので、そういった場合には大学教授、あるいは精神科医、より経験を有する臨床心理士の方、こういった方を学校へ派遣するスクールカウンセリングカウンセラー派遣事業も県単独事業として行っているところでございます。以上でございます。

**○植田学校支援課長** 県立高等学校及び特別支援学校の耐震化について。

県立学校の耐震化につきましては、災害弱者が在籍します特別支援学校を優先して取り組んでおります。平成22年4月1日時点の耐震化の進捗状況につきましては、県立高等学校で59.1%、特別支援学校で82.4%となっております。

平成22年度におきましては、特別支援学校2校6棟の耐震補強工事を実施いたしましたが、これにより耐震化率は、まだ速報値ではあるのですが89.4%になる予定でございます。また、平成23年度当初予算には5校8棟の特別支援学校の耐震補強工事の予算を計上しておりますが、これを実施いたしますと特別支援学校の耐震化はおおむね完了することとなります。

また一方、県立高等学校につきましては、平成22年度で2校2棟で耐震補強工事を実施しております。これによりまして耐震化率は、速報値ではありますが59.8%となります。また、平成23年度の当初予算で計上しております2校5棟の耐震補強工事を実施いたしますと、耐震化率は速報値ではありますが61.5%となる見込みでございます。また、あわせて11校12棟分の耐震設計の予算も計上しているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、平成21年度で県立高等学校の耐震診断の2次診断をすべて完了しております。このことから、この2次診断の診断結果をもとに、今後は原則としましてI s値の低いものから計画的に耐震化を進めてまいる所存でございます。以上です。

○山下委員 まず、スクールバスの件でございますけれども、具体的に聞きたいのですけれども、平成21年度に9校ある特別支援学校のうち4校のバスを請け負っていた会社が、平成22年には皆無になっています。これにかかわって、何かこの会社が県の業務か、あるいは他の業務かわかりませんが、入札に参加できない、参加する資格を失った、そのかわりに子会社を別建てして請け負わせている、あるいは競争入札に潜り込んでいるといううわさがあるのです。それについての事実関係を、もしわかっていच्छれば、あるいは私の聞いている話が誤解であるとすれば正してください。

○久保田教職員課長 申しわけございません。私もちょっと初耳でございますので、調査をいたしまして、しかるべく報告させていただきます。

○山下委員 もしこの会社、9校中4校の業務を任されていたのが、新しい年度、平成22年度に皆無になったというのだったら、ほとんどの場合こういう請負業務を主たる業務とする会社であるならば倒産です。そんな調査もできていないと聞いていいのですか。

○久保田教職員課長 毎年度業務委託するに際しまして、恥ずかしながらそういう調査をしていない、逆に言いますと入札参加者の選定につきましては県の定める物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定に基づいて行っているということにして、その過程におけるそのような調査を残念ながらしていないということでございます。

○山下委員 教育長、それではちょっとまずいでしょう。本来、学校の業務なのです、重要な業務なのです。朝のお迎えと送りは、あの子どもたちにとっては非常に大切な学校行事です。それを請け負わすことについてのその企業の体質というのはもう少し緻密に調べておく必要があるのではと、あるいはその運転手たちの業務内容についても、通常の委託業務よりも神経を砕いて分析しておく必要があるのではないかと思うのです。例えば、この従業員たちがこんな安い賃金で働いているのですから、これ以外に、深夜にはまた飲み屋の送り迎えという、別のアルバイトもしているかもわからない。そんなことも含めてきっちり精査しておかないと、とんでもないことが起こるのではないですか。保険を掛けてあったらいいのだという話と違うでしょう。基本的にこういう体制でいいのか、教育長にお尋ねしておきたいと思います。

○富岡教育長 今、久保田教職員課長から話がありましたように、一義的に我々の仕事としましては、この入札の参加資格に関する規定に基づき、参加資格名簿によって選定して行うということでございます。ただ、委員がおっしゃるように、確かに障害をもっている子どもたちですので、ソフトケアが要ります。今のところ非常に困った状況になっている

のは少なくとも、個別事件とかは少しはあります、しかし体質としてこの業者が特に悪いというようなところまでは聞いておりません。けれども、全くそういうことを知らないでというのも問題になるかもしれません。ただこれ、もしどうしてもぐあいが悪く一定オミットできる条件だったらいいのですけれど、そのこのところの判断は難しいかとは思いますが、どこまで対応できるのかということもありますので、確かに障害を持っている子どもたちに事故等が起こるような環境にあってははいけませんので、一度調査なりを行って、一定の縛りと条件をかけて入札するような方向で検討をしてみたいと思います。

**○山下委員** ぜひそうしてください。次に、スクールカウンセラーについて、恐らくほうっておいたら、いまだに特定な資格がないのです。雇用状況を教えてください。1回幾らですか、あるいは1日幾らですか、あるいは年間幾らですか、あるいはそれはかなり一定期間、5年なら5年、10年なら10年の定期契約みたいな形になっているのですか。その辺、教えてください。

**○小林教育研究所副所長** 1回の謝金単価につきましては、今は手持ち資料がございませんので、また後ほど提示をさせていただきます。

採用につきましては、先ほど学校教育課長が申しましたように、臨床心理士の資格を持っている方と、それから過去にカウンセリングの経験が豊富であって、なおかつまだ臨床心理士の免許は持っていない方という形でスクールカウンセラーとスクールカウンセラーに準ずる者という2つの側面で採用させていただいております。大体中学校で46名、それから高等学校で今のところは4校、小学校に8校、これぐらい県で派遣しているわけなのですけれども、その採用につきましては毎年毎年すべてを改定するわけではございません。1年間派遣した派遣校でそれぞれの学校からの評価をいただきます。その評価の中でほとんどの場合が継続で来てほしいという評価でございますけれども、中にはかえてほしいといったような、少し問題のあるような評価も出てまいりますし、個人的に来年度は他のところへ就職したいということでおやめになるケースもございます。毎年約10名前後の方々を新たにスクールカウンセラー、もしくはスクールカウンセラーに準ずる方という形で教育研究所で採用試験を行っておりますけれども、専門的な臨床心理の内容のペーパーテストと、それと学校へ行ったときに先生方とどのような形でかかわっていただけたかといったような小論文と、さらにそれに面接を加えまして採用試験を行っているところでございます。条件としては非常に望ましいといえますか、いい条件で派遣させていただいているわけではございません。実のところ、臨床心理士の資格を持っておられる方々は



非常に就職状況が悪く、例えば京都大学であったり大阪大学であったり、そういったところで勉強されたような方々が研究所の非常に報酬の低いところでもなんとか働きたいというようなことをご苦労なさっているのが現状でございます。派遣されている方々につきましては、どの学校からも非常によくがんばっていただいていると好評をいただいているところでございます。以上です。

**○山下委員** 奥田副知事もおいででありますし、財政課長もおいででありますので、懐くあいの問題も含めて提案するのですけれども、いつかの委員会で、教員採用について物言ったことがございます。秋田県では大学の大学院に滞留している未就職の人たちに目をつけ、理学部の強化のために集中してそうした教員を採用して成果を上げていると聞きました。このスクールカウンセリング、臨床心理学を勉強しておられる人が中心だと思うのですけれども、もう既に教育委員会が各学校に派遣しだしてから10数年、いや、20年近くになるのではないかと。そろそろお得な労働者という形で珍重するのではなく、ちゃんとした正規の職員として教育委員会がお抱えになる時期に来ているのではないかと、さもないと、手をこまねいていますと、はしかい都府県に持っていかれるのではないかと、もっと言えば、その人たちならば、高等学校、中学校におけるそれぞれの教科についても、万が一のときには対応してもらえる、そんな人たちだと思うのです。この際ちょっと胸襟を開いて、今までの教員採用の枠の中にはなかったのかもしれないけれども、人材の新たな発掘という観点から、やはり果敢に前向きに考えていく必要があるのではないかと思いますが、教育長、その辺のことについていかがお考えでしょうか。

**○富岡教育長** それぞれの教科の先生等につきましては義務標準法で定まっておりますけれども、このスクールカウンセラーについては特に義務標準法にはございません。そういうことで、我々も教員採用につきましてはあくまで義務標準法に従ってということになりますので、今の形でしか対応し切れていないのが実態でございます。今後そういう形になるかどうかという、これはもう国の制度、法の問題でございますけれども、実態上、長く続いております。そしてまたこのカウンセリングというのは何か事件が起こりますと必ず必要になってくる部分でありますので、全国教育長協議会を通じて、国に働きかけをしてまいりたいと考えております。

**○山下委員** 我々も党へも働きかけていきたいと思っております。

それから、耐震診断についてぜひ急いでもらいたい。特別支援学校が本年度予算でほぼ完了するというのは不幸中の幸いですが、やはり高等学校、元気なものばかりと言

えばそれまでですけども、2階建て、3階建てがありますので、地震、雷、火事、おやじで地震に勝てるものはいないので、ぜひとも耐震診断を急いでもらいたいと思います。以上です。

○中野（雅）委員長 ほかにございませんか。

○奥山委員 予算審査特別委員会が始まるまでに各所管が何人かおいでになったときには言っていないこともありますので、わかる限りで結構ですので、またお答えいただいたらと思います。

何点かお尋ねしたいのですけれども、山下委員のラブホテルの件での関連質問で申しわけございません。風俗営業法が改正になって、いろいろと説明を聞きました。私も香芝市ですので、18軒ぐらい香芝インターチェンジの近くにラブホテルに似たようなビジネスホテルが建っているのですけれども、たしかこの香芝市の場合などは、ラブホテル建設規制条例を市でつくっているはずなのです。だから、それをつくってからは全然ふえていない。それはなぜかという、ちょうどきょうは朝からも請願の話が出ていましたけれども、香芝市は請願の紹介議員が1つ席を設けて香芝市の市議会議員に一方的な質問をされて、その請願に紹介議員が答え、それで行政も法的なこととかいろいろ答えてということで、請願でも、ああ、ちょっとサインしておくというわけではなく、その中身も知らなかったらいけないというシステムになっていました。私もそれを今思い浮かべていたら、このラブホテル建設規制条例は、私が香芝市議会議員をしているときですけれども、とにかく葉、そして裸で女性が年に5～6件は近隣の家に駆け込んだりとかいうような事象が本当にありまして、これでは困ると。ただ、これはなかなかとめられないということで、その請願を出されたのですけれども、私もそのときの紹介議員でした。一方的に最終は、このラブホテル建設規制条例をした場合に、その業者から裁判されたら負けますよと、九州では敗訴の事例、判例がどんどん出ていました。だから当時の香芝市長が、いや、やはり青少年のことが大事だと、ここでラブホテル建設規制条例つくろうということで踏み切ってなった経緯がございます。

なぜ関連質問かという、香芝市の場合はそういうことですが、今、奈良県でその建設規制条例までつくっているところが何自治体があるのか。多分1つか2つだと思うのですけれども。そうすると公的な金融機関は出資をしないというのが本当の話なのです。聞いたところによると、条例がない地域で建てることは、これは実際もうかる商売らしいです。そうすると、いろんな金融関係からもお金が出るということですから、正規のきっち

りとした条例ができた場合は出資しないということがありましたので、それから実は一軒も建っていません。これも16年ほど前です。それが18軒目か17件目でした。非常に明るいフラワースタイルで、いかにも花のピンク色が最後です。だからそういう自治体がつくっている建設規制条例と、今回の、これから風俗営業法で、中身が詳しくわかりませんが、その辺のすり合わせはしていただいているのかどうか、全く意味違いの質問をしていたら、それはそれでお答えください。

続きまして、税について聞かせていただきたい。これは担当にも言っていたのですけれども、去年は平城遷都1300年記念事業が、363万人とか、2,140万人とかいうことで、奈良県ホテル業界は過去最高というか、非常に稼働率がよかったというのもつい最近の新聞にも出ておりましたけれども、実は、私は聞いていたのですが、この道路が通ったら、1年間で経済効果が50億円だとか、この平城遷都1300年記念事業をしたら1,000億円とか2,000億円とかの経済効果だという話はよく聞くのですけれども、果たして奈良県の税収入にどれだけ反映するのか、それがわかるのはいつ頃なのだろうということを知っていたのです。そのときは、ううんって首をかしげておられました。でも、経済効果というのはいつてもよく新聞にも出るのですけれども、その経済効果というのは、商売をされている方とかが今以上にもうけるというのか、販売もできてということなのだけれども、それについて、この県に入ってくる税金がいつ反映されてくるのか。ずっとうちはマイナスやから、やっともうけられたから相殺するということもいろいろあるでしょうけれども、こういう効果というのはいつごろ出てくるのか、もしわかれば教えていただきたいなと思います。

それと、今度の予算ではたばこ税が少し減ってます。昨年かなりの率でたばこ代が上がりました。しかし、新聞では、いや、それでも余り思うように禁煙者がふえていないようなことも出ていたのだけれど、これは何を根拠にたばこ税は来年度減るといふ計算をされているのか、根拠がわかれば教えていただきたい。

過去に、一般質問で消費税について尋ねたことがございます。奈良県はどうしても立地条件上、大阪を中心として、ちょっと高いものは、食事をしに行くのなら、とって年間の消費量の約半分近くは大阪で消費されているけれども、この消費税、どうして奈良県に還元できないのかという質問もさせていただいたことがございます。あのときはいつもブービーメーカーを沖縄県と奈良県が争っているというのも記憶にあるのですけれども、知事会とかそういうことの流れで、今はどういう動きになっているのかを教えていただければ

ばありがたいです。というのは、非常にこれは税収としては大きいと思うのです。奈良県の人々が大阪府で消費されているのは、5,000億円か何かでしたかな。そのうちの消費税のカウントが最終消費地で計算される制度上という答弁もいただいてわかっているのですけれども、もっと沖縄県、奈良県、これはいつもこの消費税について考えてくれと、地方消費税にというのによく聞いているのですけれど、なぜ埼玉県は参戦しないのだろうかというふうに思うのですけれども、その辺の動きがわかれば教えていただきたいと思います。

続きまして教育についてですが、代表質問で規範意識の向上ということで児童生徒のことで尋ねたのは、まだつい最近ですけれども、香芝市でもある小学校の講師でしたかな、14歳か15歳の女の子の売春ということが発覚してクビになりました。このごろ非常勤というのですか、1年ごとの講師の採用というのが多いことはよくわかっているのですけれども、どうもこのごろ教職員の規範意識の低下が目につくので、ひょっとしてそんなことも関係あるのかと勝手に想像しているのですけれども、先生はこのごろいろんなことで新聞ざたになることが多いというのは、私にもよく言われます。児童生徒の規範意識、これは大事であろうと思いますけれども、先生、教職員の規範意識の向上というのは、予算書を見てもどこで反映されてどこでやってくれているのか、あえて当たり前のことだからやっていないのかわからないのです。もう一度原点に戻って教職員の規範意識の向上についてどう考えておられるのか聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、このたびの予算書で、項目別で細かい質問になるのですけれども、一番びっくりしたのは、小学校の暴力行為があるので4人の先生を非常勤講師として約600万円ほどで雇用するというのが出ていました。私、何回も見直しました、えっ、小学校で暴力行為。詳しく新規の事業で見させていただくと、矢田小学校とは、どこですか、大和郡山市ですか。白樫南小学校といったら、多分、樫原市ですね。真菅北小学校、五條小学校。この4校が特別小学生の暴力行為が多いからこうなっているのか。そうであれば、現実にはどのような暴力行為が発生しているのか教えていただきたいということで、細かい質問で申しわけございませんけれども、質問させていただきます。以上です。

○安道生活安全部長 奥山委員からは香芝市のラブホテル建設規制条例などでの効果的な例を挙げられまして、県警といたしまして各市等へのすり合わせを行っているのかどうかというご質問でございますけれども、この件に関しましては、結論から申し上げましてすり合わせはしておりません。今回の改正の点は、このラブホテルの要件の範囲の拡大であります。先ほど申されておりますのは、どちらかという地域規制に関することでありま

すので、今回の改正の中には入っておらないこともありまして、そういったすり合わせは現在のところしていないのが現状であります。

それと、香芝市の条例はおそらく建築に際して市長の同意を必要とするということであろうと解釈をしていますけれども、非常に効果的な例として我々もまた参考にしていきたいと考えております。

それと、先ほど山下委員のご質問のときに、いろいろ言い過ぎて、言い回しがわかりにくかったのかもわかりませんので少し付言をしておきます。

もともと届け出しているところが40店舗ありました。今回の1月31日までの間に、県内では25店舗新しくされました。ということで、現在ラブホテルという届け出者数は65店舗になっています。そのうち今まで25店舗以外の残り13店舗、これらの取り締まりをどうするのかというお話があったようですけれども、これにつきましては、この制度があるにもかかわらず、なぜ1月31日までに届け出をされなかったのかという意図は、営業者の心根の問題ですので我々では少し推しはかることはできませんけれども、今後同様の形態で営業されるのであれば、当然のことながらこれは無届けの営業になりますので、いろんな捜査をした上で取り締まりをしていくことになっていくと思いますので、その辺少しご説明をさせていただきました。以上です。

○松原税務課長 まず1点目の、平城遷都1300年祭の経済効果、これが奈良県の税収にはいつごろ反映されるのかというご質問でございますけれども、なかなかどの時期に県税収入の税収として経済効果が反映するかということは非常に把握しづらい面がございます。いつということはなかなか申し上げられないのですけれども、一般的なそれぞれの税の申告等の月の関係で申し上げますと、例えば地方消費税でありますと3月末に確定申告期限が参りまして、そこから国から県に払い込まれてくる制度でございますので、地方消費税が県税収入に反映してくるのは来年度の5月以降になります。

それから、法人2税につきましても翌年度5月に確定申告の納付をする制度になっておりますので、法人2税について何らかの影響があるといったしましたら県税収入への反映は、これも5月以降になるものと考えております。

それから、飲食店とか、あるいは個人のお土産物屋さんのような個人事業者の所得については、毎年8月に定時課税をすることになっておりますので、これの県税収入の反映は8月以降ということになります。

それから、個人の所得、個人住民税についてはなかなか経済効果が所得に直結するとい

うのは一概には言いがたいところはございますけれども、期限で申し上げますと市町村からの報告の期限であります6月末以降に反映されることとございます。

それ以外にも、新規に立地をした場合の不動産取得税等につきましては随時に課税されておりますので、こうしたものは直ちに反映されることになっております。いずれにしても、なかなか効果として、これぐらいの額がこの時期というのは申し上げにくいところではございます。

それから、2点目のたばこ税につきましては毎年喫煙される方が少なく禁煙をされる方が多くなっておりまして、売り渡し本数が減少をしております。平成22年決算見込み費で82%程度と見込んでおりまして、この売り渡し本数の減少が、昨年度行われました増税の影響と相殺するような形になり、予算額としては対前年のほぼ同額ということで、大きくはふえないということが理由になっております。

それから、3点目の地方消費税の状況についてですが、この配分基準の見直し、その最終消費地に税収が反映されていないのではないかという主張は、本県としては従来から国等に対して要望しているところではありますけれども、なかなかほかの府県に同調してということの状況にはなっておりません。むしろ今の、例えば社会保障と税の一体改革の中で、やはり地方の消費税そのものを充実させていくということで地方消費税をめぐる動きは、そういった全国知事会等での地方財源、消費税としての全体の充実ということで今、議論はなされていると聞いております。以上でございます。

○久保田教職員課長 教職員の規範意識についてのご質問でございます。

再三、教職員に対し規範意識の自覚につき呼びかけているにもかかわらず、年が明けてから1件は教諭の飲酒運転、それから1件は講師の売春ということで、先々週の金曜日に講師につきましては懲戒免職、それから教員につきましては停職処分を発表したところでございます。

規範意識の自覚、向上につきましては、例えば市町村の教育長会でありましたり、校長会、教頭会、あるいはあらゆる機会をとらえて県教育委員会といたしましても呼びかけ、あるいは時期時期に、その旨の通達をしているところでございます。また、義務教育に従事する教職員につきましては、市町村の教育長から同様の通達がなされているところでございますが、残念ながら飲酒運転にしましてもなかなか後を絶たないという現状を深く反省をしております。こういう機会にこういう処分をしたということを通知しますとともに、改めてその辺の注意喚起を呼びかけてまいりたいと考えてございます。

それから、もう1点、子どもを特別に支援するための非常勤講師の配置についてのご質問でございます。一応想定しておりますのは、ご質問にありました暴力行為の発生件数がふえているというようなことと、あるいは通常学級で在籍している軽度の障害のある子どももいらっしゃる、そういう2つの要素に絡めまして非常勤講師を配置することで、今回新規要求で予算措置させていただいているということで、ご指摘いただきましたそれぞれの学校につきましては、その両者の場合につきまして担当課といろいろ相談をしながらはめ込んでいるということでございますので、決してコンクリートされたものではないのですけれども、一たん入ると期間を1カ月ないし2カ月というような形で支援させるという必要があるかと思っております、いずれにしましてもせつかくの事業でございますので、学校の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○奥山委員 ラブホテルについては結構です。税収についてはいつも奈良県の場合は気になって、根拠は何か、これはどうなっているのかということで聞かせていただいただけで、ただ、先ほどあれだけ詳しく説明、平城遷都1300年祭の効果、5月以降だとか、法人2税も5月以降とか8月以降とあって、そしたら、この予算はこれを計算に入れなくて歳入の予定を立ててしまっているのですね。今わからないのだから。だからひょっとしたら10月か11月にははっきりするということで、効果が出てくる可能性ありというような答弁で聞かせていただいたらいいのですね、これだけ聞かせていただきたいと思えます。

あと、教育委員会の方ですけれども、規範意識の関係、特に今は教職員については、一から教育をし直さないといけない教職員なんて、いっぱいいると思うのです。いろいろと名前も出させてもらってもいいのですけれど。もう少し教職員というのはプライドもそれは当然高いかもわからない。やはり、もう1回、私も含めてこの規範意識について、教職員もしっかりと教育をもう1回してもらおうようなことを考えてもらわないと。このごろの先生、何やのってばかり言われるのがつらいのです。私も昔みたいなような行動はしていないと、自分で規範意識についてはきちんとしているので、それなりのことはしていかないといけないと思えますので、久保田教職員課長、教職員の規範意識について具体的にしっかりと耳にたこができるほどやっていただいたらと思えます。

もう答弁は結構でございます。きょう初日ですので、あしたからの質問の前座ということでちょっとしゃべり方の練習をしようと思っておりましたので、とりあえずありがとうございました。終わります。

○松原税務課長 先ほどいろいろ期日を申し上げましたのは、一般的な税の制度というこ

とで申し上げておりました、もちろん来年度の、例えば企業の業績見通しの中にことしの効果というのも入っているかもしれませんが、平成22年度に既にあらわれているものもあったかもしれません。それから平成23年度以降にあらわれるということも、当然翌々年度にあらわれるということもあろうと思いますので、全く入っていないかと言われればこの部分、経済効果も含まれていると思いますけれども、そのうちどれが経済効果であるというのはちょっと難しいかなと思っております。

○奥山委員 はい、もういいです。

○中野（雅）委員長 ほかにご質問。

○中村委員 副知事もお見えでございますので、まず1点目はパチンコ屋の問題で、過日から申し上げておりますので多くは申し上げません。端的に、副知事及び県警本部長に回答を求めたい。

きょうの川口委員との議論でもいろいろ出ました。結論的には、規制裁量に重きを置くのか、あるいはまた議会の議決に重きを置くのか、この部分にかかってくると思うのです。県警察本部並びに公安委員会は粛々と法にのっとってやっている。そして不作為の行為は新たな申請者、営業者から裁判を起こされて損害賠償も受けざるを得ないという事態も想定されると。そういうことで、きょうのご説明では粛々とやってきたと、我々もこの1カ月後には県民の批判を受けるわけです。すると議会の議をよしとするのか、重しをするのか、粛々とやることをするのかということ、まず議会と行政委員会との意見が異なった場合には、今申し上げたことも含めて理事者側はどのような判断をするのか、このことについてどのようにお考えかということです。

時あたかも奈良県議会基本条例が、そして議会改革推進会議が設置され、議会の二元代表制が言われているわけです。ますます議会の立場と理事者側の立場が相拮抗するようになってくると思うのです。そういう中で意見が分かれた場合にどうするのかということについてお答えいただきたい。

それと、今回許可をおろしたわけだけでも、このことについて、次にまたこういう事案が発生したときにはどのような立場で事務処理をするのか。これが第1点です。

2点目は、警察官の処遇問題と定員問題です。

ここにいただいた資料を見ましても、奈良県は近畿2府4県で、滋賀県に次いでこの10年間、警察官1人当たりの負担人口は582名と非常に負担が多いわけです。京都府なんかは警察官1人当たり401名なんです。奈良県は582名、この10年間に70名し



か増員されていないわけです。同じ規模の和歌山県ですら489名で、この数字の問題は、県警察本部は警察庁の職務権限であります。警察庁に奈良県警の警察官の1人当たりの人口の負担軽減に向けてどのように過去10年間やってこられたのか、今後の見通しは一体どうなるのか。給与を見ましても、近畿2府4県で奈良県が一番少ないわけです。ちなみに平均給与月額、奈良県は36万1,149円、奈良県は、近畿で一番低いのです。京都府は39万5,686円。この中には少ない人間で多発するいろいろな犯罪に対して、時間外労働とか特殊手当とか、かなりの警察官は残業していると思うのです。するとこの平均給与、もっと普通ならばふえなければいけないと思うのですけれども、給与がずっと低いわけです。このことに関して人事課というか、副知事、総務部長、なぜ奈良県の警察職員の給料は近畿2府4県に比べて低位でずっと推移をしてきているのか、これは重大なことです。国にあっては自衛隊、それから警察、それから消防です。これは国民の治安を守り維持をする、安心・安全社会を構築するため公が責任を持って最低限度やらなければならない事案です。ほかのいろいろな事案は民間でもできるわけです。これはやはり公が責任を持って、働く職員の働く意欲なり、そういうことも含めてなぜ奈良県がずっと、月給のことも含めて、高くしなさいと言っているのと違うのです。近畿2府4県の警察官に比べて非常に低い給料でずっと推移をしているということは問題なのです。これについて総務部長から副知事は、どう考えているのかということです。

それと3点目は、これはたわいのないことなのですけれども、「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」114ページ、安全安心まちづくり活動支援事業。

防犯リーダーによるパトロール活動、あるいはまた相談員、それからまた自主防犯のアドバイザー、それから少年の非行防止、スクールサポーターといろいろおやりになっているわけです。

第1点目は、この防犯リーダーによるパトロールは、これはどういうことなのかということなのです。今までに防犯リーダーはいたはずだと思うのです。ことしに限ってこの1億円ほど、これは全部国費です。ということは、もっと言えばこれは緊急雇用。こんな緊急雇用というものは、今は景気が悪いからやっているけれども、これもまた終止符を打つときがあるわけです。再来年からつかなくなる場合もあるわけです。するとこの防犯パトロールで、一体これ1億円もかけてどういうことを今回やろうとしているのか。また、今申しあげましたこの相談員の実態は一体どうなっているのかが3点目です。警察に関しては以上です。

それで、今度は教育委員会。これもそうなのですけれども、地域活性化交付金活用事業で、補正予算で約20億円ほど組んでいるわけです。これも政府の大盤振る舞いで、政府がこんなことをやっているから使わなければ損ということでお使いになっていると思うのです。それはそれで結構なのです。

ところで、県立高校の整備事業で、いろんな図書館とか高等学校のプールや実習室の修繕や、あるいは二階堂養護学校の屋上防水とか、各般にわたって補修工事、これを使ってやっているわけです。現実に奈良県下の教育施設を見ましたら、非常に修繕等々やらなければいけない学校がたくさんあるわけなのです。そうすると、3年、5年として系統的にそういう修繕の優先計画が実際にあって、その中で今回これが出てきているのか、今回この地域活性化交付金事業の資金が使えなくなった場合に学校整備というのはどういう予算ベースでどういう範囲でおやりになるのかというのがこれ、第1点です。

そして第2点目は、教育委員会の、「平成23年度一般会計特別会計予算案の概要」117ページ、やっとならぬ本気になられて道徳教育総合支援事業ということで、本当にわずかですけれども300万円というお金、道徳教育に予算を計上されたわけです。そして、まず1点目は、内容は一体何なのか。長年、地域のために貢献をし、家のために汗を流し、友のために涙を流すと、これは人間のあるべき姿だと。昨今、教育基本法が改正されて、地域や祖国に対する、国を愛する心を育てようというのが明記されているわけです。このことについて県は今、教育現場でどういうことをなされているのか。例えば、国語とかのようには、道徳教育は教科になっていないわけです。そうしたら、この道徳教育の内容をだれが責任を持ってどれぐらいの時間を教育現場で何をテーマに教えているのか、このことをもう一度、この300万円の道徳教育総合支援事業の内容と、今申し上げましたことについてお答えをいただきたいと思います。以上です。

○和田警察本部長 まず警察関係がございましたが、パチンコ店の許可と請願の関係につきまして、本日、川口委員からもご指摘いただいたところでございますし、また今、中村委員からも、今後この種の事案についてというご質問でございました。今回の許可に至りました経緯につきましては、先ほど来、るるご説明をしておりますので、もう繰り返しません。ご質問の趣旨は、法的な問題というよりも議会との協調性をどうしていくのだということかと理解しております。

今回のように議会が閉会中の段階で、私どもといたしましてはやはり許可せざるを得ないという案件が生じた場合に、今後どういった措置がとり得るものなのか、これはまたそ

の関係部局の皆様方ともご相談をしながら、直ちに答えを持ち合わせていないわけですが、中村委員のご指摘なさいました、議会の議員のまたお立場もごさいましょし、私どもがそれをはかり知れるものではございませんけれども、こういったときにどうい調和のととり方が可能なのかどうなのか、こういったところは今回ご指摘賜りましたことを十分参考にさせていただきながら、今後事務を進めていく上で、公安委員会も警察本部も法律にのっって行政をしないといけないというのは基本ではございますが、今後はよく考えていかれたたいというご指摘をいただきまして、よく考えてまいりたいと考える次第でございます。

その余の処遇の関係につきましては、関係の方からお答えさせていただきます。

○奥田副知事 私にも今回のパチンコ店の許認可の問題についてどうだというご質問がございました。議会と行政の権限の問題かと思いますが、基本的には今、和田警察本部長がお答えになったとおりでございます、当然議会から、議会の採択した請願の送付を受けた場合は、我々行政機関は誠意を持ってその処理に当たるべきということは当然のことでございます。ただ、その一つの事案について、許認可の問題も含めて法的にそれを適正に処理をするというのは当然我々行政側がなすべきことでございます、ただそういった請願、県民の皆さんのいろんなそういう請願を受けて、議会からそういった示唆があったときに、我々が十分な情報提供と、それから十分な説明責任を果たすことが必要であるということについては私もそう思っているところでございまして、今後ともこういうことが出てまいりましたときに、我々の、例えば知事部局の問題でこういう問題が出てきましたときには、そういったようなことで事に当たりたいと思います。

○中野（雅）委員長 ありますか。

○幡谷警務部長 このご質問は職務と定員、あるいは定員の今後の見通しということだと思いますけれども、地方警察官の定員につきましては政令で定められた基準に従いまして、条例によって規定されているところでございます。県警察では県とも連携いたしまして、政府予算編成に対する要望、提案の中で治安基盤の充実の一方策として警察官の増員を要望しているところであります。そして、警察庁におきまして、このたび既存の人員では対処しがたい治安上の課題に対して的確に対処するためということで、3人の増員が割り当てられました。

今後の見通しについては、増員を要求はしていきますけれども、行政改革の折、真に必要なものということの割り当てになると思っております。

また給与の関係でございますが、警察官の給与を含みます地方公務員の給料につきましては、民間給与の実態調査を踏まえ、公民格差を解消すべく行われております人事委員会の勧告を尊重して決められていると承知しております。私どもではすぐにどうするとは言えないと思います。以上であります。

○稲山総務部長 給与の実態につきましては今、警務部長が答えましたように、人事委員会勧告の中で、我々行政者も含めて県の職員も警察官も、給与は決まっていくわけでありましてけれども、この警察官の給料というのは国の公安職給料表を使っております。全国的にもこれを使っており、近畿でも同じでありまして、これでいきますとそんなに大きな差はないところでありますが、違う要因が幾つかあると思います。1つは手当かと思っております。地域手当というのがあります。以前でいうと調整手当、都市手当的なもので、その地域手当の考え方が少し大都市、いわゆる都市手当と言われるものでありますので、大阪府なり京都府とは少し違う、政令市のあるところとは少し違う形で、奈良県が少し低いというのが出ていると思います。

それから、これは少し比較は私どもではできませんが、年齢構成、階級構成が少し違いかもわかりません。これははっきりしたことは申し上げられませんが、こういった点が少し違うと思っております。ここの差が出ているのかと思うところであります。以上です。

○安道生活安全部長 まず1点目、安全安心まちづくりの活動支援事業、緊急雇用に関してでございます。この事業につきましては、委員がお述べのとおり国の補正予算による緊急雇用対策事業の一環として奈良県安全安心まちづくりの活動支援事業という名目のもとに、犯罪多発地帯におけるパトロール、あるいは子どもを対象とした犯罪防止活動などへの支援を行うことを目的としています。

具体的に申し上げますと、ことしの4月から9月までの6カ月間、失業者等を警備員として雇用させるなどにより、警備員50名の体制により活動隊の編成をいたします。この活動隊によりまして、奈良県の犯罪の発生地域、特に多発地点等における防犯パトロール、あるいは児童の登下校の時間帯におけます見守り活動、さらに一昨年以降、振り込め詐欺については減ってきている状況ではありますが、そういった振り込め詐欺対策といたしましてATM周辺でのパトロール、あるいは声かけ活動等によります犯罪被害の防止など、幅広い活動を行っていかうとするものであります。この事業によりまして、児童の登下校時などにおけます安全確保をはじめ、刑法犯の中でも盗難被害の絶対数が多いオー

トバイ、あるいは自転車等の被害発生を抑止するとともに、地域住民の自主防犯活動に対する取り組み強化など、安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けて大きな効果を期待しているところであります。

次に、交番相談員の関係について。交番相談員制度とは、常時交番に人がいてほしい、あるいはパトロールを強化してほしいという地域住民の多様な要望があります。こういった中で、経験豊富でかつ警察業務にも精通をしておりました警察職員のOB、これを嘱託職員として採用をいたしまして、比較的来訪者の多い駅前などに位置する交番に配置をし、主に地理享受、各種相談業務等の対応を警察官にかわって行うことで警察官のパトロールの強化、あるいは事件、事故等への迅速な対応など、地域住民の多様なニーズにこたえた適切な地域活動を行うものであります。

現在、交番相談員は27交番27名の配置をいただいています。今後も必要と認められる交番に適宜配置をして検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○植田学校支援課長** 県立学校の施設整備につきましては、毎年6月ないし7月ぐらいに各学校より施設整備の要望、危険箇所や老朽箇所などのヒアリングを行っております。その中から小規模な修繕費につきましては、老朽化、緊急性、危険性、そういった観点から順位をつけ、学校支援課で学校へ配当をして、学校で対応をしてもらうということにしております。大規模なものにつきましては、同じく老朽化とかそういったもので順位を決めていくわけなのですが、大規模なものにつきましては土木部の営繕課にお願いすることになります。土木部まちづくり推進局の営繕課で老朽度などの判定をしていただいで、それを翌年度に予算要求していく手順になっております。

基本的には県立高校につきましては、国の補助金とか交付金というものはありません。ですから県費単独で対応していくわけなのですが、今回につきましては地域活性化交付金があるということですので、それを活用していただいています。

**○吉田学校教育課長** 道徳教育総合支援事業について。

従来、委嘱事業として実施いたしておりましたものを、国からの委託事業ということで実施をさせていただきます。未来を担う奈良県の子どもたちに豊かな人間性を育成すること、また、新しい学習指導要領では道徳教育のさらなる充実が示されております。また、それぞれの学校で道徳の時間等の指導のさらなる充実を図るために、この総合支援事業を実施したいと考えております。

内容ですが、まず推進校として小・中・高の各1校を指定しまして授業公開、あるいは研究協議、そういったものを通して成果と課題を検証していきたいと思っております。

それから、道徳教育振興会議を現在も設置しており、学識経験者、報道企業関係者等も入っていただいております。また、保護者にも入っていただきまして、県の道徳教育の推進についての会議を持たせていただいています。フォーラム等でその成果も発表しているところでして、成果の普及に関しては各学校での授業公開やフォーラム、あるいは啓発資料等、そういったものを作成、配付する予定です。特にこの中で本年度は道徳教育を推進する教員の研修会も新たに実施したいと考えております。

それから、小・中学校の道徳教育の推進について、一般的には市販の教材を用いて実施をされております。週1時間程度授業が行われておりますけれども、やはり県では道徳教育の一層の充実が求められている中で、学校における道徳教育のかなめである道徳の時間に役立てていただけるようにと、郷土を大切にすることをはぐくむ道徳の時間の指導に活用できるように郷土奈良の自然や伝統文化、そういったものを取り上げた資料を現在作成いたしております。今年度につきましては平城宮跡を守るということで、郷土の先人として平城宮跡の保存に尽力をされた棚田嘉十郎氏を取り上げて作成をいたしております。この棚田嘉十郎氏が私財をなげうって郷土の文化財を守ろうとした思い、こういったことについて考えることを通して、郷土を愛する心情を育てる道徳の時間に活用させたいと考えております。この資料は平成23年4月に県内すべての小学校に40部ずつ配付する予定でございます。以上でございます。

○中村委員 それで道徳教育はいいわけですが、教科になっていないけれども、道徳教育を小・中・高、特に小・中に教える専任の先生は、一体何人くらいいて、その先生方がどのような日々の研修を受けて小・中・高の教育現場で道徳教育をしているのかを聞きたいのです。

郷土については、わかりました。教育基本法には国を愛する国民と書いてあるわけです。国家に対して、アメリカにおいては星条旗に敬意を表してということなどいろいろあるわけです。日本は戦後65年の教育の中で、そういうことは皆無なんです。でもこれはみんな意見は分かれます。そしたら、国をどう思うのか。時あたかも、知事はこれから古事記、万葉集を情報発信していこうとやっているわけです。古事記は、日本最初の書物ですよ。日本書紀は、最初の勅撰集ですよ。この中には天武天皇以下神話の時代が書かれているわけです。知事もこういう日本の国のまほろばやふるさとかかわって古事記、万葉集を發

信しようとしていると思うのです。そうしたら、まさにこういうことを教育現場で教える、あるいは周知徹底させる意思が、古事記、万葉集の記述内容とか、これが大事なのです。それと日本という国家に対して、小・中学校のときから、アメリカでは共産主義はだめという教育をやっているわけです。北朝鮮においてはそういう教育をしているわけです。イスラム各国においてもそれぞれの教育観があるわけです。日本の社会に今、教育観はありますか。教育勅語、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」、こういうことをすると笑われるわけです。言っている内容はいいことを書いているのです。だからそこら辺で国に対するつながり、日本の国はどうやって生まれてきているのかというところを、この道徳教育現場でしっかり教えるような具体策をやってくださいと言っているわけです。ひとつお願いします。

それと、2番目の学校整備です。今これ、経済対策でこんな予算がついたからやっているけれども、現実に耐震構造に含めても大体手いっぱいなのです。そうしたら、奈良県下の県立高校一つ見ても、本当に老朽化した校舎や実験棟がいっぱいあるわけです。これを一日も早く整備計画をきっちりやって、心待ちの学校現場に対して、お宅は何年にやるのかいう、そういう計画をもっとわかりやすくやっていただければというのが私の思いです。やはり計画をつくっていただきたいと、そういうことでご意見があればお願いを申し上げたいと思います。

それと、警察です。まずはまた原点に戻って、副知事も協議をされると言われた。県教育長も議会と意見が異なった場合には協議をしますと、この協議という言葉は便利です。協調して議論を聞かせる、今回の場合はその協議がなかったわけです。公安委員会も県も本会議で継続審議になったにもかかわらず、議会に一切協議も何もしないで、言うならだまし討ちですよ、みんなが知らない間にもう許可をおろしているわけです。だれか聞いているということはないです。総務警察委員会委員もみんな聞いていないです、大筋については一切。許可がおりてから聞いているわけです。だれも聞いてない。それも警察が言っていない、こっちから聞きにいった、おりましたということをお教えてもらっただけです。これは協議にならないですよ、一方通行です。だから私の言いたいのは、やはり議会の意見を尊重するということは、十二分に合意形成をやらないといけません。合意形成をやるということは、同じテーブルで何度も話し合いをするということ、その話し合いの手順が今回は欠けておったと思っているわけです。だから、協議をするとともに今後は二度とこういう事案は起こさないようにしたいというお話があれば私も申し上げないのですが、そ

うという思いで申し上げているので、再度ご答弁をお願いを申し上げたいと思います。

それと、定員の問題について。和歌山県と奈良県は同じような県です、違いますか。財政的にも、むしろ人口の規模からいってもそう変わらないです、京都府、大阪府、兵庫県に比べたら。その和歌山県は平成13年度で一人当たり560名なのです、奈良県は654名、10年前からでもこれぐらいの警察官1人当たりの負担人口があるわけです。人口規模も財政的にもそう変わらない、同じような隣の県で、なぜ差をつけられているのですか。私の親は紀州の殿さんやと、大和のどん百姓の子やからかな、それを大和の国の思わざるを得ないわけです。それに対してしっかりと警察庁に増員要求をしたけれどもなぜだめだったかを、きょう、こうして質問しているのだから、それに対してもう少し具体的な答弁を、聞きたいのは、ことし警察庁に、何人増員要求されたのですか、去年何人増員要求されたのですか。結果としてことしは3人、去年は4人、そしておとしは16人と、実際には県警本部は毎年どれぐらいの人数を警察庁に要望しているのか、そのことを教えてください。

あとはいろいろ申し上げたら時間のこともありますが、もう1点は防犯アドバイザーです。これは雇用対策です。しかし防犯というのは交番の相談員も含めて市民の生活に非常に大事なんです。今度そうしたら、雇用対策がなくなって、50人の人間の予算がなくなったときに、県警は単費で防犯アドバイザーを維持するために、この1億円の金を来年も再来年もお持ちになる覚悟はあるのですか。雇用対策がなくなった場合に増員したこの防犯アドバイザーは非常に重要です。これをおやりになる覚悟があるのかないのか、そのことについてお願いします。

○植田学校支援課長 整備計画をということですが、今、私どもで耐震をやっております。耐震補強をする際に、それに関連した天井とかのひび割れ、外壁とか、それから窓枠なんかも耐震関連の大規模改修ということで一緒に取り組んでいるところでございます。

その整備計画の作成ということですが、先ほども答弁しましたように2次診断が終わりましたので、その2次診断の結果をもとに原則としてI s 値の小さい方からやっていくこととしています。今年度につきましては11校12棟の設計を予算計上しているところなんです、そういった段取りでいっているところです。

それと、先ほどちょっと舌足らずだったのですが、それ以外のここに上がっている、委員の当初のご質問の分につきましては、これは耐震関連ではございません。普通の大規模改修、小規模改修というもののなのですが、これについては従来から県の単独費ということ



で整備をしているところでございます。これにつきましては、整備計画というのはなかなか難しいです。緊急ということで不意にその年に言われて翌年度につけていくような対応になっておりますので、なかなか整備計画をつくってということは難しいと思います。以上です。

○中野（雅）委員長 道徳教育、何かありましたか。

○吉田学校教育課長 発達段階に応じまして、まず郷土を愛する、それから国の歴史や歴史を理解する、それがまた国を愛することにつながる、そういった愛情を持った子どもを育てることは大事だと思っております。特に本県は藤原京や平城京をはじめとする、数多くの歴史文化遺産を有しておりますし、先ほど委員がおっしゃいましたような日本書紀、古事記、万葉集、こういったものが編さんされた地でもございます。これにつきましては、私どもも一応小学校の指導資料に入れたり、あるいは万葉集を教材にする指導事例というものもお示ししておりますけれども、さらに勉強、研究を深めてまいりたいと思っております。以上です。

○中野（雅）委員長 警察の関係で、奥田副知事。

○奥田副知事 先ほどと同じ答えになるかもわかりませんが、それぞれの事案についていろいろなケースがございます。それから許認可等が伴っているのは当然のことながら、そのスピードや、影響を受けるいろいろな環境配備もございますので、それは個別のいろいろな事案として相談をさせていただくしかないのではないかと思っておりますし、そういうことを議会側と大事に協議をさせていただきたいという思いでおります。

○和田警察本部長 パチンコの件につきまして。

もちろん法律に基づいてやっていかないといけないことは議員のみなさまもご理解をいただいていることかとは存じますけれども、関係者の営業上のプライバシーとかは考慮しながら、時間の余裕があるときにはこういうふうな内容になっているという話はしていきたいと思っております。今回のように閉会中にどうしてもせざるを得ない状況になったとき、どのようなやり方があるのか、これはまた議会の皆様、あるいは事務局の皆様方とも相談をしながら、個別に説明に回るのがいいのか、それでは足りないのか、どんなやり方があるのか、こういったところを勉強してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、今回のような形で結果として議会の方々から、これはどうかというご指摘をいただくような場面はないにこしたことはない、これは私どもも同じことを感じているところですので、何とぞ今後ともよろしくご理解を賜りたいと思っております。

○**樺谷警務部長** 中村委員からは、平成13年当時の和歌山県警察の人口負担率、さらに当県の人口負担率の違いをおっしゃられましたけども、その当時から人口負担率に差があったことの経緯については、申しわけないのですが承知しておりません。

また、警察庁に対してどうかということなのですけれども、全国平均に近づくよう増員してほしいという要望をしているところでございます。

○**中村委員** 毎年、何人増員計画をしているのか。10名くれとか20名くれとか、毎年どれぐらいの増員要求をして、3人に削られた4人に削られたと言っているのか。

○**樺谷警務部長** 具体的な数としては、今手元に資料がございませんので済みませんが、平成13年から平成22年までに……。

○**中村委員** それはもう、情報公開。

○**中野（雅）委員長** また書類もらってください、後で。

○**樺谷警務部長** 10年間に325名の増員は認められてきているところであります。

○**中村委員** 認められている増員は、10年間で72名です。全然違います。

いやいや、失礼失礼。それで結構です。100名、40、30、35、40、30、30、16、4、3と。しかし他府県はそれ以上の増員がある。奈良県が一番少ない。だから、私がここで委員長に要求をしますのは、毎年警察庁に県警ほどの程度の増員要求をされて、結局3名とか4名に削られてきているのか、そのことについて資料請求をしておきます。

それと、よくわかりましたというよりも、今後お互いにいろいろ話し合っ、議会と円滑にいくようにいたしましょう。

それで教育委員会、学校教育課長、非常に要を得た答弁ではございません。歴史は1,300年、奈良時代だけと違うのです。それに先行する飛鳥、もっと言えば大和王権、纏向遺跡があるわけです。古事記、日本書紀、このあたりに視点を向けて子どもに、大和は国のまほろばということをして教育をすることも含めて、道徳教育をしっかりとやっていただくことを要望いたしまして終わります。

○**中野（雅）委員長** はい、ありがとうございます。

○**川口委員** 中村委員は了解をなさったようではございますけれども、私はまだ理解が足りない。警察本部長がパチンコ店にかかわって謙虚な方向をお示しになった、その意味はわかります。意味はわかりましたけれども、だからといって今、課題にしている事柄にかかわって納得をいたしましたというわけにはまいらない。今後の展開としてそうあるべきだということで、これは私も理解しています。

というのは、私が、つまり駐車場の数量の問題にかかわって申し上げたら、安道生活安全全部長は自転車の数で補いをされた。こういういわば答弁の仕方とか、警察は絶対に一応答えを出したら全く変更しない、理屈はいくらでもちゃんとつけますよという考え方では謙虚さは想像できない。謙虚さというのは、ああ、そういうこともありました、そういう側面が見切れていませんでしたというものです。いろいろな見方があるのだから、理屈のこね合いではなしに、理解の積み重ね合いをしないといけない。理屈のこね合いであったら果てしなく物事は解決いたしません。そういうことで説教じみたことを言いましたけれど、とにかくそういう謙虚さを理解しながら、いま一度、今から申し上げる事柄について整理をしておいてもらいたい。きょう結論を出してもらおうとは思いませんけれど、整理をしておいてもらいたい。

1つは、公安委員がおっしゃったお話はわかるのです。だけれど12月13日の、この総務警察委員会の記録とは重ならない。つまり今はつながらない。あえて言うならば、最後のお答えはどんなんやというような機運を手伝うてやと、こういうことですよ。そういう意味では、私は最初、申請の受け付け時にしっかりした申請指導、これをなさっておいたら、きょう、こういう矛盾は起こらないのです。

そういう意味で、あえて4～5年前の香芝市上中のARROWというパチンコ屋を譲り受けてここでやりたいということについてバツの指導をなさっているわけです。4～5年前だからその担当者はいないかわからないけど、一度振りかえることができるならば、追跡をしてもらいたい。今、その後、あの辺がどうなっているのか知らないけれども、あそこであつたら、今ならできますかということになるのかどうなのか、環境が変わっていると思います。まずはそういうこともひとつ点検をなさる必要があろう。つまり許認可の基準が変更になったかどうかあわせ、指導の要領が変化したのかどうかも含めて検討なさる必要があろうと思うわけです。

そういう意味で、総務警察委員会、12月13日ときょうまでの経過の中での内容で、やはりいま一度、今後のためにも整理をなさっておく必要があるのではないかと思います。これ一度整理をしてもらいたい。

それから、手続の最初の問題ですけれども、読みますが、井岡生活安全全部長が答弁をされた中で、営業所等がパチンコ営業についていえば、パチンコ遊技機及び客席などを設けてパチンコ遊戯をさせる建物をいい、パチンコ営業に伴う専用駐車場であっても原則として営業所に含まないと、こう答弁をされておりました。ではなぜ奈良県ではパチンコ営業

の新規申請をする際、全敷地の各隅々から100メートル以内に規制対象物があるかどうかを確認する書類の添付を義務づけられていると、これをなされたのかどうかということですね。また同時に、パチンコ遊戯をさせる建物と駐車場とが物理的に構造上、一体となっているかが問題で、物理的に独立していれば当該駐車場は営業所に含まないと判断するとおっしゃいましたが、物理的に構造上、一体と判断する基準はどのようになっているのか、過去に公道を挟んでパチンコ店舗を有する敷地と独立している、いわゆる第2駐車場の使用について、その許可を承認しなかった例というのは、今申し上げた香芝市のARROWの問題です。さらに、この、請願第10号の中のパチンコ店と隣接する貸し駐車場との間に全台であろうと数台であろうと賃貸借契約が存在するのであれば、その範囲において直ちにそのパチンコ店の専属契約駐車場と解釈されるのは世間一般から見ても明らかではないか。奈良県ではパチンコ店の新規申請の書類の中に、所有か借地かにかかわらず、その規制対象物との位置関係図をそのパチンコ店が使用する全敷地をもって明記するよう指導していると伺ってきた。ならば、賃貸借契約のある貸し駐車場は、その審査対象になるはずではないかという疑問です。もしこのパチンコ店が、その貸し駐車場内の占有する部分を添付せずに許可申請したのであれば、公安委員会に対して虚偽申請したことにもなりかねず、百歩譲ったとしても、駐車場の使用条件つき許可に変更する必要があるのではないかと、こういったものについて整理をされる必要があると思う。

そして、先ほども申し上げたけれども、この交通安全対策について請願でも出ていました。交通安全対策になって、今になってあの前の変則四差路ですか、五差路ですか、あそこの白線のラインの引き方を変えようという話が持ち上がっていると聞いているわけです。必要があるならば、許可の前になぜしないのか。すべきことをちゃんとして、組み立てて、できるだけ住民の心配、危惧にこたえながら対処していくのが筋ではないのかと思うのです。先ほどのでは、そんなことなさそうな雰囲気でしたので、恐らくないのだろうと思いますけれども、私の取り越し苦労、早とちりして申し上げているならば、またご指摘をいただきたいと思います。

いずれにしても、皆が、慌て過ぎではないか、何かあるぞと疑うのです。何かある、おかしいぞと、露骨に言いますよ、そのパチンコの会社に警察の関係者が就職していないのではないかと、だから裏でうまくやっているのではないかという話まで出るわけです。そんなこと私はわからないと、ないとするならないでいいと思いますけれども、疑いがいくらでも広がるのです、疑いは広げたくないと思うのです。いずれにしても、我々も法にの

っとしてやります。だけど法にかかわる解釈にはさまざまありますから、歪曲した形での法論議はよしておきたい。法論議が歪曲されないような、そういう法論議をやりたいと思うわけです。だからこれについては、総括までにうまく整理をしてください。それまでにまずは私の認識に損を来している内容があったら、またご注意ください。遠慮会釈なしにご注意ください。

それからもう1点、ご苦勞かけました、水平社博物館前での青年の言動、罵詈雑言、差別語、これを人権侵害の具体例としてとらえられることができるのかどうなのか。いや、あれはそうではないのですよとか、あの事象はやむを得ないので、あのままほうっておくということになるのかどうなのかの認識の整理をしてもらいたいです。ああいう例は、部落差別、同和差別だけではなく、いろんな種類の差別、人権侵害、そういう罵倒など、あるいは行為などが起こり得ることがあるから、それに対する人権にかかわっての気構えの思想ですか、人権思想というものを皆さんに身につけてもらいたいと思うわけです。打てば響くように人権文化をつくり上げるところの世の中をやってもらいたい。だけどまだまだ不十分なところがある、求めてはおりますけれどもなかなか大変です。運動をしている私どもの仲間の中にも間違いを起こす人はいるわけですから。だからそれは両側からお互い踏み込んでもらって、心の踏み込み合いが大事だという意味で警察本部として、あるいは公安委員会の意見として、人権文化、人権思想の構築のためにどうあるべきかという組み立てを論議してもらいたいし、気構えをとってもらいたいというのが、私のお願いなのです。

そのことをまた総括のときに聞けるなら聞かせてもらおうと思っています。きょうは今、一方的な問題の提起をいたしましたけれど、時間の関係もありますので、皆さんにええかげんにしとけよってまた腹の底で怒られたら困りますので、この辺で終わります。

○中野（雅）委員長 それなら、答弁よろしいですか。慎重審議ありがとうございました。よろしいですね。

○川口委員 はい。

○中野（雅）委員長 それでは、これをもって歳入、総務部、教育委員会、警察本部の審査を終わらせていただきます。

あす3月8日は午前10時より健康福祉部、こども家庭局、医療政策部の審査を行います。

本日はこれをもって会議を終わります。ありがとうございました。